

保健福祉事業の概要

平成28年度



飯田市

【表紙の説明】

飯田市保健センター

平成 28 年 11 月 7 日に飯田市役所全面供用開始式を行い、新しい保健センターの業務を開始しました。

【 目 次 】

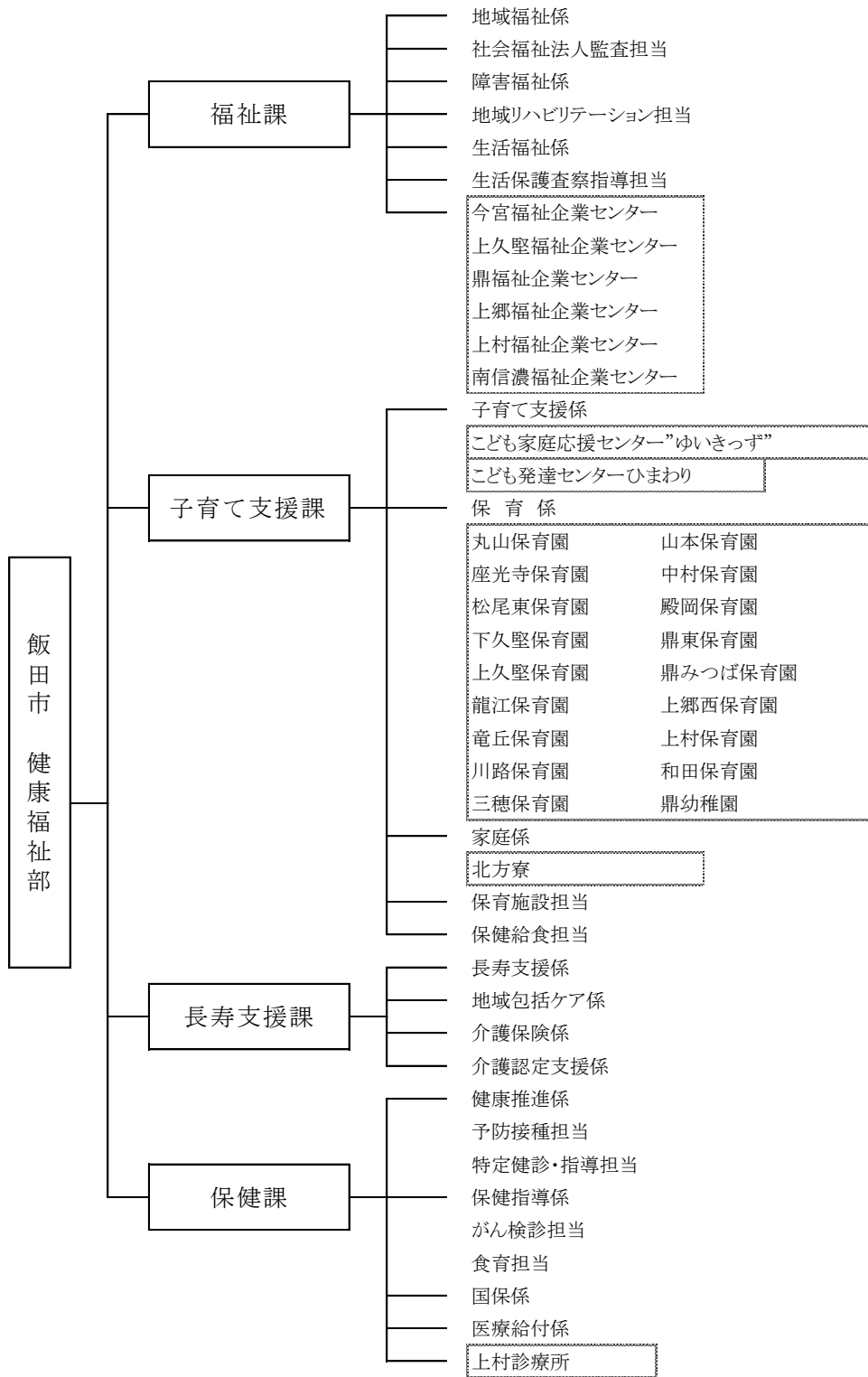
<u>1</u>	<u>健康福祉部</u>	1
1-1	健康福祉部機構図	2
1-2	健康福祉部の事務分掌	3
1-3	飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成28年度）	5
<u>2</u>	<u>福祉課</u>	7
2-1	地域福祉、更生保護、社会援護	8
2-2	民生委員・児童委員、福祉委員	10
2-3	障がい者福祉施策	14
2-4	生活保護関係	25
2-5	生活就労支援センター.....	28
2-6	住宅確保給付金	29
2-7	一時生活支援事業	29
2-8	福祉企業センター	30
<u>3</u>	<u>子育て支援課</u>	31
3-1	児童福祉関係	32
3-2	児童手当関係	35
3-3	ひとり親関係	35
3-4	地域子育て支援関係	37
3-5	こども発達センターひまわりの現況	42
3-6	平成27年度子育て応援プランの進捗状況	44
<u>4</u>	<u>長寿支援課</u>	59
4-1	要介護（要支援）認定者数	60
4-2	介護保険料	61
4-3	介護保険給付決定状況	62
4-4	介護サービス利用料の軽減制度	63
4-5	高齢者等の在宅福祉サービス	66
4-6	地域包括支援センター	73
4-7	いいだシニアクラブと生きがい対策	74
4-8	統計資料	75

<u>5 保健課</u>	77
5-1 人口動態	78
5-2 母子保健	79
5-3 成人保健	82
5-4 介護予防事業	91
5-5 精神保健	96
5-6 栄養指導	97
5-7 歯科保健	98
5-8 献血	99
5-9 健康福祉委員等活動	99
5-10 食生活改善推進活動	100
5-11 救急医療対策事業	102
5-12 保健センターの概要	103
5-13 予防接種	104
5-14 不妊治療費助成事業	105
5-15 後期高齢者医療制度	106
5-16 医療給付事業	108
5-17 国民健康保険	112
<u>6 飯田市社会福祉協議会</u>	122
6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	123
<u>7 保健・社会福祉施設等一覧</u>	127
7-1 市内保健福祉施設	128
7-2 介護保険事業者一覧	134
7-3 障がい福祉サービス事業者一覧	144

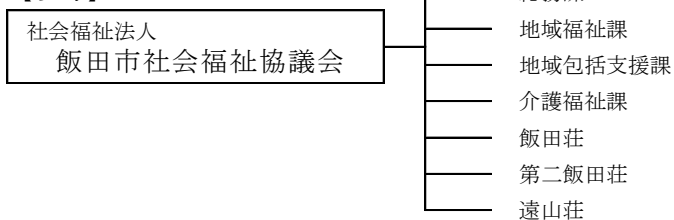
1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(平成28年4月1日現在)



【参考】



1-2 健康福祉部の事務分掌

課名	係名	分 掌 事 務
福 祉 課	地域福祉係 社会福祉法人 監査担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 7 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 8 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 9 臨時福祉給付金の支給に関すること。 10 部内の庶務に関すること。 11 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係 地域リハビリ 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者の福祉に関すること。 2 知的障害者の福祉に関すること。 3 精神障害者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係 査察指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱に関すること。
子 育 て 支 援 課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 家庭児童相談に関すること。 3 児童虐待防止に関すること。 4 子どもの発達支援に関すること。 5 飯田市こども家庭応援センターに関すること。
	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 認定こども園に関すること。 4 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療給付金の認定に関すること。
	保育施設 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の民営化に関すること。
	保健給食 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健・給食に関すること。

課名	係名	分 掌 事 務
長 寿 支 援 課	長寿支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホームに関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 高齢者の施設措置等に関すること。
	介護保険係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	介護認定支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定に関すること。 2 特養入所申込みに関すること。
	地域包括ケア係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。
保 健 課	健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 献血に関すること。
	保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。
	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。

1-3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成 28 年度）

（「平成 28 年度 飯田市当初予算（案）の概要」より抜粋）

1. 平成 28 年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 443 億円（対前年比 1.9%）

■増減の主な要因

庁舎整備事業は大幅減額し最終の第 3 期工事となりますが、特別養護老人ホーム飯田荘改築や自治振興センター等の耐震化整備、稲葉クリーンセンター建設に係る南信州広域連合負担金等、大規模な施設整備に係る経費が増えることなどから予算総額は増加しました。

なお、地方創生に向け取り組む「知の拠点」整備は、長野県や南信州広域連合と調整しつつ、まずは「地方創生加速化交付金」の活用を見込む取組を平成27年度補正予算へ計上。

2. 市政経営の 5 つの基本方針における平成 28 年度予算の特徴

（平成 27 年度補正予算計上分を含む）

■ 健康福祉部等の主要な事業

（単位：千円）

5 つの基本方針・予算額		主要な施策・事業等
Ⅲ 安心して健やかに暮らせるまちづくり 【施策 31～45】		<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な主体との協議による地域福祉計画策定、地域包括ケアシステム構築 ◆地域健康ケア計画 2016 重点プロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの家庭訪問 ・高齢になっても地域で安心して暮らせるための支援 ・子どもとその家庭に対する「総合的な発達支援」 ・ともに未来を支え合うパートナーづくり ・家族ぐるみで取り組む「がん」対策 ・みんなで食べよう楽しい食事（食育の推進） ・歩こう動こうプラステン（+10 分） ◆子どもを産み育てやすい環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども福祉医療費の給付対象年齢拡大 ・「飯田市こども家庭応援センター」等による子育て支援の拡充 ◆飯田市立病院の救急、周産期、がんなどの診療機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・リニアック（放射線治療装置）棟の建設 ◆災害対策の推進・飯田市国土強靱化地域計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化による防災拠点整備 ◆飯田市第 11 次消防力（消防団）整備計画に基づく着実な取組
平成 28 年度	23,438,399	◆公共交通の利用促進
平成 27 年度	23,011,601	◆飯田市住宅基本計画の策定
増減額	426,798	◆道路・橋梁上下水道施設等の長寿命化・耐震化の取組推進

地域健康ケア計画2016 ~「市民総健康」と「生涯現役」をめざして~

「地域健康ケア計画」を保健・福祉の総合的な計画と位置付け、めざす健康福祉像に向けて事業を推進します。市民一人ひとりが、家族・地域が心身ともに健康で、いきいきと光り輝き続けられるように、次の重点プロジェクトに取り組めます。

主要な事業の予算額

6億3,340万円

中年期

歩こう動こうプラステン(+10分) 1億669万円

今より身体活動量を1日10分増やす「プラステン」を、様々な機会を活用して実践に向けた普及を行います。また、年代や健康状態に応じた運動指導を行います。

- ・運動による健康づくり事業【34万円】
- ・生涯スポーツ推進事業【74万円】
- ・やまびこマーチ開催事業【267万円】
- ・風越登山マラソン大会事業【102万円】
- ・環境にやさしい交通社会形成事業【300万円】
- ・市民バス等運行事業【9,892万円】

家族ぐるみで取り組む「がん」対策 6,592万円

全国的にも低いがん死亡率をさらによくするため、がん検診と精密検査の受診率向上に取り組めます。

- ・健康診査（がん検診）事業【6,592万円】
- ・訪問指導事業（再掲）
- ・健康福祉委員等活動事業（再掲）

【退職】

健康づくり家庭訪問 4,760万円

62歳家庭訪問の横展開を図り、地域ぐるみで健康づくりを推進するネットワークの構築を進めます。

- ・訪問指導事業【130万円】
- ・健康相談事業【360万円】
- ・国民健康保険特定健康診査（特会）【3,800万円】
- ・特定保健指導事業（特会）【131万円】
- ・健康福祉委員等活動事業【339万円】

高齢期

高齢になっても地域で安心して暮らせるための支援 1億9,694万円

新しい総合事業の円滑な実施と地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、高齢者の介護予防や認知症対策に取り組めます。

- ・介護予防・生活支援サービス事業（特会）【1,271万円】
- ・配食見守りサービス事業（特会）【40万円】
- ・一般介護予防事業（特会）【1,663万円】
- ・包括支援事業（特会）【1億3,163万円】
- ・認知症高齢者見守り事業（特会）【71万円】
- ・認知症サポーター等養成事業（特会）【22万円】
- ・地域資源ネットワーク形成事業（特会）【330万円】
- ・生きがいデイサービス事業【1,029万円】
- ・高齢者クラブ育成支援事業【609万円】
- ・高齢者住宅リノベーション助成事業【1,506万円】

青年期

ともに未来を支え合うパートナーづくり 733万円

丁寧な相談やセミナーの開催、出会いの場提供などで結婚支援と、結婚への意識高揚に取り組めます。

- ・ともに未来を支え合うパートナーづくり事業【733万円】

学童期

みんなで食べよう楽しい食事(食育の推進) 1億1,223万円

共食する人の層加と、青年期の朝食食生活の改善など、すべての年代への食育を考える機会の提供と啓発に取り組めます。

- ・食育推進事業【214万円】
- ・家庭教育啓発推進事業【34万円】
- ・家庭教育推進事業【42万円】
- ・地域の乳幼児期親子の学習交流支援事業【145万円】
- ・地域の学齢期親子学習交流支援事業【69万円】
- ・地域の健康学習交流支援事業【30万円】
- ・乳幼児保健事業【1,021万円】
- ・すこやか親子・子育て支援事業【580万円】
- ・保育所保育事業【9,088万円】

乳幼児期

子どもとその家庭に対する「総合的な発達支援」 9,669万円

市民と行政が協働して子育て家庭を社会全体で応援する仕組みづくりを行うとともに、途切れの無い発達支援体制づくりを進めます。

- ・子ども家庭応援センター事業【1,147万円】
- ・子ども発達総合支援事業【974万円】
- ・養育支援事業【929万円】
- ・児童発達支援センター事業【3,631万円】
- ・小中連携・一貫教育推進事業【2,489万円】
- ・教育相談事業【499万円】

ライフステージごとに対象となる施策などを提示し、サポートします。

「食育・身体活動・社会教育」のテーマを提案します。

生活環境整備を進めます。

地域内のネットワークや、多様な主体の協働により、健康づくりの推進を行います。

めざす健康福祉像 「市民総健康」と「生涯現役」

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1. 地域福祉の推進事業

平成 24・25 年度に地域福祉懇談会を開催し、まちづくり委員会、市及び飯田市社会福祉協議会において地域福祉の必要性と各地区の福祉課題が認識された。

各地区まちづくり委員会で基本構想・基本計画が策定されたこと、福祉に係る法定計画が策定されたことにより、平成 27 年度から地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に着手した。飯田市社会福祉審議会本部会において素案を検討し、平成 28 年度にまちづくり委員会、民生児童委員会等へ素案の説明と意見交換を行い、計画策定に至った。

(1) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要となる方々、いわゆる「要援護者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要援護者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成方法を「災害時」から「日常の支え合い」へ繋げていき、地域での支え合いを推進していくように、まちづくり委員会が主体となり、飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して取り組んでいる。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を推進することで、より具体的な支え合い活動に発展させていく。日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みを推進する。座光寺・松尾地区において、新聞販売店等と見守り協定が締結された。

(3) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、これまでは自力や助け合い等で解決できていた買い物、ごみ出し、雪かき等が困難になる新たな課題が発生している。それらの課題は住民だけ、行政だけでは解決が難しいことが多く、住民、事業者、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を發揮して解決する方法を検討できる体制が必要である。地域福祉活動に係る学習会等を開催し、それぞれの地域での福祉課題解決を推進していく。

2. 保護司および“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）である。保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。

平成 28 年 10 月 1 日現在、当飯田地区では 47 名の保護司が活動している。また、保護司の活動を支える団体として、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会がある。

また、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”が、毎年 7 月を強調月間として行われている。

この運動を推進するため、社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内 9 団体（飯田市・飯田地区保護司会・飯田市更生保護女性会・飯伊地区更生保護協力事業主会・飯田市まちづくり委員会・飯田人権擁護委員協議会中部部会・飯田市校長会・飯田市 P T A 連合会・長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成されている。

第 65 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

- (1) 公開ケース研究会 7月8日(水)
会場：龍江公民館 参加人数：103名
- (2) 地区講演会 7月24日(金)
会場：橋北公民館 参加人数：101名
- (3) ミニ集会
7月を中心に各地で全105回開催 参加人数：延べ1,975名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
◎高陵中学校で講話会を開催 6月30日(木) 参加人数：562名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動” 長野県推進委員会が主催するコンテストに参加。
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生 800点、中学生 830点
入選数：小学生 最優秀賞0 優秀賞0 入選9
中学生 最優秀賞1 優秀賞0 入選7
- (6) 愛のはがき募金
募金総額 3,385,296円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3. 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。平成28年10月1日現在で、国費帰国者は32世帯43人である。

しかし、永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多い。また、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。このようなことから、平成19年11月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は（2）および（3））

- (1) 高齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - イ 交流事業支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）その他中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4. 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻のうち、一定の要件を満たす方に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金を支給する事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■ 概 況

民生委員は、民生委員法（昭和23.7.29施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展してきた。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、過去5回にわたる市町村合併や世帯増等により定数増が図られ、平成28年12月より237名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、当初19名が委嘱された。平成28年12月現在で25名の定員となっている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■ 飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区単位に地区協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1. 平成28年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

(1) 事業方針

社会・経済情勢は依然として厳しく、地域における福祉課題は、住民の孤立・孤独化の進行や育児・介護の不安・負担の増大、災害時の要援護者の支援に加え、消費者被害や生活困難者の増加など、複雑・多様化しています。

こうしたなか、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設90周年記念活動強化方策として「広げよう地域に根ざした思いやり」を100周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言として掲げています。

長野県民生委員児童委員協議会連合会では、平成28年度目標として、引き続き「広げよう 地域に根ざした思いやり」～誰もが住みやすい地域づくりをめざして～ を掲げます。

飯田市民生児童委員協議会においても、これらの方針に沿いながら、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めます。

地区民児協の組織強化と活動の充実に向け、会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や学習・研修に努めるとともに、援助を必要としている方に、よりの確で迅速な情報提供や対応

ができる体制づくりに努めます。また、住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力により、地域の日常の支え合い活動を進めるとともに、災害に強い地域づくりに協力します。

更に、個人情報保護法を遵守し、人権尊重、プライバシーの保護、権利擁護の視点に立ち、住民に信頼され、行動する民生・児童委員としての活動を展開します。

（２）重点事項

- ① 個別援助活動の強化
- ② 在宅援助のためのネットワークづくり
- ③ 地域福祉推進への積極的な協力
- ④ 地域の防災力強化への協力
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑦ 地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進
- ⑧ 民生・児童委員の資質向上と健康管理並びに民児協の組織強化
- ⑨ 関連する団体等の事業への協力
- ⑩ 委員の一斉改選における、適任者が推薦される環境づくり並びに新旧委員間や単位民児協内の円滑な引き継ぎ

（３）具体的な活動の進め方

- ① 個別援助活動の強化
 - ア 民生委員活動の基本重視と自立支援
 - 担当区域内の掌握、住民の生活を状況により把握、日常活動の継続、秘密保持、知識や情報の習得
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言、情報提供を含めた援助活動の強化
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
- ② 在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - イ 介護者の実態とニーズの把握
 - ウ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - エ 地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
 - 「長野県地域見守り協定」に基づく取り組みへのフォローアップの他、地域特性に応じた運動の推進
- ③ 地域福祉推進への積極的な協力
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
 - イ 住民支え合いマップ(災害時助け合いマップ)作成・更新と日常の支え合い活動推進への積極的協力

- ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ
- エ 在宅援助ボランティアの発掘
- ④ 地域の防災力強化への協力
 - 地域での災害時における要援護者支援の体制づくりに協力する。
- ⑤ 関係機関との連携
 - ア 他の関係する機関及び団体等との連携を図る。
 - イ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協を開催する。
- ⑥ 生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進等
 - ア 要援護世帯(者)に対し、必要に応じて生活実態を把握し、生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯(者)に対して、貸付・償還方法を検討し、積極的に援助指導を行う。
 - イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯(者)の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動を強化する。
- ⑦ 子育て環境づくりの促進及び青少年健全育成活動の推進
 - ア おめでとう赤ちゃん訪問活動事業の継続により、地域ぐるみで子育てを応援する。
 - イ 地域における児童福祉の向上と児童健全育成活動の一層の推進を図るため、必要に応じて主任児童委員会を開催する。
 - ウ 保育園や学校等との連携のもと、児童に対する虐待等防止活動等に積極的に協力する。
 - エ 青少年健全育成について関係団体との連携を図りながら、その活動の推進をする。
- ⑧ 民生・児童委員の資質の向上と民児協の組織強化
 - 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修に努めるとともに、他町村民児協等との情報交換に努める。積極的に健診を受け、自らの健康管理に努める。

(4) 月別事業計画

月	飯田市民生児童委員協議会関連	長野県・全国民生委員児童委員連合会関連
4月	正副会長会・監査会(19日)	県民児連理事会(22日)
5月	民生委員児童委員の日(12日)、総会・研修会(13日)、第1回会長会(20日)	県民児連評議員・事務担当合同会議(16日)
6月		
7月	第2回会長会(22日)	関東ブロック民生児童委員活動研究協議会(14~15日さいたま市)
8月		県民児連理事会(23、24日)
9月	第3回会長会(16日)、敬老の日訪問 研修旅行(28、29日)	県社会福祉大会(14日長野市) 長野県民連大会(1、2日長野市)
10月	共同募金運動協力	全国民生委員児童委員大会(19~21日高松市)
11月	第4回会長会(18日)	全国社会福祉大会(11日)
12月	一斉改選、委嘱状伝達式・臨時総会(1日) 歳末助け合い協力、重度障害者・要介護者介護者慰労	県民児連理事会・民児協会会長会(13日)
1月	第5回会長会(20日) 民生児童委員研修会(16日)	民生児童委員研修(2期目以上)(24日)
2月		民生児童委員研修(1期目)(10日) 主任児童委員研修(20、21日) 民生児童委員会会長研修(27、28日)
3月	第6回会長会(24日)	県民児連理事会(7日)

(5) 随時事業

- ① 地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ② 県社協・市社協、県民児協等他機関への協力
- ③ 地区福祉懇談会への協力
- ④ 独居老人友愛訪問事業への協力
- ⑤ ブロック研修会の開催
- ⑥ 「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2. 平成28年度飯田市民生児童委員協議会役員 (H28. 12. 1現在)

会 長 椎 名 佑 平 (上久堅地区会長)

副会長 伊 藤 力 (伊賀良地区会長)

〃 奥 村 哲 也 (東野地区会長)

〃 森 山 文 枝 (橋南地区会長)

ブ ロ ッ ク	地区名	会長名	民生児童委員数			うち主任児 童委員数
			男性	女性	合計	
A	橋北	辻 正隆	3	9	12	1
	橋南	樋口 昭三	4	7	11	1
	羽場	熊谷 清文	3	9	12	1
	丸山	夏目 健三	1	8	9	1
	東野	奥村 哲也	3	6	9	1
B	山本	吉澤 章	5	5	10	1
	伊賀良	伊藤 力	11	11	22	2
	鼎	多田 雅幸	11	12	23	2
C	松尾	佐々木 尚	10	10	20	2
	下久堅	佐藤 彰一郎	6	3	9	1
	上久堅	椎名 佑平	3	4	7	1
D	千代	森山 文枝	3	5	8	1
	龍江	林 宗吉	4	5	9	1
	竜丘	大倉 剛	6	7	13	2
	川路	伊藤 正司	1	5	6	1
	三穂	井上 貞孝	3	3	6	1
E	座光寺	上沼 明夫	4	5	9	1
	上郷	山口 幸造	7	19	26	2
F	上村	熊谷 貴美子	1	4	5	1
	南信濃	鈴川 正道	6	5	11	1
合計			95	142	237	25

2-3 障がい者福祉施策

1. 概況

平成 27 年度末現在の障がい者数は、身体障がい者手帳保持者数 5,713 人、療育手帳保持者数 815 人、精神保健福祉手帳保持者数 625 人となっており、共通して障がいが重い人が増え、高齢化の傾向にある。

2. 主な事業

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 25 年 9 月、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第 3 次障害者基本計画を策定されました。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 4 期障がい福祉計画」に基づき、障がい者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障がい者福祉制度の改革

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等に置ける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）が施行される。

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア. 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※国が定める対象疾病 H25. 4. 1 : 130 疾病、H27. 1. 1 : 151 疾病、H27. 7. 1 : 332 疾病

イ. 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

ウ. 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

エ. 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）

オ. 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

カ. 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）

キ. サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）

その他関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24.6	H25.4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25.6	H28.4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・障がい者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応ができることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26.1		障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

(2) 相談支援事業

・一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別毎に支援センターが開設されてきた経過があったため、平成19年4月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

平成27年度相談件数

(単位：延人数)

相談支援内容	飯伊圏域障がい者総合支援センター	南信地域活動支援センター	こども発達センターひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	1,345 (21)	147	1
障がいや病状の理解に関する事	311 (3)	238	152
健康・医療に関する事	237 (2)	168	-
不安の解消・情緒安定に関する事	203 (68)	472	-
保育・教育に関する事	31 (-)	-	3,861
家族関係・人間関係に関する事	277 (69)	536	16
家計・経済に関する事	39 (7)	18	-
生活技術に関する事	6 (-)	288	-
就労に関する事	64 (3)	131	-
社会参加・余暇活動に関する事	2 (-)	120	-
権利擁護に関する事	55 (-)	8	-
その他	58 (1)	169	2
計	2,628 (174)	2,295	4,032

※ (カッコ内書きはピアカン)

・計画相談支援

平成24年4月から計画相談支援の充実が図られ、障がい福祉サービス等を申請した障がい児者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のモニタリングを段階的に進めている。

また、平成27年度から、障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児者は、このサービス等利用計画に基づくサービスを利用する。

・地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。(南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第2条)

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 就労支援に関する協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥ その他必要な事項

3. 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある20歳未満の児童を監護している者	月額1級51,500円、2級34,300円 年3回 4月、8月、11月に支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者	月額26,830円 年4回 5月、8月、11月、2月に支給。 施設入所や病院又は診察所に継続して3カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児（20歳未満）	月額14,600円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障がい者手帳3級以上該当者 ・療育手帳A1、A2、B1該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神保健福祉手帳1級該当者（医療費は外来分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限あり。

施策名	対象者	施策の説明	備考
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターのサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、ストマ、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
寝具洗濯乾燥サービス事業 (市単独)	在宅の重度の心身障身体障がい児者	使用している寝具について、年2回丸洗い乾燥サービスを行う。(介護保険対象者との重複分を除く。)	
家庭介護者疲労回復事業 (市単独)	常時介護を必要とする在宅の重度心身障身体障がい児者の介護者	家庭介護者が疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。(介護保険対象者との重複分を除く。)	
訪問理美容サービス事業 (市単独)	在宅の重度の心身障身体障がい児者	1回につき1,000円、年間6回まで。(介護保険対象者との重複分を除く。)	
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児者	家族が障がい児者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費負担有り
障害児者タクシー利用料金助成事業 (市単独)	障がい程度が3級以上の身体障がい者手帳保持者(ただし3級の外部障がい者は前年分所得税非課税者)、A1～B1の療育手帳保持者・精神保健福祉手帳1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成(年間500円券×30枚) ただし自動車・軽自動車税の税減免を受けている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業 (市単独)	特別児童扶養手当1級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1/2

施策名	対象者	施策の説明	備考
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項で市長が適当と認めた場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	
代読奉仕員派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅におけるリハビリを行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅改良促進事業	65歳未満で障がい程度が1～6級までの身体障がい者手帳保持者（ただし4～6級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が8万円以下の世帯	障がいの程度に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに補助基準額70万円を上限に補助。（原則1割負担）	
障害者余暇活動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自動車税の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税が免除される。	

4. 専門職の設置

・理学療法士 1名	<主な業務> 在宅での機能訓練 飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、 障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 障がい者・高齢者施設での機能訓練
・手話通訳者 1名	<主な業務> 庁舎窓口での手話通訳 庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 手話通訳者のコーディネート 要約筆記奉仕員への依頼・通知 聴覚障がい者の緊急時対応

5. 障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 平成 27 年度 障がい者虐待の状況

養護者による虐待		虐待の種類*)	
相談・通報・届出件数	1 件	身体的虐待	0 件
事実確認調査件数	1 件	性的虐待	0 件
虐待と判断	0 件	心理的虐待	0 件
虐待ではない	1 件	放棄・放任	0 件
未確認	0 件	経済的虐待	0 件

*) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者の虐待		虐待の種類*)	
相談・通報・届出件数	2 件	身体的虐待	2 件
事実確認調査件数	2 件	性的虐待	0 件
虐待と判断 障がい者支援施設	2 件	心理的虐待	1 件
虐待と判断 障がい福祉サービス事業所	0 件	放棄・放任	0 件
虐待ではない	2 件	経済的虐待	0 件
未確認	0 件		

*) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

使用者による虐待		虐待の種類＊)	
相談・通報・届出件数	1件	身体的虐待	0件
事実確認調査件数	1件	性的虐待	0件
虐待と判断	0件	心理的虐待	0件
虐待ではない	1件	放棄・放任	0件
未確認	0件	経済的虐待	0件

＊) 虐待の種類については、虐待の内容によって重複する場合あり。

6. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

・飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 25 年度 目標額 2,500 千円 実績額 1,270 千円

平成 26 年度 目標額 2,500 千円 実績額 2,105 千円

平成 27 年度 目標額 3,800 千円 実績額 2,534 千円

平成 28 年度 目標額 3,800 千円

7. 障がい者の統計

(1) 身体障がい者

① 障害別等級別障害者数

(H28.3.31 現在)

障がい別等級別		1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)	
視覚障がい		57	67	23	19	35	38	239	105	134	4.18	
聴覚障がい		-	94	116	76	-	505	791	350	441	13.85	
ろうあ		-	4	-	-	-	-	4	2	2	0.07	
平衡機能障がい		-	-	1	-	1	-	2	1	1	0.04	
音声・言語機能障がい		-	-	23	11	-	-	34	23	11	0.60	
そしゃく機能障がい		-	-	-	6	-	-	6	1	5	0.11	
肢体不自由	上肢	切断	1	2	23	25	10	7	68	47	21	1.19
		機能障がい	25	233	148	153	83	64	706	382	324	12.36
	下肢	切断	1	-	16	26	-	2	45	28	17	0.79
		機能障がい	41	97	600	925	227	73	1,963	588	1,375	34.36
体幹機能障がい		133	199	149	-	80	-	561	272	289	9.82	
心臓機能障がい		541	-	83	59	-	-	683	350	333	11.96	
腎臓機能障がい		270	-	20	1	-	-	291	194	97	5.09	

呼吸器機能障がい	16	-	98	15	-	-	129	93	36	2.26
ぼうこう・直腸小腸機能障がい	1	-	12	165	-	-	178	101	77	3.12
小腸機能障がい	-	-	1	1	-	-	2	1	1	0.04
肝臓機能障がい	6	-	-	-	-	-	6	4	2	0.11
免疫機能障がい	1	-	3	1	-	-	5	5	-	0.09
計	1,093	696	1,316	1,483	436	689	5,713	2,547	3,166	100.00
率 (%)	19.13	12.18	23.04	25.96	7.63	12.06	100.0	44.58	55.42	100.00

② 年齢別身体障がい者数

(H28.3.31現在)

等級別	合 計									備 考
	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	
0歳～5歳	5	2	11	2	-	-	20	7	13	19歳未満 85人 1.5%
6歳～14歳	16	6	6	4	-	4	36	17	19	
15歳～17歳	10	4	4	-	-	2	20	13	7	
18歳～19歳	1	4	2	-	1	1	9	4	5	
20歳～39歳	44	33	28	26	6	10	147	79	68	20～59歳 636人 11.1%
40歳～49歳	44	31	29	32	18	13	167	93	74	
50歳～59歳	82	52	67	71	30	20	322	183	139	
60歳～64歳	66	41	45	107	48	28	335	185	150	60歳以上 4,992人 87.4%
65歳～74歳	228	151	231	309	106	93	1,118	571	547	
75歳以上	597	372	893	932	227	518	3,539	1,395	2,144	
合 計	1,093	696	1,316	1,483	436	689	5,713	2,547	3,166	

(2) 知的障がい者

知的障がい者療育手帳所持者数

(H28. 3. 31 現在)

区分	年齢	18歳未満			18歳以上			合計		
		男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1		36 (8)	25 (8)	61 (16)	118 (22)	79 (18)	197 (40)	154 (30)	104 (26)	258 (56)
A 2		-	-	-	3	9	12	3	9	12
B 1		20	15	35	103	75	178	123	90	213
B 2		75	39	114	134	84	218	209	123	332
計		131	79	210	358	247	605	489	326	815

* ()の中には、重症心身障がい児(者)を再掲

(3) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(H28. 3. 31 現在)

	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	合計 (人)
男	210	98	37	345
女	181	81	18	280
計	391	179	55	625

8. 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

サービス名	延べ利用人員(人)	H28. 3. 31 現在(人)
居宅介護	871	64
同行援護	118	10
行動援護	220	14
ショートステイ	310	25
療養介護	102	8
生活介護	3,675	259
施設入所支援	1,808	142
自立訓練	360	29
グループホーム	1,848	147
就労移行支援	286	21
就労継続支援	3,212	261
計画相談	1,013	66
地域移行支援	1	-
地域定着支援	2	-
計	13,826	1,046

(2) 地域活動支援センター

事業名	延べ利用人員 (人)	H28. 3. 31 現在 (人)
地域活動支援センター I 型	401	36
地域活動支援センター III 型	718	60
計	1, 119	96

(3) 地域生活支援事業

サービス名	延べ利用人員 (人)	H28. 3. 31 現在 (人)
移動支援	1, 100	98
訪問入浴	72	6
日中一時支援	415	44
計	1, 587	148

(4) 居宅生活支援事業

サービス名	延べ利用人員 (人)	H28. 3. 31 現在 (人)
タイムケア	1, 378	118
訪問理美容	5	1
布団乾燥	15	3
計	1, 398	122

(5) 障がい児通所支援事業

サービス名	延べ利用人員 (人)	H28. 3. 31 現在 (人)
児童発達支援	460	37
放課後等デイサービス	1, 965	151
障がい児相談支援	460	72
計	2, 885	260

2-4 生活保護関係

【生活保護の動向】

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和26年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成4年頃から保護率は3%前後で横這いとなった後、平成9年度からは再び減少に転じ、平成12年度には2.5%にまで減少した。その後、平成13年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後3.3%から3.5%で推移してきた。しかし、平成20年秋の世界同時不況後は上昇を続け、21年8月には3.81%と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、平成28年3月末現在の被保護世帯は392世帯、被保護人員が481人、保護率は4.64%で、増加傾向にある。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が51.8%と初めて全体の5割を上回り、保護世帯の高齢化が顕著となった。他では、母子世帯が3.9%、障がい者世帯が15.1%、傷病者世帯が15.4%、その他世帯が13.8%となっている。母子世帯、その他世帯も増加傾向にある。

平成27年度における生活相談件数は、実人数310件、延べ428件となっており、3年連続で減少している。一方で、生活相談から、そのまま生活保護申請に至るケースが多く見受けられる。平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行され、飯田市が自立相談支援事業を飯田市社会福祉協議会に業務委託し、開設された飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」の活動が、生活保護の動向に影響をあたえているものと考えられる。

1. 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

区分		年度	S40年度 (1965)	S50年度 (1975)	S60年度 (1985)	H7年度 (1995)	H12年度 (2000)	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)
被保護世帯	実数		396	339	312	235	218	279	338	392
	指数		100	86	79	59	55	70	85	99
被保護人員	実数		836	544	477	301	269	338	388	481
	指数		100	65	57	36	32	41	46	58
保護率(%)	実数		10.5	6.8	5.9	2.9	2.5	3.2	3.7	4.6
	指数		100	65	56	28	24	30	35	44
保 護 費	生活扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	112,728	161,205	183,232	201,889
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	24.8	27.5	25.1	30.5
	住宅扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	27,263	43,439	55,051	79,090
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	6.0	7.4	7.5	12.0
	教育扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	1,082	660	881	2,493
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.2	0.1	0.1	0.3
	医療扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	251,206	278,842	378,094	270,059
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	55.2	47.7	51.7	40.9
	介護扶助	支出額	-	-	-	-	1,147	17,005	19,064	7,691
		構成比	-	-	-	-	0.3	2.9	2.6	1.2
	出産扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	-	423
		構成比	-	0.0	-	-	-	-	-	0.1

保	生業扶助	支出額	334	66	60	-	31	-	113	937
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1
護	葬祭扶助	支出額	119	450	700	318	-	144	571	646
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	-	0.0	0.1	0.1
費	小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	393,457	501,295	637,006	563,228
		構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	86.5	85.6	87.1	85.2
保護施設事務費 及び委託事務費		支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	61,313	84,168	94,017	97,802
		構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	13.5	14.4	12.9	14.8
合計		支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	454,770	585,463	731,023	661,030
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 飯田市保護率の状況（平成28年3月31日現在）

地区	区分	世帯数(A) (H28.3.31)	人口(B) (H28.3.31)	被保護世帯数		被保護人員		保護率(%) (D) / (B) × 1,000
				停止中を含む(C)	停止中を含む(D)			
橋北		1,524	3,193	23	29	9.08		
橋南		1,259	2,800	35	38	13.57		
羽場		1,961	4,938	59	66	13.37		
丸山		1,502	3,579	20	21	5.87		
東野		1,334	3,055	19	21	6.87		
小計		7,580	17,565	156	175	9.96		
座光寺		1,590	4,477	8	9	2.01		
松尾		4,930	13,023	52	68	5.22		
下久堅		997	3,053	4	4	1.31		
上久堅		514	1,369	3	3	2.19		
千代		603	1,757	2	2	1.14		
龍江		1,011	2,920	2	3	1.03		
竜丘		2,528	6,929	6	6	0.87		
川路		747	1,985	6	7	3.53		
三穂		457	1,490	-	-	-		
山本		1,693	4,930	22	31	6.29		
伊賀良		5,339	14,617	29	46	3.15		
鼎		5,187	13,365	38	49	3.67		
上郷		5,519	14,247	50	60	4.21		
上村		204	444	3	6	13.51		
南信濃		757	1,541	11	12	7.79		
新市小計		32,076	86,147	236	306	3.55		
上郷・上村・南信濃 を除く全市		33,176	87,480	328	403	4.61		
全市合計		39,656	103,712	392	481	4.64		

3. 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

（標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女）

単位：円

年度 扶助別	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H7年 (1995)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	171,960	173,659
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	31,800	41,300
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	4,710	5,540
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	208,470	220,499
1人当り平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	52,117	55,125
指数	100	394	811	1,181	1,242	1,259	1,332

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4. 被保護世帯分類（厚生省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H22年7月 (2010)		H27年7月 (2015)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	148	43.5	199	51.8
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	6	1.8	15	3.9
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	82	36.9	55	20.8	63	18.5	58	15.1
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	80	23.5	59	15.4
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	43	12.6	53	13.8
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100	222	100.0	264	100.0	340	100.0	384	100.0

5. 平成27年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月平均
申請	6	10	5	8	2	6	10	4	8	6	7	12	84	7.0
却下	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	5	0.4
開始	11	7	7	3	6	3	8	5	6	5	5	10	76	6.3
廃止	1	4	7	7	5	5	11	1	7	5	6	8	67	5.6

6. 保護の原因別開始・廃止件数

ア 保護開始

年度	保護原因								合計
	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	老齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	
H2(1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12(2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H17(2005)	24	1	-	4	3	5	11	4	52
H22(2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78
H27(2015)	19	2	-	4	21	6	19	5	76

イ 保護廃止

年度	理由										合計
	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	
H2(1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12(2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17(2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H22(2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
H27(2015)	-	-	22	12	-	6	9	-	4	14	67

7. 行旅病人・浮浪者等の援護状況

項目	年度	S40年(1965)	S50年(1975)	S60年(1985)	H2年(1990)	H7年(1995)	H12年(2000)	H17年(2005)	H22年(2010)	H27年(2015)
	来所者数		28	21	28	26	29	67	33	12
電車賃等支給件数		26	21	28	24	28	54	27	12	-
食費代支給件数		12	18	17	17	19	27	6	-	-
宿泊代支給件数		4	-	-	1	1	2	-	-	-
行旅死亡人		-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-5 生活就労支援センター

1. 生活就労支援センターの業務内容

平成27年4月1日からの生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市社会福祉協議会へ業務委託し、飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」を設置しています。

<市の委託事業>

- ・自立相談支援事業
- ・所在地：飯田市高羽町6-1-3 コクサイビル1F
- ・電話：49-8830、FAX：49-8692

2. 生活就労支援センターの支援実績

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行った。

平成 27 年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規相談受付件数	39	20	27	18	22	18	17	20	7	12	19	14	233
プラン作成件数	-	4	20	14	42	15	12	19	4	8	6	8	152
就労支援対象者数	-	3	16	13	30	13	7	11	3	5	6	7	114
就労者数（一般）	-	2	5	6	7	6	5	2	3	4	1	3	44
増収者数	3	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	7

2-6 住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

平成 27 年度の飯田市の支給状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請件数	-	-	-	1	3	1	-	1	-	-	-	-	6
支給決定件数	-	-	-	1	3	-	1	1	-	-	-	-	6

2-7 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

平成 27 年度の飯田市の支援状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請件数	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
支給決定件数	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

2-8 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上の理由または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

所名	今宮 福祉企業セ ンター	上久堅 福祉企業セ ンター	鼎 福祉企業セ ンター	上郷 福祉企業セ ンター	上村 福祉企業セ ンター	南信濃 福祉企業セ ンター
開設年月日	S37.4.1	S36.6.1	S29.12.1	S37.8.1	S38.10.12	S38.10.20
分場	—	—	—	—	2箇所 (程野、中郷)	1箇所 (木沢)
定員	30名	20名	30名	30名	15名	30名
利用者数	26名	13名	28名	27名	7名	16名
(内訳)						
身体障がい者	4名	2名	1名	3名	1名	3名
知的障がい者	8名	1名	10名	6名	1名	—名
精神障がい者	2名	—名	1名	3名	—名	1名
高齢者	6名	9名	5名	6名	5名	10名
その他	6名	1名	8名	9名	—名	2名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折 瓶蓋シール 圧着 水引工芸品組立	水引 正月飾り 木工 破魔矢・熊 手制作 菓子詰 食品ポリ袋 シール貼り	抵抗器サシ 作業 換気扇部品 組立 自動車部品 組立 菓子・漬物箱 詰・箱折 贈答用品箱 詰・包装	菓子箱詰・袋 詰 自動車用ハ ーネス組立 水引 金封 贈答用品箱 詰・包装 瓦屋根軒先 部品組立	縫製 自動車ハー ネス組立 菓子箱詰・箱 折	菓子箱詰・箱 折 工芸品 凍み豆腐縛 り 圧力計プレ ス
販売高(円)	8,010,072	2,668,880	9,618,188	7,322,275	3,076,201	5,118,401
工賃(円)	7,968,223	2,600,358	9,103,475	7,162,925	2,836,500	4,519,041
利用料(円)	29,864	159,165	19,653	345,270	52,234	335,858

※利用者数：平成27年度末現在の利用者数

※販売高：平成27年度受託事業収入

※工賃：平成27年度支払工賃総額

※利用料：平成27年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1. 保育所等の数及び利用定員の推移

平成28年4月1日現在の認可保育所は33か所（施設数は35か所）、幼保連携型認定こども園は6園である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、平成27年度途中入所児童は457人余に及ぶ。

施設数及び利用定員

(4月1日現在)

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
24	20	1,725	21	1,884	41	3,609
25	18	1,710	21	1,916	39	3,626
26	18	1,710	21	1,933	39	3,643
27	17	1,380	23	2,506	40	3,886
28	17	1,380	24	2,541	41	3,921

*施設数に分園を含む。

*平成27年度より子ども・子育て支援新制度へ移行したことに伴い、平成27年度以降の定員は利用定員での表記とする。

2. 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(平成28年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				5	13	19	37	-	-	37	50
座光寺保育園	3	13	16	27	26	29	114	-	-	114	150
松尾東保育園		7	13	29	37	47	133	-	-	133	145
下久堅保育園		8	15	18	20	29	90	-	-	90	115
上久堅保育園				4	6	9	19	-	-	19	20
龍江保育園		8	11	20	16	13	68	-	1	69	90
竜丘保育園				27	18	32	77	-	-	77	75
川路保育園				8	9	11	28	-	-	28	45
三穂保育園		4	7	13	7	14	45	-	-	45	45
山本保育園		2	7	20	20	14	63	-	-	63	90
中村保育園		5	20	17	17	16	75	-	1	76	90
殿岡保育園		6	14	20	24	31	95	-	-	95	95
鼎東保育園				5	9	12	26	-	-	26	35
鼎みつば保育園	6	15	18	37	34	29	139	-	-	139	150
上郷西保育園		7	11	22	34	33	107	-	1	108	120
上村保育園	-	-	1	3	-	1	5	-	-	5	20
和田保育園	-	1	5	1	4	10	21	-	-	21	45
公立保育園小計	9	76	138	276	294	349	1,142	-	3	1,145	1,380
鼎幼稚園				9	14	9	32	-	-	32	120
公立幼稚園小計				9	14	9	32	-	-	32	120
公立計	9	76	138	285	308	358	1,174	-	3	1,177	1,500

園名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
喬木中央保育園	-	-	-	1	1	-	2			2	
喬木北保育園	-	1	1	1	-	-	3			3	
片桐保育園	-	1	-	-	-	-	1			1	
吉田保育園	-	-	-	2	-	-	2			2	
あふち保育園	-	-	-	1	-	-	1			1	
開田保育園	-	-	-	1	-	-	1			1	
市外公立委託計	-	2	1	6	1	-	10			10	
飯田仏教保育園	5	36	33	37	42	52	205	9	-	214	230
飯田中央保育園	2	17	23	25	24	23	114	10	1	125	150
飯田子供の園保育園	1	3	7	12	13	14	50	-	-	50	50
時又保育園	4	21	18	27	33	27	130	-	-	130	140
風越保育園	-	15	21	22	35	29	122	4	-	126	130
伊賀良保育園	3	18	24	34	33	31	143	-	-	143	150
育良保育園	3	10	26	35	37	33	144	-	-	144	140
慈光保育園	1	12	8	2			23	-	-	23	45
さくら保育園	2	8	9	23	14	14	70	-	-	70	60
さくら保育園久米分園		-	-	2	2	4	8	-	-	8	20
羽場保育園	1	10	13	18	15	12	69	-	-	69	70
明星保育園	2	17	20	25	27	30	121	-	-	121	120
高松保育園	1	6	11	18	22	26	84	-	-	84	90
あすなる保育園	4	11	11	7			33	-	-	33	30
千代保育園		5	7	7	9	4	32	-	-	32	45
千代保育園千栄分園				6	3	3	12	-	-	12	15
慈光松尾保育園	9	25	36	60	59	60	249	-	-	249	250
上郷なかよし保育園	2	20	17	32	26	26	123	7	-	130	150
私立保育園計	40	234	284	392	394	388	1,732	30	1	1,763	1,885
慈光幼稚園	2	10	20	57	53	38	180	8	1	189	180
飯田ルーテル幼稚園			4	8	15	11	38	8	-	46	66
聖クララ幼稚園		4	15	32	24	36	111	3	-	114	110
入舟幼稚園・入舟保育園		11	5	29	36	26	107	7	-	114	110
勅使河原学園	2	17	21	33	30	31	134	12	-	146	145
ビバ・チャイルド	-	3	2	-	2	3	10	4	-	14	45
私立認定こども園計	4	45	67	159	160	145	580	42	1	623	656
市内私立計	44	279	351	551	554	533	2,312	72	2	2,386	2,541
市外私立委託計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市内施設合計	53	355	489	836	862	891	3,486	72	5	3,563	4,041
認可公立	9	78	139	291	309	358	1,184	-	3	1,187	1,500
認可私立	44	279	351	551	554	533	2,312	72	2	2,386	2,541
認可計	53	357	490	842	863	891	3,496	72	5	3,573	4,041

3. 私立幼稚園就園奨励費補助金交付状況

本事業は所得状況に応じ、飯田市外の私立幼稚園に在籍する飯田市に住所を有する児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。平成 27 年度交付状況は以下の通り。

なお、飯田市内の私立幼稚園 5 園は平成 27 年度より幼保連携型認定こども園に移行したため、本事業の対象外である。

所得階層区分	人数	交付金額
市民税非課税世帯	-	-
市民税所得割非課税世帯	-	-
所得割課税額 77,100 円以下	-	-
所得割課税額 211,200 円以下	1	62,200
市単独補助（同時入所第 2 子以降）	-	-
合 計	1	62,200

3-2 児童手当関係

1. 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2. 支給対象

中学校を卒業するまでの児童（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方。（平成24年6月以降 所得制限あり）

3. 支給額（月額）

- 3歳未満 15,000円
- 3歳から小学生の第1子、第2子 10,000円（第3子以降 15,000円）
- 中学生 10,000円
- 所得制限を超過している方 児童1人につき 5,000円

4. 支給時期 毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給

5. 児童手当の支給状況

平成28年6月支給実績	
平成28年2月～5月	
支給件数	支給額（円）
7,341	577,050,000

3-3 ひとり親関係

1. 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（平成28年4月から）

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	42,330円	・H28.7月分まで5,000円	・H28.7月分まで3,000円
一部支給の場合	所得額に応じ 42,320円 ～9,990円	・H28.8月分から所得額に応じ10,000円～5,000円	・H28.8月分から所得額に応じ6,000円～3,000円

※ 一部支給は所得に応じて月額42,320円から9,990円まで10円きざみの額。

(計算式) 手当額 = 42,320 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0186879

10円未満四捨五入

(2) 支給方法 年3回(8月・12月・4月)支給

(3) 認定状況 (毎年5月末現在の認定者数)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
838人	928人	961人	966人	986人	997人	1,034人

2. 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格(看護師、介護福祉士等)を取得するために長期間養成機関に通うための間の生活の不安や負担を軽減するため修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者 2名(平成28年5月末現在)

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

・市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円

3. 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4. 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
290人	250人	230人	200人	170人	130人	100人

(2) 実施事業(県母寡連・市・母子会・社協補助事業)(平成28年度)

① 親と子のいきいき講座事業 : 夢ケーキ作り(平成28年10月実施)

② 親と子の集い事業 : 東山動物園日帰りバスツアー 参加者79名(平成28年5月実施)

5. 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励	飯田市	30,000円
交通災害遺児等見舞金	県社協	35,000円
交通災害遺児等就職激励金	県社協	50,000円

6. 母子生活支援施設(平成28年4月1日現在)

飯田市北方寮の現状

① 所在地 飯田市北方

② 定員 18世帯(暫定9世帯)

③ 入所人員 2世帯(大人2人 児童3人 計5人)

3-4 地域子育て支援関係

1. 家庭児童相談

こども家庭応援センターが家庭児童相談を行っている。多様な職能スタッフ（保健師、発達臨床心理士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、教員 OB、ケースワーカー）によって、総合的専門的な相談に応じる。電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

- （別資料）相談受付経路別件数
- 相談種類別件数
- 要保護児童受付件数
- 被虐待者の年齢・相談種別
- 虐待相談の主な虐待者

相談受付経路別件数

相談経路	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	警察等	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親	児童委員	親戚・家族	近隣・知人	本児童	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他																
H27相談件数	20	—	—	36	264	3	311	24	—	—	—	64	25	28	4	—	10	133	7	—	5	934
H27虐待相談の再掲	8	—	—	8	2	—	21	1	—	—	—	4	—	13	—	—	—	12	4	—	—	73

年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	ぐんぐん行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	3	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	8	3	69
1歳	3	15	1	1	—	—	—	1	1	—	—	12	—	—	115	1	150
2歳	5	12	—	—	1	2	—	1	1	—	—	27	—	—	68	1	118
3歳	8	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72	—	—	70	—	167
4歳	9	11	—	1	—	—	—	—	2	—	—	97	—	—	5	—	125
5歳	10	10	—	—	—	—	—	2	1	—	—	90	1	—	2	—	116
6歳	5	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	—	—	1	—	35
7歳	3	5	—	—	—	—	—	—	1	—	—	7	—	—	—	—	16
8歳	6	4	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	1	—	15
9歳	5	5	—	—	—	—	—	—	1	—	—	2	—	—	—	—	13
10歳	4	3	—	—	—	—	—	—	1	—	—	4	—	—	—	1	13
11歳	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	5
12歳	4	7	—	1	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	16
13歳	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	13
14歳	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1	4
15歳	—	4	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	6
16歳	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	6
17歳	1	5	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	8
18歳以上	—	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39
計	73	205	1	3	1	2	—	4	11	3	—	341	12	1	270	7	934

要保護児童の年齢別新規件数

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H23	44	13	9	14	7	7	8	50	13	11	176
受付	25.0%	7.4%	5.1%	8.0%	4.0%	4.0%	4.5%	28.4%	7.4%	6.3%	100.0%
H24	48	16	17	10	11	11	12	60	29	33	247
受付	19.4%	6.5%	6.9%	4.0%	4.5%	4.5%	4.9%	24.3%	11.7%	13.4%	100.0%
H25	13	15	10	12	13	13	7	35	14	52	184
受付	7.1%	8.2%	5.4%	6.5%	7.1%	7.1%	3.8%	19.0%	7.6%	28.3%	100.0%
H26	7	16	17	19	17	10	20	47	20	48	221
受付	3.2%	7.2%	7.7%	8.6%	7.7%	4.5%	9.0%	21.3%	9.0%	21.7%	100.0%
H27	51	11	14	17	15	16	8	36	8	42	218
受付	23.4%	5.0%	6.4%	7.8%	6.9%	7.3%	3.7%	16.5%	3.7%	19.3%	100.0%

被虐待者の年齢・相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	2	—	4	5	11
4～6歳	9	—	14	9	32
小学生	7	—	6	10	23
中学生	—	—	2	2	4
高校生・その他	—	—	2	1	3
計	18	—	28	27	73

虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	18	6	47	2	—	73

2. 保育所・幼稚園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士2、臨床心理士3、家庭児童相談員1、作業療法士1、福祉課理学療法士1）の巡回訪問によって、発達につまずきのある児や支援を必要とする児の早期発見・早期支援を行う。保育所・幼稚園、その他の機関や親子に対して技術的援助を行う。

市内全保育所・幼稚園で個別の指導計画作成により保育士の資質向上を図り、また乳幼児健診→保育所・幼稚園→小学校の連携を促進し一貫した発達支援を行う。

＜巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数＞ (人)

	年長	年中	年少	未満	全体
要支援児童相談件数	88	71	94	-	253
個別指導計画作成実施児童数	34	29	35	-	98

3. 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象に、今後体験する集団活動の中で必要となる日常生活のスキルを、学級活動を通して経験する。

ばなな・りんごクラブ 実施回数 69 回 延べ利用人数 369 人

4. 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童対策地域協議会（H17.10.14 設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集中する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- (1) 虐待されている児童
- (2) 虐待が疑われる児童
- (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- ・飯田医師会 ・飯田下伊那歯科医師会 ・長野県看護協会飯田支部助産師職能
- ・長野県助産師会飯下地区 ・飯田市主任児童委員会 ・飯田保健福祉事務所
- ・飯田児童相談所 ・飯田警察署 ・飯田広域消防本部
- ・市内保育所 ・市内認定こども園 ・市内の小学校及び中学校
- ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ ・こども発達センターひまわり
- ・地域子育て支援センター ・つどいの広場 ・市内の児童養護施設、乳児院
- ・長野県飯田養護学校 ・非営利特定活動法人飯伊圏域障がい者総合支援センター
- ・放課後等デイサービス事業所 ・飯田市ファミリーサポートセンター
- ・飯田市教育委員会 ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課）
（調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

5. 養育支援訪問

養育支援を要する家庭に対し、定期的継続的に家庭訪問を行い、もって児童虐待の発生を防止する。育児支援に関する技術的援助は、家庭児童相談スタッフが実施する。この訪問のほか育児家事援助は、保育士 OB や子育て OB、通年研修によって養育支援訪問登録員を養成し、必要な家庭に派遣して育児・家事援助を行う。

- ・養育支援訪問登録員養成講座受講者：H27 年度 37 人

養育支援訪問件数

年度	育児家事援助		育児支援に関する技術的援助	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H23 年度	23	455	400	1,219
H24 年度	17	346	518	1,159
H25 年度	15	258	645	1,465
H26 年度	16	362	645	1,478
H27 年度	13	241	934	1,719

6. こども家庭応援センター「ゆいきっず」

(1) ゆいきっず広場

就学前の親子が寄り集まれる場として市役所りんご庁舎こども家庭応援センター内「キッズルーム」に簡易な遊具を置き、スタッフを常時配置する。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。平成 27 年度 6 月 1 日のプレオープンから合計 239 回広場を開催し、累計 3,017 組の親子にご利用いただいた。

(2) 子育てに関わる相談

市内在住の 18 歳未満の子ども・子育ての相談／来入学と小中学校在学中の就学相談／虐待の心配など広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。相談内容に応じて、さらに専門相談を予約・利用できる。受理した相談は必要に応じて関係機関との連携により適切に支援につなげる。

ゆいきっず窓口相談対応件数

	H27. 4～6 月	7～9 月	10～12 月	H28. 1～3 月
新規相談件数	45	62	74	82
継続相談件数	39	31	49	44
計	84	93	123	126

7. 地域子育て支援拠点

就園前乳幼児の子育て中の親子が利用する子育て交流スペース。特定のデイリープログラムを持たず自由に入出りできる。

平成 17 年度： 民営型 1 か所、公営型 2 か所 計 3 か所設置

平成 18 年度： 既存 3 か所の開設時間の拡大

新たに民営型 2 か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成 19 年度： 新たに民営型 1 か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成 20 年度： 新たに民営型 2 か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成 21 年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成 22 年度： 新たに民営型 1 か所増設（わいわいひろば）公営型 1 か所廃止

平成 23 年度： 機能拡充型として隔週 1 日開所の出張ひろば 1 ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成 24 年度： 民営型 1 か所廃止（カンガルークラブ）

平成 25 年度： 民営型 1 ヶ所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成 26 年度： 民営型 2 ヶ所増設（ゆるり飯沼、K a n K a n リトルジャイアント）

平成 27 年度	実施曜日	実施時間	年間実 施日数	年間利用延べ数			1 日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	236	3,262	4,240	7,502	31.8
わいわいひろば	月～金	9:30～15:00	232	6,094	7,118	13,212	56.9
おしゃべりサラダ	月～木	10:00～15:00	194	1,875	2,281	4,156	21.4
アイキッズスクエアいくら	水～土	9:30～14:30	160	2,747	3,310	6,057	37.9
ひだまりサロン	月～水	10:00～15:00	152	1,139	1,358	2,497	16.4
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	153	562	679	1,241	8.1
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	186	1,311	1,592	2,903	15.6
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	48	459	544	1,003	20.9
親子であそぼ♪森っこ	火～木	10:00～15:00	232	3,313	4,092	7,405	31.9
ゆるり飯沼	火～土	10:00～15:00	233	1,011	1,165	2,176	9.3
KanKan リトルジャイアント	火～木	10:00～15:00	153	750	909	1,659	10.8
計			1,979	22,523	27,288	49,811	25.2

3-5 こども発達センターひまわりの現況 (H28.3.31)

1. 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人一人に合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

- ① 児童数 定員 36 名
登録児童数 48 名 (途中入退所含む)

② 療育日数 及び 利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	20	23	23	20	20	22	20	20	20	21	22	248
延べ利用数	675	741	878	858	696	757	902	739	692	682	705	654	8,979

③ 出身地別

飯田市	松川町	高森町	豊丘村	泰阜村	飯島町	合計
34	2	7	3	1	1	48

④ 年齢

年齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合計
男	-	-	6	15	8	4	33
女	-	2	6	3	4	-	15
合計	-	2	12	18	12	4	48

④ 児の転園・卒園状況 (18名)

保育園・幼稚園	14	小学校	-
児童発達支援センター	1	特別支援学校	3

⑥ 他機関からの受け入れ

- (ア) 実習生・職場体験受け入れ 延べ 109 名
(イ) ボランティア受け入れ 年間 11 回
(ウ) 他機関からの見学及び視察 年間 68 名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	67 件	継続支援計画作成	101 件
--------	------	----------	-------

2. 療育相談事業のあらまし

長野県から「障害児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・療育グループ活動等を、関係機関との連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

① 在宅児のグループ

らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計4グループ

実施回数 77回 延べ利用人数 516名

⑤ 地域グループへの支援

	飯田市
回数	10
延べ人数	109

⑥ 療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 641名 延べ 3,363名

⑦ 保育園、幼稚園、学校、施設等訪問 136回

3. 重度心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。

- ① 児童数 定員 一日5人程度
登録児童数 8名（途中入退所含む）

② 療育日数 及び 利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	20	23	23	20	20	22	20	20	20	21	22	248
延べ利用数	51	36	57	59	20	50	52	34	25	25	43	34	486

③ 出身地別

飯田市	高森町	阿智村	合計
5	1	2	8

④ 年齢

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	-	-	2	-	1	-	3
女	-	1	1	-	1	2	5
合計	-	1	3	-	2	2	8

3-6 平成27年度子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子育て・子育てを応援する制度の充実 ～家庭の子育て・子育てを応援するまちづくり～

①相談・支援体制の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	平成27年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子育て相談・支援体制整備事業	子育て相談・情報・支援の一体的な提供、切れ目ない支援を進めるため、市役所の組織見直しに努めます。福祉、保健、医療、学校教育、生涯学習、公民館、労働・農林商工業、男女共同参画、危機管理・交通安全・建設などの各分野が、市民と協働して取り組む子育て・子育て支援をさらに進めます。 また、家庭の相談、支援を切れ目なく一元的に行うため「飯田市子ども家庭応援センター」を設置します。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○家庭児童相談室設置 ○発達支援巡回指導機能の充実 ○(仮称)子ども家庭応援センターについては、本庁舎の建設に伴うりんご庁舎の体制整備に併せて平成27年度開設を目指して検討中	○飯田市子ども家庭応援センターの設置による、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制の強化、相談・支援体制の整備	○平成27年10月1日子育てに関する総合的な支援拠点として、子ども家庭応援センターを開所した。 ○子育て支援ネットワーク協議会において構成機関(庁内関係部署及び外部関係機関)に呼びかけ、代表者・実務者・ケース関係者による各種会議を開催することで体制強化とケース進行管理を図った。 ○飯田市教育委員会の諮問を受け、就学相談委員会の運営を行った。 ○保健課乳幼児健診(1歳6か月、2歳、3歳)に心理専門職を派遣し、健診会場で心理相談を実施。 ○保育所・幼稚園・認定子ども園に専門職が巡回訪問して発達支援のコンサルトを実施。 ○子ども発達応援センターに教育相談員(就学相談担当)の在籍場所を移し、幼保からの連携を強化。	—	○
	さらに市民参加の子育て・子育て活動を地域に広げるため、計画の実現に向けた事業を、市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ「みんなで子育て応援サポーター会議」設置	○継続実施	○継続実施 ○みんなで子育て応援サポーター会議により子育て情報を冊子ホームページにて情報発信した。	—	○
	また、日本語の理解が不十分な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園入園時に通訳を派遣している。また、重要文書の翻訳も実施している。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人	○外国籍児童共生支援員5人(中国語2、ポルトガル語1、タガログ語1、日本語支援1) ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園での説明等意思疎通困難時に通訳を派遣。重要文書の翻訳も実施。	100%	○
【次世代育成】 結婚相談事業	結婚を希望する方が温かな家庭を築けるように支援します。	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録241名、イベント34回開催 延べ548名参加(地区開催含む) カップル成立96組 結婚成立17名	○カップル成立60組 結婚成立15名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録235名、イベント35回開催 延べ565名参加(地区開催含む) ○カップル成立92組(親同士のお見合いを含む) 結婚成立12名	—	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 27 年度				
				実施状況	進捗率	評価		
【次世代育成】 子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、要保護児童対策地域協議会に参画する、保健・福祉・医療・教育・警察など地域の子育て支援関係機関が協働して支援に取り組めます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)設置	○継続実施	○継続実施。迅速に支援体制を整え、相談内容に沿った対応により、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めた。 ○新規相談受付件数 934 件、虐待受付件数 73 件(再掲)	—	○		
【次世代育成】 幼保小連携事業	集団生活になじめない子どもや不登校児童対策として幼保小が連携して、早い段階から子どもの状況把握や予防対応などに取り組めます。発達に気になることに対し、保育園・幼稚園から小学校へと途切れのない支援がされることを目指します。	○学区を中心とした連絡会の開催、情報交換 ○幼保小の連携に関わる実践研究を3園5校で実施	○継続実施	○継続実施 ○幼保小連携推進委員会の開催により、共通認識により途切れのない発達支援についての検討会を実施	—	○		
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	27 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 利用者支援事業	「飯田市こども家庭応援センター」では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	—	量の実績	1カ所	1カ所	こども家庭応援センターを開所し、子ども・子育てに関する総合的窓口を設置した(1カ所)。H27年度の窓口相談のべ対応件数は426件に上った。	—	○
			確保方策	1カ所	1カ所	親子が気軽に利用できる子育て広場を開設し相談ニーズの早期対応と、専門職による相談体制を併存させることで、多様な相談ニーズに対応可能な体制を整えた。		

②在宅育児応援サービスの継続

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 27 年度				
				実施状況	進捗率	評価		
【次世代育成】 ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの利用料金については、利用しやすい単価の設定や利用料金の負担軽減策を検討し、利便性を高めます。また、協力会員の資質向上に努めます。	○ファミリーサポートセンター会員数 634 人 活動件数 1,731 件(高齢者・障害者生活支援分を除く) ○負担軽減策については、継続的に検討している。	○低所得世帯に対する負担軽減の検討	○低所得者に対する負担軽減を実現するため情報収集等を開始した。 ○ファミリーサポートセンター会員数 672 人、活動件数 1,750 件	50%	×		
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	27 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
以下 3 事業の量の実績(合計)				2,360 人年	2,391 人年			
【子ども・子育て】 ファミリーサポートセンター事業	協力会員の拡大、市民の認知を広げるなど充実を図り、市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」を高めます。	1,731 人	確保方策	1750 人	1,635 人	○会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっている。なお、協力会員の増加に向けて事業内容の周知などに努めた。	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業 (在園児除く)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行います。	773 人	確保方策	610 人	755 人	○公立保育園全園、私立保育園 15 園、認定こども園5園において、園に在籍していない又は通っていない乳幼児を対象として、一時的に家庭での保育が困難となった場合に児童を一時的に預かり、必要な保護を行った。	—	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養護・保護を行います。	0 人	確保方策	0 人	1 人	○利用者なし	—	○

【子ども・子育て】 養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援します。これにより、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組めます。	104人	量の実績	163人	140人	○子育て支援ネットワークの連携強化により相談件数は増加したが、迅速に支援体制を整え相談内容に沿った対応を実施することができ、不安や孤立化の防止に努めた ○養育支援に関する専門相談スタッフは保健師、臨床心理士、家庭児童相談員。 ○養育家事援助スタッフは保育士、子育てOB等の養育支援家庭訪問登録員による	—	○
			確保方策	実施体制:4人 実施機関:子育て支援課	実施体制:4人 実施機関:子育て支援課		—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業 (在園児対象)	保護者が保育所等による一時預かり事業を積極的に利用していただけるよう、乳幼児健診・広報活動等で周知を行います。これにより、保護者の育児の行き詰まりを解消し、新たな気持ちで家庭での育児ができるよう支援します。また、保育所が行事日程などにより一時預かりできない日でも、他の保育所等へ行けば一時預かりが受けられるようにします。	20,726人日	量の実績	62,302人日	47,803人日	○認定こども園5園において実施。 ○教育標準時間4時間をこえて園に在園している園児について一時預かりを実施。当地域の特性により教育標準時間が6時間ないし6時間30分で設定されてきた経過があり、4時間で帰宅する園児はほぼいないため、一時預かり数は多い。	—	○
			確保方策	62,302人日	47,803人日			

③子育ての経済的負担の軽減

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	平成27年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 保育園・認定子ども園の保育料軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、保育所等保育料の軽減を継続して行います。	○保育料軽減率 34.26%(保育料基準額の引き下げと多子軽減の拡充)	○保育料軽減率 約30%	○2・3号認定の利用者負担について、階層拡大と多子世帯への軽減を実施し、国基準と比較して33.14%の軽減となった。	110%	○
		○幼稚園授業料に対し、保育所保育料とほぼ同額になるよう補助を継続		○鼎幼稚園の利用者負担について、2・3号認定の利用者負担と同基準で算定し、43.55%の軽減となった。	145%	○
【次世代育成】 児童手当支給事業	子育て世代の負担軽減として児童手当を支給します。	○児童手当支給延べ数:165,404人 児童手当支給金額:1,851,020千円	○継続実施	○児童手当支給延べ数:159,919人 児童手当支給金額1,788,420千円	—	○
【次世代育成】 就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・学校給食費等の一部を援助します。	○対象者843人/年	○継続実施	○対象者807人/年	—	○
【次世代育成】 奨学金貸与事業	経済的理由により進学が困難な若者に奨学金を貸与して、教育の機会均等を確保します。また、当地域へのUターンを促進するため、償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には、償還金の一部を免除します。	○奨学金貸与者60人	○継続実施	○奨学金貸与者52人	—	○

④地域子育て支援拠点の充実

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	27 年度	31 年度 (見込み)	平成 27 年度		
						実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 地域子育て支援拠点事業	公共施設の空きスペースなどのほか、市民から提供していただく建物等を有効利用し、子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援します。人の子育てを見聞きし、相互に助け合いながら協働して子育てする中で「社会からの孤立感」を解消し「家庭・地域での育児の喜び」を実感できる環境をつくります。家庭での子育てを密室型から地域子育て型に転換し、子育ての行き詰まりの防止につなげます。落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	34,215 人回	量の実績	49,820 人回	45,190 人回	○子育ての地域拠点として常設型 10 カ所、出張型 1カ所で施設を設置することができ目標は達成した。また、地域支援事業として地域学生など多様な世代との交流や取り組みを行った。 ○子育てアドバイザーによる情報交換会や研修会を定期的実施した。	—	○
			確保方策	常設型 10 出張型 1	常設型 10 出張型 1	○地域子育て支援拠点事業 (1)週5日型 4カ所 座光寺、わいわいひろば、親子であそぼ♪森っこ、ゆるり飯沼 (2)週3～4日型 6カ所 おしゃべりサラダ、くまさんのおうち、なかよし広場ぞうさん、ひだまりサロン、アイキッズスクエアいくら、KanKan リトルジャイアント (3)出張型つどいの広場 1カ所 おしゃべりポトフ、1カ所	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)		平成 27 年度			
					実施状況	進捗率	評価	
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場の開所日を増やすことについて、検討します。	○休日開所日の増、開所時間の見直しについて、検討している	○休日開所日の増		○休日開所日を2カ所(定期)設置した。(伊賀良、松尾)	—	○	
【次世代育成】 乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	保護者の子育て学習の場として、乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児をもつ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて、地元の子育て家庭同士の交流を深めます。	○全 20 地区で実施地区の実態に合わせて対象や内容を決め実施している。	○20地区で継続実施		○乳幼児学級を 20 地区で実施。実施回数 693 回、延べ参加親子組数 8,048 組 ○乳幼児教育支援事業実施 758 回 11,893 人(公民館)	100%	○	
	すべての地区で0歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としています。	○すべての地区で0歳児を対象とした学級を実施している。 ○出生数が減少していることから、回数・参加数は減少傾向である。	○20地区で継続実施		○0歳児の親子を対象とした学級を 20 地区で実施	100%	○	
	保健師、公民館、幼稚園・保育所等が連携をとり、それぞれの地区の実情に合わせた学級内容を展開します。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。	○乳幼児学級等公民館での講座を実施参加延数 20 地区計 17,573 人	○継続実施		○乳幼児学級を 20 地区で実施。保健課、公民館、保育所、主任児童委員、まちづくり委員会等と連携して実施。	100%	○	

⑤教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	平成 27 年度		
		実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 教育・保育事業	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保を行います。これらの需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で検討を行います。	○1号認定(3歳以上教育ニーズ)の児童については、希望する認定こども園に入所できている。 ○2号認定(3歳以上保育ニーズ)の児童については、希望する住所地の保育所等に入所できている。 ただし、3号認定(3歳未満保育ニーズ)の児童において、希望通りの施設に通えない、区内に未満児保育を実施している施設がない、などの課題がある。	—	○
【子ども・子育て】 家庭的保育等事業 (地域型保育事業)	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保のため、需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で未満児を対象とする保育の拡大について検討します。 ①家庭的保育 5人以下の少人数で保育を行う事業 ②小規模保育 6人～19人までの保育を行う事業 ③事業所内保育 事業所内の施設で、従業員や地域の子どもと一緒に保育する事業 ④居宅訪問型保育 個別ケアが必要な場合など、保護者の自宅へ訪問しマンツーマンで保育する事業	○事業の実施はなかった。当市においては、待機児童がいない状況の中で、市として事業者を募集する等の推進はしていない。	—	○

☆基本目標2 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進
まちづくり～

～子どもの発達と親子の健康を支える

①一貫した発達支援体制の整備

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	平成 27 年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、配慮が必要なこどもに対し、乳幼児期から18歳まで、一人ひとりの特性に合わせた途切れない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育各分野による協働体制をより充実させていきます。	○平成22年度より継続して地域健康ケア計画を推進。 ○保育所・幼稚園において「個別の指導計画作成」を81件実施 ○(仮称)こども家庭応援センターの設置に向けた準備	○飯田市こども家庭応援センターの設置により、地域の関係機関や庁内関係部課との協働体制をさらに充実させ、より一貫した発達支援を目指す	○子育てに関する総合的な支援拠点として、こども家庭応援センターを開所。 ○こども家庭応援センターに教育相談員(就学相談担当)の席を移すことにより、幼少期から気になる子の情報を収集し、就学相談対応をすることで円滑に学校生活に入れるようにした。 ○個別の指導計画を作成することにより、幼保小間との連携と取組ができ、子どもの発達課題に対する早期支援につなげた	—	—
		○乳幼児健診・あそびの広場は、内容・体制を整え、継続実施	○乳幼児健診、あそびの広場事業の実施	○乳幼児健診135回 乳幼児相談138回 あそびの広場12回実施	—	○
		○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童52人 ・放課後等デイサービス利用児童155人 ・計画相談利用児童184人 ・サービス事業所(児童発達支援6事業所、放課後等デイサービス12事業所、計画相談8事業所)	○サービスを利用する障害児の割合70%	○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童39人 ・放課後等デイサービス利用児童164人 ・計画相談利用児童203人 ・サービス事業所(児童発達支援5事業所、放課後等デイサービス17事業所、計画相談16事業所) ○サービス給付を受けている障がい児数/全障がい児数71%	101%	○

【次世代育成】 安心して出産できる体制づくり事業	引き続き産科問題懇談会を中心に安心して出産できる体制づくりに努力していきます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○市立病院に産科病棟・分娩部・NICU(新生児特定集中治療室)など、新たな周産期センターを整備し運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持している。	—	○	
	産前産後ケアとしての助産師による相談体制の検討	—	○産後ケアの体制づくりの研究	○授乳・育児相談助成事業の実施に向けて検討し、平成28年度から開始することとした。	—	○	
【次世代育成】 新生児～2か月児訪問及び乳幼児健診等事業	生後2か月頃を目安に、全乳児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。乳幼児の健やかな発育・発達の確認と、疾病、発達の遅れ・偏りなどの早期発見とその相談のため、各種の乳幼児健診等について、健診スタッフ、内容を充実させ、相談しやすい環境づくりをすることで一層高い受診率を目指します。また、健診の未受診者に対しては、必ず保健師の個別訪問や電話相談などにより、すべての乳幼児の健康管理を行います。さらに、健診日以外でも、普段から地区保健師に気軽に相談できるような信頼関係づくりに努めます。	○生後2か月児全戸訪問を実施 対象者873人中862人訪問実施率98.7%	○生後2か月児全戸訪問の実施 目標実施率100% ○乳幼児健診の実施 目標受診率95% 未受診者の把握	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象849人中840人訪問実施率98.9% ○乳幼児健診の実施 乳幼児健診受診率97.8% 未受診者の全数把握の実施	98%	○	
【子ども・子育て】 新生児～2か月児訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	同上	量の実績	840人	825人	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象849人中840人訪問	—	○
		確保方策	実施体制:各地区担当保健師による訪問を実施 実施機関:飯田市保健課 実施時期:4/1～3/31			—	—
事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)		実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 就学相談・支援事業	障がいのある児童生徒の将来を見通し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要な支援を行うことなど特別支援教育の質的向上を図ります。	○就学相談委員 19人	○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施		○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施、飯田市教育委員会の諮問を受け、就学相談委員会を運営。 ○就学相談委員 20人 ○就学相談件数 178件 ○判断数 来乳児69人、在学児106人	—	○
	①「就学相談委員会」	○就学相談件数 240件 ○判断数 来乳児68人 在学児172人	○飯田市こども家庭応援センターに移行し、継続実施				
	②「特別支援教育支援員の配置および研修会」	○小中学校特別支援教育支援員数 42人	○小中学校特別支援教育支援員数 42人		○小中学校特別支援教育支援員数 42人	100%	○
	③「特別支援教育コーディネーター連絡会議」	○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年	○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年		○下伊那校長会が主催。保小中高が連携して取り組む ○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年	100%	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	27 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】	受診券方式により、厚生労働大臣の定める基準に従って、妊婦健康診査の受診を推進します。	○延べ受診者数 10,930 人	量の実績	11,029 人回	10,672 人回	○継続実施	—	○
妊婦健診事業			確保方策	実施場所：県内医療機関(相互乗り入れ契約締結医療機関)、個別契約医療機関 検査項目(補助内容)：一般 14 枚、超音波4枚、追加検査5枚に記載する検査項目 実施時期：4/1～3/31			—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)		実施状況	進捗率	評価	
【次世代育成】	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠から乳幼児期の健康に関する情報を管理する母子健康手帳を交付します。また、妊娠届の週数や妊娠・出産に関する不安や悩みを把握し、相談支援を行うとともに、妊婦健診やパパママ教室の受講を促進します。	○現在母子健康手帳の交付は市民課、自治振興センター窓口で行っており、保健師が対応して交付している方は少数である。	○母子健康手帳交付場所及び交付時の支援について検討		○平成 27 年1月新庁舎移転に伴い、保健課で母子手帳の交付を実施。交付は約6割を占め保健師による妊婦相談件数が増加。自治振興センターでは保健師または窓口職員が交付。	—	○	

②食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】	第2次飯田市食育推進計画に基づき、家族と共に(みんな)食事をする「共食」を推進していきます。地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象とした五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○共食の割合 朝食 60.2% 夕食 63.7% ○食育推進大会 ○キッズキッチン開催(3園4回) ○食育協力店の認定(H25 年度末 17 店舗) ○ホームページ更新 ○3歳児学級にてミニキャロットの種配布 ○親子料理教室の開催	○共食の増加 朝食 65%、夕食 75% ○親子料理教室 年2回 ○キッズキッチン開催 4園4回	○共食の割合 朝食 55.9% 夕食 59.5% ○食育推進大会の開催 ○キッズキッチンの開催(4園4回) ○食育協力店の認定(H27 年度末 17 店舗) ○ホームページ随時更新 ○親子料理教室開催	82%	×
食育活動推進事業		○学校給食の地元農産物利用率 52.2%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 過去4年間の平均 56.6%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進(農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進は継続実施 ○学校給食の地元農産物利用率 45.1%(学校教育課) ○地域の農家と連携して、保育所(2園)、小学校(7校)において食農体験を実施した。公立保育所・幼稚園において地元農産物利用率は 60.2%であった。各園で食育体験が実施された。(子育て支援課)	114%	○
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回	○継続実施	○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 184 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,677 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回	—	○
		○離乳食講座 前期実施回数 12 回、参加組数 200 組 後期実施回数 10 回、参加組数 152 組	○参加組数 前期240組 後期160組	○離乳食講座 前期:12 回、184 組参加 後期:10 回、142 組参加	82%	×

③子ども医療費助成の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子ども医療費 給付事業	子どもたち誰もが安心して医療が受けられるよう、医療機関に支払った自己負担額を助成します。	○受給対象児童：中学3年生まで	○受給対象児童：高校3年生まで	○平成 28 年度(平成 28 年4月1日)より、受給対象者を高 3 年齢(18 歳の年度末)までに拡大を行うため、全対象者への申請書発送、申請の受付、受給者証の発送を実施。3 月末時点で対象者中 90%の受付および受給者証発送が完了。	90%	×
【次世代育成】 妊婦健診費助 成事業	母体の健康確保と胎児期からの子育て支援のため、妊婦健診費を助成します。	○受診券基本健診 14 枚 追加検査5枚 超音波検査4枚交付 利用者数 1,402 人	○継続実施	○継続して実施した。利用者数 1,409 人	—	○
【次世代育成】 不妊治療費助 成事業	不妊治療に掛かる高額な治療費の一部助成を行い、不妊に悩む夫婦を支援します。制度については、市民への周知を図ります。	○助成件数 98 件/年	○継続実施 ○対象者の検討	○継続して実施した。助成件数 117 件/年 ○制度について周知を図った。	—	○

④子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 パパママ教室 事業	妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるように、パパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう夫の参加を促進します。特にパパママ教室は、広報活動により対象者への周知を図るとともに、受講しやすい時間での開催や、魅力ある内容づくりに配慮します。また、夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため、家族の健康教育に取り組みます。	○パパママ教室 17 回、参加延人数 212 人(妊婦 154 人、夫 58 人)	○パパママ教室への、夫の参加者拡大	○パパママ教室の実施 4回講座の5コース 20 回実施 参加延人数 274 人(妊婦 207 人 夫 67 人) 4回目の講座は育 MEN 講座で、毎週日曜日に実施。	—	○
【次世代育成】 乳幼児学級及 び乳幼児教育 支援事業		基本目標1に掲載		基本目標1に掲載	—	—
【次世代育成】 乳幼児ふれあ い体験事業	乳幼児健診の際には地元高校生と乳児とのふれあい体験を実施し、母子保健学習や、子どもと関わる喜びなどを体験する機会をつくります。また、小中学生のうちから、小さな子どもとの接し方を自然な形で学べる機会を拡大していくよう、関係機関をつなぐ支援をします。	○高校 3 校、中学 1 校 参加生徒数 65 人	○乳幼児ふれあい体験 全高校で実施	○高校4校(飯田風越、OIDE 長姫、下農、飯田女子)で6回実施 参加生徒数 92 人 ○平成26年度は5校で実施したが、平成 27 年度は高校の授業カリキュラムと乳幼児健診の日程調整できず、1校辞退となった。	—	×
	自分の成長や家族・家庭、幼児の発達と生活について関心と理解を深め、家庭生活をよりよくしようとする態度や自分の役割を果たそうとする意欲を育みます。学童期から「家庭生活は夫婦が協力して行う」という自覚を育て、この地域で家庭を持つ希望を育みます。	○学校においては、キャリア教育や家庭科等の学習活動の中で取り組まれている。	○各校で実施		—	—

【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	基本項目1に記載			—	—
【次世代育成】 食育活動推進事業	地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象として五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○学校給食の地元農産物利用率 52.2% (学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 56.6% (子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進 (農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35% (学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60% (子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進は継続実施 ○学校給食の地元農産物利用率 45.1% (学校教育課) ○地域の農家と連携して、保育所(2園)、小学校(7校)において食農体験を実施した。 公立保育所・幼稚園において地元農産物利用率は 60.2%であった。各園で食育体験が実施された。(子育て支援課)	—	—
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業	【基本目標3に記載】				—	—
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	【基本目標5に記載】				—	—

★基本目標3 子どもが健やかに成長するための環境整備 ～子どもの育ちを支える教育・健全育成のまちづくり～

①放課後子どもプラン推進事業の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 放課後子どもプラン推進事業 (放課後子ども教室設置運営事業)	また「地域で子どもが健やかに育つ」ことを願い、その実現のため、学校開放の取り組みや学校施設等の有効利用と合わせて、地域と行政が協働して「放課後子ども教室設置運営事業」を拡充します。放課後子ども教室の運営に関しては、地域の人たちがお互いに協力し合う中で、自分の持っている知識や技術を子どもたちに伝えることにより、地域で子どもたちを育む活動への参加を促進します。そのため、地域でのコーディネーターや支援者を養成します。	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。	○6か所の開設	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5か所で実施。	83%	×

②子どもたちの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子どもたちが 自らしようとする活動、居場所づくり事業	学習・体験・遊びの場など、子どもたちの地域の居場所について意見を聞き、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現できるよう応援します。	○モデル事業「冒険遊び場」の実施	○公民館など地域の拠点における子どもの居場所づくりの検討	子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現するため検討会を実施した	—	○
【次世代育成】 乳幼児ふれあい体験事業		基本目標2に記載		基本目標2に掲載	—	—
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業	『地育力』とは「飯田の資源を活かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」のことです。地域の子どもたちを健やかに育むため、地域ぐるみで連携して子育てを支援していきます。 ① 体験活動 飯田の自然・歴史・文化などを活かし、感動をもたらすようなほんものの体験を通じて「生きる力」や「社会をつくり、運営し、より良く作り変えていく資質や能力」を高めます。 ② キャリア教育	○校長会での説明や直接学校への働きかけを実施。H26 三穂小で実施。 ○体験活動実施校 小学校 5 校 131 人 中学校 1 校 87 人 高等学校 1 校 40 人 募集型農業宿泊体験 9 人 ○指導計画策定済み キャリア教育実施校 小学校 11 校 中学校 9 校 (保育園・幼稚園での職場体験学習を含む)	○農業宿泊体験実施校 11 校 ○28 校で実施	○校長会や学校での説明を実施。H28 には新たに下久堅小で実施。 ○体験活動実施校 小学校 6 校 155 人 中学校 1 校 85 人 募集型農業宿泊体験 12 人 ○指導計画策定済みキャリア教育実施校 小学校 19 校 中学校 9 校 ○飯田 OIDE 長姫高校と松本大学との連携による地域人教育の実施 6 地区 60 回 600 人 ○高校生講座 カンボジア・スタディツアー (事前学習、現地学習、報告会) の実施 15 人の地元高校生	64%	×
					100%	○

★基本目標4 仕事と家庭生活の両立の推進 ～子育てと仕事の両立を支えるまちづくり～

①親の働きやすい環境づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	27 年度	31 年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 病児・病後児 保育事業	近隣に親族がいない家庭が増加しており、保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため、医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。	717 人年	量の実績	722 人	546 人	○社会医療法人健和会へ委託し、月曜から金曜までの平日の午前8時から午後4時まで受け入れを行った。年間 241 日開所し、延べ 722 人 (うち下伊那町村 84 人) の受け入れを行った。 平成 22 年度の開所以来、地域に浸透されてきたことから、年間 700～800 人の利用受け入れを想定。	—	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。	89 人年	量の実績	36 人	126 人	○市内3施設において継続実施 ○養育をすることが困難になり、一時的に保護を必要とする児童に対し実施。しかし施設自体も職員体制が整わず苦慮した。	—	○
			確保方策	36 人	126 人			

【子ども・子育て】 時間外保育事業	通常保育の保育時間は午前8時から午後4時です。一般的な長時間保育実施園では午前7時30分から午後7時まで実施しており、時間を延長した保育も実施しています。今後も保護者の勤務の都合などによるニーズに応じていきます。	553 人年	量の実績	473 人	673 人	○公立保育園 10 園、私立保育園 18 園、認定こども園5園で延長保育を実施。園により延長時間の違いはあるが、標準時間(11 時間保育)、短時間(8時間保育)ともに朝・夕長保を実施。	—	○	
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養護・保護を行います。	0 人	確保方策	0 人	1 人	○利用者なし	—	○	
【子ども・子育て】 教育・保育事業	基本目標1に記載		基本目標1に記載			—	—		
【子ども・子育て】 家庭的保育等事業 (地域型保育事業)	基本目標1に記載		基本目標1に記載			—	—		
【子ども・子育て】 放課後子ども プラン推進事業 (児童クラブ設置運営事業)	基本目標3に記載		基本目標3に記載			—	—		
【子ども・子育て】 【次世代育成】 ファミリーサポートセンター事業	基本目標1に記載		基本目標1に記載			—	—		
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況		進捗率	評価		
【次世代育成】 通常保育と保育所・認定子ども園の施設整備事業	老朽化及び耐震改修等が必要な施設の改修を行います。	○施設改修・改築施設 6 か所	○継続実施	○公立保育園5園(下久堅、龍江、竜丘、中村、和田保育園)、私立保育園1園(飯田仏教保育園)で老朽化等による大規模な施設整備を行った。		—	○		
【次世代育成】 休日保育事業	現在実施している休日保育の利用児童は、概ね年間 20 人程度であることから、現在の事業を維持しつつ、休日保育事業を広く周知する広報活動を積極的に進めます。	○実利用者数 22 人(延べ利用者数 93 人)	○実施園1か所	○飯田中央保育園にて実施。休日保育の利用児童は実利用者数 18 人、年間延べ 60 人であった。在籍園児以外も利用できるが需要の増減等はない。		100%	○		
【次世代育成】 ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭は増加傾向にあり、子育ての面でも困難が伴うため、就業支援や手当の支給により自立に向けた支援を実施していきます。	○H26.3 末現在の受給者数 母子家庭 800 世帯、父子家庭 71 世帯、その他2世帯	○登録者 1,000 人	○H28.3 末現在の受給者数 母子家庭 827 世帯、父子家庭 71 世帯、その他3世帯		90%	○		
	①児童扶養手当の支給								
	②母子家庭自立支援給付金事業	○なし	○継続実施	○なし				—	×
	③高等技能訓練促進事業	○支給人数3人	○継続実施	○支給人数2人				—	○
④母子寡婦福祉資金の貸付	○8件 1,388,000 円	○継続実施	○7 件 7,941,546 円		—	○			

②仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 「ワーク・ライフ・バランス」 推進事業	子育て世代の生活を見直し、仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を普及するため、事業所や労働者への啓発活動に努めます。また、従業員が 100 人に満たない事業所にも特定事業主行動計画の策定を促進し、事業所が育児支援に取り組めるよう、事業所への支援活動に取り組みます。	○ワーク・ライフ・バランスの重要性は、事業者側としても認識。一般事業主行動計画は100人以下の事業所は、任意提出のため提出のない事業所が多い ○「市民つどい」を開催、実践モデル事業所取組報告を実施。「市民つどい」参加者 450 名 ○南信労政事務所と連携して企業訪問4社 市単独訪問7社実施 ○広報、ホームページ、オフトーク、いいだエフエム等の媒体を利用し啓発実施	○ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者向けに、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の広報啓発を進める。 ○経営者・人事担当者などを対象としたセミナー等を開催する	○事業所におけるワークライフバランスの推進を支援するため、経営者・人事担当者対象のセミナーを2回開催した。(3課合同) 第1回、経営戦略から考えるワークライフバランス 第2回、仕事と育児介護の両立課題 ○働く人を対象としたワークライフバランス推進講座を4回開催した。 ○事業者及び働く人を対象とした講座により、96 人の参加があった。当事業に対する事業者側の理解に努めた。	—	○
		○男女共同参画推進事業者等表彰制度は、ワーク・ライフ・バランスの取組に限らず、広く職域拡大や労働環境の整備について取組を進めている事業所を表彰。	○地域の中で、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業者を1社でも多く表彰するように、取組を進める。 ○毎年1事業所以上を表彰	○ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者等を2者表彰	100%	○
		○101 人以上の事業所: 34 事業所、100 人以下の事業所:24 事業所	○計画策定についての周知・啓発の実施	○平成 27 年度末、従業員 101 人以上の 26 事業所、100 人以下の 28 事業所で計画書提出済み	—	○
		○従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組む事業所: 県が登録を推進する「社員の子育て応援宣言」登録企業 9 社 ○実践モデル事業所1社を依頼し、講師を派遣。事業所内で実践活動を行い、市民のつどいのなかで、取り組んでいる中間発表を実施し、市民周知を実施	○「社員の子育て応援宣言」についての周知・啓発の実施	○ワークライフバランスセミナー及び推進講座において「社員の子育て応援宣言」について啓発を実施 ○事業所 200 社に対し、啓発のための資料を配布	—	○
		○教育委員会と協働し、お父さん応援講座を開催	○労働者を対象としたワークライフバランス推進講座を開催	○労働者を対象としたワークライフバランス推進講座を4回開催した。(3課合同)	—	○

★基本目標5 地域のみんなで支え合う子育て・子育ての推進 ～子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり～

①地域のみんなで支え合う子育て・子育ての推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 親・市民・地域・事業者等が自ら子育てを応援しようとする(むとす)事業	地域ぐるみで親・市民・事業者等が、自ら子育てを応援しようとする(むとす)活動を支援します。そのひとつとして、地域の様々な主体による、子どもの居場所づくりなどを応援します。	○市民公募により構成する「みんなで子育て応援サポーター」により、地域子育てを応援情報冊子「みんなで子育てナビ」を編集・発行	○「みんなで子育てナビ」発行継続 ○モデル事業の実施	○みんなで子育て応援サポーター会議による取材、編集作業を実施し、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」を継続発行した。(仮)イクメン手帳の発刊について検討し、父親アンケートを実施。	—	○
		○不登校支援について「NPO 法人 フリーウィング」による事業を継続実施。	○不登校支援について「NPO 法人 フリーウィング」による事業を継続実施。	○教育支援相談員を配置、関係機関と連携し不登校対策を実施。 ○NPO法人フリーウィングによる継続実施。	—	○
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業	学校・PTA・育成会等の関係機関と連携し、子どもの教育の課題を地域ぐるみで解決するため、家庭教育に関する学級・講座・講演会等を実施します。また、子どもの養育環境の向上のため、親の意識啓発を促し、子どもの生活習慣の定着を図るキャンペーン活動「わが家の結いタイム」を、学校・家庭・地域をあげて行います。	○家庭教育関連講座への延参加者数 5,946 人 ○基本的な生活習慣が習得できている小学生の割合 57.5%	○家庭教育関連講座への延参加者数 6,000 人 ○基本的な生活習慣が習得できている小学生の割合 70%	○家庭教育関連講座への参加者数 6,960 人 ○基本的な生活習慣が習得できている小学生の割合 53.4%	76%	×
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81 点 ○三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 ○PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回 ○みんなで子育てパワーアップ講座実施 全 6 回参加数 310 人	○継続実施	○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 184 点 ○三行詩コンクール実施 応募数 2,677 点 ○PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回 ○いいだ子育てカレッジの開催 5 回 177 人(公民館)	—	○
【次世代育成】 地域の子育て応援情報発信事業	地域の事業者や子育て中の親などと協働し、子育てを応援情報を収集し、ホームページや地域情報誌などを使って情報発信します。	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続	○情報を収集し更新しながら継続実施	—	○
		○専門サイト「子育てネット」による情報発信 62 回	○専門サイト「子育てネット」等による情報発信の継続	○子育てネットにより継続実施。ただしブログ形式のためスマートフォンに対応できるよう改善が必要	—	○
【次世代育成】 ながの子育て家庭優待バスポート事業	県全体で取り組む「ながの子育て家庭優待バスポート事業」に参加し、子育て家庭の生活を地域全体で支える機運を高めます。	○協賛事業者:198 店 ○カード交付枚数:19,688 枚	○協賛店舗数 200 店以上	○地域内協賛店を募集、協賛店舗チラシを作成。 協賛店舗数 219 店	109%	○
【次世代育成】 地域振興住宅整備事業	民間借家が少ない地域へ住宅を供給し、地域との協働で子育て世代等に入居してもらい、地域の維持、活性化を図ります。	○中山間地域への住宅供給	○新築住宅 総計 55 棟	中山間地域へ 5 棟の地域振興住宅を新築した。 平成 27 年度末新築数 36 棟	65%	○
【次世代育成】 やさしいまちづくり事業	子ども連れの親子の外出を支援するため、ベビーベッド付きの多目的トイレやベビーカーでの利用がしやすいよう歩道の整備・施設の段差の解消などの整備を進めます。	○H25 中央公園(吾妻)園路整備 L≒60m ○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L≒520m	○継続実施	○城公園整備工事 ・園路整備 L=140m ・多目的トイレ設置 1 箇所 ○東栄公園改修工事 ・園路整備 L=85m(階段のスロープ化含む) ○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L=327m	-	○

②地域の連携による子育て応援の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—
【子ども・子育て】 【次世代育成】 放課後子どもプラン推進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—

③安心安全のまちづくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 青少年育成センター運営事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成、青少年保護活動等を行うため青少年育成センターを運営します。また飯田市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、センターに青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員はセンター事務局と共に、地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの青少年健全育成活動を行い、青少年が健全に育つ環境整備に努めます。	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数3回	○継続実施	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数3回	100%	○
		○情報共有のための全体会開催回数2回		○情報共有のための全体会開催回数2回	100%	○
		○有害な地域環境実態調査箇所 55 箇所		○有害な地域環境実態調査箇所 55 箇所	100%	○
		○各地区、団体等との情報交換会実施回数2回		○各地区、団体等との情報交換会実施回数2回	100%	○
		○推進委員のための研修会実施回数 2 回		○推進委員のための研修会実施回数 4 回	200%	○
		○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)情報発信1回		○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)情報発信 3 回	100%	○
【次世代育成】 おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	生まれてきた子どもを地域で尊び、地域で子育てを応援していくため、生後4ヶ月ころに訪問します。必要に応じて、育児に不安のある家庭の発見と支援も行います。	○更生保護女性会・市社会福祉協議会の用意したプレゼント等を持参して、民生児童委員さんが訪問	○継続実施	○継続実施 ○主任児童委員等により、家庭訪問を希望する家庭に対しては目標を達成した。家庭訪問数 797 件	—	○

【次世代育成】	地域では、まちづくり委員会生活安全委員会、飯田地区防犯協会連合会などが中心となって、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりを目標に、市、警察、福祉・教育関係機関やPTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアが連携し、防犯活動に取り組んでいます。今後、さらに、子どもたちが安心して地域で過ごせる環境づくりに向けて、子どもたちの見守りボランティア活動を地域へ拡大していくための普及啓発について、関係機関が協働して取り組んでいきます。そして、警察・学校等の安心メールなどの活用により、地域での不審者情報等を共有し、犯罪等が起きないように、地域全体で見守り活動を行っています。	○飯田警察署生活安全課と連絡調整を取りながら青パト講習を実施している。 ○ホワイトエンジェルスは現在 33 名で活動(見守りパトロール)実施している。 ○飯田市安全大会開催 1回	○声掛け事案の発生や他県では授業時のみならず学校のイベント時へ不審者の侵入事案が後を絶たないため、継続実施する	○青パト講習の実施(1回) ○ホワイトエンジェルスによるパトロール実施 ○防犯パトロール実施(年4回) ○飯田市安全大会開催 1回(生涯学習・スポーツ課)	—	○
地域での子どもの見守り活動推進事業	○小中学校の安心メール登録 10,449 世帯	○継続実施	○継続実施	○小中学校の安心メール登録数 11,902 件(小学校 7,457、中学校 4,445)	—	○
地域での子どもの見守り活動推進事業	○保育所・幼稚園の安心メール登録 2,606 世帯(H26.3.31 現在)	○継続実施	○継続実施	保育所・幼稚園の安心メール登録者 3,348 人(H28.3.31 現在)	—	○

【良否(○×)の基準】

進捗率が算出されている事業：進捗率 95%以上を「○」、95%未満を「×」

進捗率が算出されていない事業：実績を踏まえ、目標値との関係等を総合的に勘案し、概ね目的を達成したと判断できるものを「○」、できないものを「×」

4 長寿支援課

4-1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	27年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	602	605	603	590	584	559	553	549	557	565	556	556
	第2号被保険者	5	5	5	6	7	7	7	7	7	5	6	7
	計	607	610	608	596	591	566	560	556	564	570	562	563
要支援2	第1号被保険者	716	707	716	718	718	721	743	737	731	733	741	744
	第2号被保険者	10	9	10	10	11	10	9	8	9	10	10	11
	計	726	716	726	728	729	731	752	745	740	743	751	755
要介護1	第1号被保険者	1,240	1,246	1,256	1,257	1,269	1,264	1,267	1,274	1,274	1,276	1,286	1,292
	第2号被保険者	27	27	26	25	27	27	24	24	26	25	24	24
	計	1,267	1,273	1,282	1,282	1,296	1,291	1,291	1,298	1,300	1,301	1,310	1,316
要介護2	第1号被保険者	1,037	1,032	1,029	1,042	1,045	1,048	1,060	1,069	1,074	1,053	1,055	1,049
	第2号被保険者	14	15	15	16	16	16	17	19	20	20	20	21
	計	1,051	1,047	1,044	1,058	1,061	1,064	1,077	1,088	1,094	1,073	1,075	1,070
要介護3	第1号被保険者	818	827	831	834	844	843	839	833	837	835	832	835
	第2号被保険者	10	10	13	13	14	13	14	14	12	13	11	11
	計	828	837	844	847	858	856	853	847	849	848	843	846
要介護4	第1号被保険者	820	819	812	824	816	823	821	825	824	819	827	818
	第2号被保険者	19	19	18	16	13	12	10	10	11	9	10	8
	計	839	838	830	840	829	835	831	835	835	828	837	826
要介護5	第1号被保険者	782	780	779	773	761	766	768	758	744	735	727	729
	第2号被保険者	16	16	16	18	19	19	18	19	19	19	21	21
	計	798	796	795	791	780	785	786	777	763	754	748	750
合計	第1号被保険者(A)	6,015	6,016	6,026	6,038	6,037	6,024	6,051	6,045	6,041	6,016	6,024	6,023
	第2号被保険者	101	101	103	104	107	104	99	101	104	101	102	103
	計	6,116	6,117	6,129	6,142	6,144	6,128	6,150	6,146	6,145	6,117	6,126	6,126
第1号被保険者数(B)	31,678	31,656	31,647	31,651	31,654	31,692	31,747	31,785	31,838	31,886	31,926	31,934	
認定者割合(A)／(B)	18.99%	19.00%	19.04%	19.08%	19.07%	19.01%	19.06%	19.02%	18.97%	18.87%	18.87%	18.86%	

4-2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(H27～H29年度)の介護保険計画に基づき事業開始年度に見直しをします。これにより平成27年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。

なお、当市では低所得者対策として、保険料の所得段階に12段階制を導入しています。これにより保険料基準額に比べて第1段階の軽減率が標準の0.5から0.31まで引き下げられ、低所得者の負担軽減が図られています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.31	20,892円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.55	37,188円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	47,328円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	60,852円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	67,620円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	81,144円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	87,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	101,424円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が290万円以上390万円未満の方	基準額×1.70	114,948円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が390万円以上590万円未満の方	基準額×1.80	121,716円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が590万円以上690万円未満の方	基準額×1.90	128,472円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が690万円以上の方	基準額×2.00	135,240円

(2) 平成27年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特徴者数	普徴者数	併徴者数※1	調定額
第1段階	3,217	454	216	77,086,733
第2段階	2,284	74	111	89,415,447
第3段階	2,073	70	158	105,939,784
第4段階	4,302	342	318	287,383,712
第5段階	6,340	118	185	440,690,810
第6段階	4,425	372	396	403,941,594
第7段階	3,033	240	254	295,285,400
第8段階	1,743	179	178	201,588,652
第9段階	715	68	66	93,107,880
第10段階	501	42	48	68,718,825
第11段階	85	6	11	12,890,024
第12段階	320	51	39	52,191,370

※1 特徴者、普徴者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額	収入額	収納率
特別徴収	1,989,082,359	1,989,082,359	100.00%
普通徴収	143,264,842	135,915,915	94.87%
滞納繰越分	15,895,177	9,108,495	57.30%
合計	2,148,242,378	2,134,106,769	99.34%

4-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(平成27年度分)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	25,823,145	53,055,010	142,290,357	170,323,284	211,087,392	231,336,620	364,018,705	1,197,934,513
通所サービス	66,076,280	187,484,002	594,326,514	601,741,840	463,805,383	343,415,077	252,251,726	2,509,100,822
短期入所サービス	744,260	4,506,740	55,533,385	105,714,216	153,844,336	148,297,260	136,120,440	604,760,637
福祉用具・住宅改修サービス	13,604,147	30,335,447	55,053,447	91,456,346	81,186,565	84,477,243	83,866,709	439,979,904
特定施設入居者生活介護	2,258,280	1,698,210	39,771,438	41,607,313	62,373,114	63,652,692	46,042,446	257,403,493
介護予防支援・居宅介護支援	22,363,900	31,872,230	144,137,773	116,976,984	92,525,953	67,136,660	55,605,141	530,618,641
地域密着型(介護予防)サービス	1,584,470	6,133,970	109,967,090	219,108,720	265,504,605	208,323,113	207,835,620	1,018,457,588
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	161,420	-	32,267,130	54,124,530	73,550,020	42,745,870	40,093,540	242,942,510
小規模多機能型居宅介護	1,423,050	6,133,970	33,146,170	43,001,400	46,762,230	49,810,880	48,258,090	228,535,790
認知症対応型共同生活介護	-	-	41,726,200	115,830,330	119,589,105	72,998,003	78,298,440	428,442,078
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	2,827,590	6,152,460	10,839,160	19,160,690	9,624,550	48,604,450
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	-	14,764,090	23,607,670	31,561,000	69,932,760
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	167,050,271	358,327,803	767,183,883	1,337,435,356	1,591,869,159	4,221,866,472
介護老人福祉施設	-	-	36,475,206	98,707,860	356,563,054	846,118,778	876,917,563	2,214,782,461
介護老人保健施設	-	-	130,193,775	243,054,393	379,014,429	452,711,928	302,976,000	1,507,950,525
介護療養型医療施設	-	-	381,290	16,565,550	31,606,400	38,604,650	411,975,596	499,133,486
合計	132,454,482	315,085,609	1,308,130,275	1,705,256,506	2,097,511,231	2,484,074,021	2,737,609,946	10,780,122,070
支給額								
訪問サービス	23,089,179	47,517,861	127,611,531	152,369,777	188,863,070	206,699,228	325,556,946	1,071,707,592
通所サービス	59,134,135	167,895,533	532,330,398	539,660,077	415,079,125	306,885,252	225,910,338	2,246,894,858
短期入所サービス	664,033	4,056,066	49,678,895	94,874,951	137,577,459	132,671,575	121,848,308	541,371,287
福祉用具・住宅改修サービス	12,161,584	27,191,296	49,339,339	81,932,720	72,681,042	75,495,900	74,948,425	393,750,306
特定施設入居者生活介護	2,032,452	1,528,389	35,172,041	37,446,580	56,135,799	57,001,942	41,386,839	230,704,042
介護予防支援・居宅介護支援	22,363,900	31,872,230	144,137,773	116,976,984	92,525,953	67,136,660	55,605,141	530,618,641
地域密着型(介護予防)サービス	1,372,849	5,465,007	98,502,006	196,548,947	238,164,685	186,850,158	186,287,246	913,190,898
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	145,278	-	28,868,633	48,385,238	65,770,304	38,263,700	35,921,401	217,354,554
小規模多機能型居宅介護	1,227,571	5,465,007	29,534,962	38,569,970	41,738,201	44,801,827	43,193,913	204,531,451
認知症対応型共同生活介護	-	-	37,553,580	104,056,525	107,630,193	65,495,206	70,438,979	385,174,483
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	2,544,831	5,537,214	9,755,244	17,072,725	8,662,095	43,572,109
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	-	13,270,743	21,216,700	28,070,858	62,558,301
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	150,180,797	321,123,091	687,352,904	1,199,248,742	1,428,755,717	3,786,661,251
介護老人福祉施設	-	-	32,827,681	88,284,730	319,343,058	759,505,086	787,646,846	1,987,607,401
介護老人保健施設	-	-	117,009,955	217,935,963	339,750,719	405,011,463	271,312,664	1,351,020,764
介護療養型医療施設	-	-	343,161	14,902,398	28,259,127	34,732,193	369,796,207	448,033,086
合計	120,818,132	285,526,382	1,186,952,780	1,540,933,127	1,888,380,037	2,231,989,457	2,460,298,960	9,714,898,875

※サービスの内訳

訪問サービス: 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
通所サービス: 通所介護・通所リハビリテーション
福祉用具・住宅改修サービス: 福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2) 高額介護サービス等費

区分	件数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	44	173,500
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	432	3,671,826
	世帯合算無	9,324	110,749,307
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	612	4,149,616
	世帯合算無	3,270	16,871,333
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,605	11,101,475
	世帯合算無	1,417	13,889,884
⑤現役並み所得者	世帯合算有	117	1,311,268
	世帯合算無	175	2,236,180
合計	16,996	164,154,389	

(4) 特定入所者介護サービス等費

区分	件数	給付額(円)
食費	9,426	219,748,520
居住費	6,178	123,720,370
合計	15,604	343,468,890

(5) 審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
176,817	58	10,255,386

(3) 高額合算医療・介護サービス等費

区分	件数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	792	21,646,565
高額合算医療・介護予防サービス等費	9	37,921
合計	801	21,684,486

4-4 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%（又は20%）が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>市民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ○ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○ 介護保険料を滞納していないこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><対象となる社会福祉法人等が提供するサービス及び事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 市社協、ホームヘルプかみさと、ほけっと、みなみ信州・一陽会・萱垣会・ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護（認知症対応型含む） <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンターあぐりかなえ <li style="width: 50%;">上郷デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター「メイプル」 <li style="width: 50%;">北部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター杜のおんがっかい <li style="width: 50%;">かなえデイサービスセンター <li style="width: 50%;">竜東知久平デイサービスセンター <li style="width: 50%;">かわじデイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター田中の家 <li style="width: 50%;">竜東デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デーサービスセンター四季 <li style="width: 50%;">西部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">中部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて <li style="width: 50%;">北方デイサービスセンター <li style="width: 50%;">千代デイサービスセンター <li style="width: 50%;">南信濃上村デイサービスセンター ●小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて </div>	<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額 （注1）</p>

介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○市民税世帯非課税者				
<p style="text-align: center;">＜対象となる通所系サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 					
制度の種類	対象となる方				減額の内容
高額サービス費支給制度 介護保険サービスの利用者負担は、原則 1 割負担となっていますが、同一世帯で 1 ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員 市民税非課税		基準額 15,000 円		1 か月の利用料が基準額を超えた部分を支給 (注 2)
・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下		基準額 15,000 円			
・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超		基準額 24,600 円			
・一般（上記及び下記以外）		基準額 37,200 円			
・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合）		基準額 44,400 円			
高額医療合算介護サービス費支給制度 介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給	○70 歳未満の方がいる世帯				1 年間の介護保険と医療保険・長寿医療の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給
国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）		被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	平成 26 年 8 月～平成 27 年 7 月限度額	平成 27 年 8 月～限度額	
901 万円超		83 万円以上	176 万円	212 万円	
600 万円超 901 万円以下		53 万円～79 万円	135 万円	141 万円	
210 万円超 600 万円以下		28 万円～50 万円	67 万円	67 万円	
210 万円以下		26 万円以下	63 万円	60 万円	
市民税非課税世帯		市民税非課税者等	34 万円	34 万円	
○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者					
所得区分				限度額	
現役並所得者				67 万円	
一般				56 万円	
低所得者Ⅱ				31 万円	
低所得者Ⅰ				19 万円	
介護費給付金支給事業 施設サービス、福祉用具購入、住宅改修以外のサービスが対象	① 次の要件をすべて満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居または、65 歳以上の人のみの高齢者世帯であること ・ 収入が生活保護法の最低生活費未満 ・ 親族から支援が受けられないこと ・ 活用可能な資産が過大でないこと ・ 預貯金が 1 世帯 100 万円と世帯員 1 人につき 50 万円を加算した額に満たないこと ② 市長が特に認めた人				利用料のうち、実際に支払うことのできない額 (注 3)

(注 1) 利用者負担第 1 段階の方は 50%を減額。生活保護受給者は、特養(入所・短期入所)の個室の居住費のみ 100%を減額。

(注 2) 介護費のみが対象になります

(注 3) 施設入所にかかる費用、福祉用具購入費、住宅改修費は対象となりません。

制度の種類	対象となる方：以下の①～③すべてに該当する方 ① 世帯全体の方が市民税非課税 ② 配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者が市民税非課税 ③ 被保険者および配偶者の預貯金等の合計が2,000万円以下。配偶者がいない場合は1000円以下。				減額の内容
	要件	部屋の種類	居住費限度額 (注1)	食費限度額 (注1)	
介護保険負担 限度額認定制度 介護保険施設 入所(入所及び 短期入所)者の 食費、居住費の 軽減	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課 税	多床室(相部屋)	0円	300円	限度額を超 えた部分を 給付
		従来型個室(特養等)(注2)	320円		
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	490円		
		ユニット型準個室	490円		
	・世帯全員が市民税非課 税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下	ユニット型個室	820円	390円	
		多床室(相部屋)	370円		
		従来型個室(特養等)	420円		
		従来型個室(老健、療養等)	490円		
	・世帯全員が市民税非課 税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円超	ユニット型準個室	490円	650円	
		ユニット型個室	820円		
		多床室(相部屋)	370円		
		従来型個室(特養等)	820円		
		従来型個室(老健、療養等)	1,310円		
		ユニット型準個室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		

(注1) 限度額は1日あたりの金額。(注2)「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

(注3)「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

※上記の減額制度は、平成27年8月以降の内容です。

4-5 高齢者等の在宅福祉サービス

平成 28 年 4 月現在

1. 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1 回につき 1,500 円分、年 2 回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1 回につき 500 円分、年 5 回まで利用できます。 但し、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療 1 回につき 1,500 円を超えた分、または入浴 1 回につき 500 円を超えた分
27 年度実績	マッサージ利用者数：43 人 利用回数：78 回 入浴利用者数：240 人 利用回数：941 回

2. 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年 2 枚まで利用できます。
利用者負担	なし
27 年度実績	利用実人数：154 人 利用回数：303 回

3. 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1 回につき 1,000 円、年 6 回まで利用できます。 （飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。）
利用者負担	理美容代実費
27 年度実績	利用実人数：91 人 利用回数：288 回

4. 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。 （該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用1回につき3,000円の助成。 但し、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は5,000円の助成。 1人当たり、1回につき7日以内の利用日数とし、年3回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
27年度実績	利用者数：179人 利用回数：401回

5. 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障害者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障害者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。 但し、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
27年度実績	利用実人数：12人 利用回数：23回

6. 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
27年度実績	受給者数：（高齢者）139人、（重度心身障がい児者）22人

7. 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
27年度実績	対象者数：23人

8. 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65歳以上の要支援・要介護認定者、身障1～3級の方、65歳未満の身障1～6級の方（4～6級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が8万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63万円を上限に補助します。
利用者負担	自己負担1割（7万円を上限とする）
27年度実績	該当件数：0件

9. 高齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない50歳以上の高齢者等
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。 1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
27年度実績	助成件数：159件

10. 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事1回につき100円の扶助
利用者負担	食事1回につき100円を超えた分
27年度実績	利用数：60,667回

11. 自立支援短期入所事業

対 象 者	二次予防対象高齢者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）
27年度実績	延利用者数：3人 利用日数：51日

12. 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
27年度実績	相談件数：10件 申立件数：2件

13. 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障害者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。 特定非営利活動法人中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオへ介護通訳派遣及び調整を委託します。
利用者負担	なし
27年度実績	派遣時間：72時間

14. 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
27年度実績	新規設置：37 台 廃止：45 台 27年度3月末設置数：298 台

15. 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
27年度実績	新設：3 台 累計（平成元年から）：655 台

16. 介護保険外特別ホームヘルプ

対 象 者	要介護・要支援高齢者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方		
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方にヘルパーを派遣します。1日1回以内。 内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言 ⑦排泄介助		
利用者負担	利用1回当たり	身体介護 30分未満	生活介護 45分未満
	生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方：	0円	0円
	社会福祉法人等の減免の要件に該当する方：	120円	90円
	所得税課税世帯：	500円	380円
	上記以外の世帯：	250円	190円
27年度実績	利用実人数：6人	利用回数：家事援助 441回、	排泄介助 537回

17. 介護保険外高齢者特別デイサービス

対象者	要介護者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方		
内容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できず、又、認知症の予防あるいは重度化の防止が見込めない方が、限度を超えてデイサービスセンター等へ通所します。週1回以内。		
利用者負担	利用1回当たり（食事代は除く）		
	生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の者：		0円
	社会福祉法人等の減免の要件に該当する者：	通所介護費の	5%
	所得税課税世帯：	同上	10%
	上記以外の世帯：	同上	10%
27年度実績	利用実人数：0人 利用回数：0回		

18. 介護保険外短期入所特別拡大事業

対象者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方		
内容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して100日間の短期入所を認めています。（12月～3月の間に限定）		
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様		
27年度実績	利用者数：0人 利用日数：0日		

19. 認知症高齢者見守り事業

対象者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族		
内容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 （家族不在時の見守り 1時間につき1,000円、独居の見守り 45分未満 1,710円）		
利用者負担	家族不在時	交通費を含む必要経費から補助金を除いた額	
	独居	介護保険同様の1,900円の1割	
27年度実績	利用者数：9人 利用時間：97.75時間		

20. 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対象者	徘徊のある認知症高齢者の介護者		
内容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分7,000円と、交換用バッテリー代2,100円を支援します。		
利用者負担	機器の利用料として月540円	徘徊があったときに情報取得料等がかかります。	
27年度実績	利用者数：3人		

21. 生活支援ホームヘルプ

対象者	独居・高齢者世帯等の二次予防事業対象者等		
内容	二次予防事業対象者等で、独居等の家事支援が必要な方にホームヘルパーを派遣します。 事業内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言		
利用者負担	利用1回当たり	20～45分	45分以上
	生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方	： 0円	0円
	社会福祉法人等の減免の要件に該当する方	： 90円	110円
	所得税課税世帯	： 380円	460円
	上記以外の世帯	： 190円	230円
27年度実績	利用者：8人 390回		

22. 独居高齢者世帯配食サービス事業

対象者	二次予防事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内容	栄養改善の必要がある二次予防事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費（500円～680円）
27年度実績	二次利用者数：8人 配食数：1,735食 認定利用者数：94人 配食数：15,190食

23. 介護予防事業：一次予防事業「はっらつ運動塾」

対象者	一次予防事業対象者
内容	身近な施設で、筋力向上やバランスを中心とした運動教室を開催します。
利用者負担	実費 200円程度
27年度実績	6教室 66回 実参加者数：104人

24. 介護予防事業：二次予防事業「ほいほい呼ぼう教室」

対象者	二次予防事業対象者
内容	生活機能の維持や向上のため、運動器の機能向上、認知症の予防、栄養改善、口腔機能の向上を図ります。 介護予防教室修了者を対象としたフォローアップ教室を開催します。
利用者負担	実費 200円程度
27年度実績	ほいほい呼ぼう教室 23教室 276回 実参加者数：308人 フォローアップ教室 16教室 192回 実参加者数：207人 地域継続教室 8教室 参加者数：164人

25. 生きがいデイサービス事業

対象者	概ね65歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実施施設	デイサービス：上郷、いいだ、北部、竜東、かなえ、西部、中部、南信濃、千代、メイプル、NPO花の木、くれよん 宅老所：ひだまり、さろんあやめ、ふれあい街道ニイハオ 老人福祉センター：山本、南信濃 ふれあいセンター：上村 その他施設：姫宮憩いの家
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400円 生活保護世帯 0円 昼食等：実費（全員）
27年度実績	利用者数：98人 利用回数：1,816回

26. 生きがいと健康づくり推進事業：「農愉快」

対 象 者	一次予防事業対象者
内 容	一次予防事業対象者 グループによる農業体験（野菜づくり）を通じて、運動機能の向上、認知症の予防、仲間づくりを行います。
利用者負担	実費 200 円程度
27 年度実績	参加人数：21 人 活動日 44 回

27. 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、 重度心身障害児者（身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	各地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。各地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
27 年度実績	参加人数： 日帰りふれあい相談事業 499 人

28. 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。		
内 容	88 歳 100 歳 最高齢者(3 名)	(市)あいさつ状、1 万円 (市)あいさつ状、1 万円、市長訪問 (県)祝状、紙筒 (市)あいさつ状、5 千円相当の祝品	(社協) 祝品、敬老新聞 (社協) 祝品、敬老新聞 (国) 祝状、銀杯、紙筒 (社協) 祝品、敬老新聞
27 年度実績	訪問者数：757 人		

4-6 地域包括支援センター

1. 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、介護支援専門員及び社会福祉士が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方が介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネージャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワーク作りを行います。

2. 地域包括支援センターと担当地区

いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2階	Tel 56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・上郷・座光寺		Fax 56-5505
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 28-2361
担当地区：鼎・伊賀良・山本		Fax 28-2362
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・三穂・川路		Fax 27-5023
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

4-7 いいだシニアクラブと生きがい対策

1. いいだシニアクラブ連絡会の現況

平成28年7月1日現在

区分 地区名	会 員 数 別 高 齢 者 ク ラ ブ 数									会員数
	30人 未満	30人 ～49人	50人 ～59人	60人 ～69人	70人 ～79人	80人 ～89人	90人 ～99人	100人 以上	合 計	
丸 山	—	—	—	1	—	—	—	—	1	61
座 光 寺	—	1	—	—	—	—	—	—	1	30
松 尾	—	—	—	—	1	1	—	1	3	339
下 久 堅	—	—	—	1	1	—	2	—	4	329
千 代	—	—	—	1	—	—	—	—	1	60
竜 丘	—	—	—	1	4	—	—	—	5	332
川 路	—	—	1	—	—	—	—	—	1	51
県 鼎	—	1	1	—	1	1	1	1	6	463
上 郷	—	—	—	1	1	—	—	—	2	114
上 村	—	—	1	2	—	—	—	—	3	177
南 信 濃	1	2	4	1	—	—	—	—	8	370
計	1	4	7	8	8	2	3	2	35	2,326

2. いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（平成28年度計画）

事 業	内 容	
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会	6月23日	長野県飯田合同庁舎にて 平成27年度100万人会員増強運動の総括（伊那市高齢者クラブ連合会の取組発表） グループ協議（自己紹介、意見交換）
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月6日	長野県飯田合同庁舎にて 講演「みんなで取り組む健康づくり～信州ACEプロジェクト～」 事例発表：箕輪町長寿クラブ連合会 実技講習「千代紙細工」 女性会員参加 40人
県老人クラブ連合会 大会	10月21日	松本市キッセイ文化ホール 各種表彰、主張発表 講演「健康寿命延伸を目指した食生活」 各クラブ会長等代表参加 20人
視察研修	11月9日	駒ヶ根市高齢者クラブ連合会へ視察研修 駒ヶ根市高齢者クラブ会員教授によるマレットゴルフ体験 各クラブ役員等参加予定 40人程度
いきいき活動研修会	11月28日	県公民館 講習会「笑いはすべての病気を遠ざける」 日本レクリエーション協会 インストラクター 宮下泰広先生 囲碁ボール実技講習 各クラブ役員等参加予定 50人程度
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり事業	4月～3月	各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを高齢者仲間として訪問
その他		組織強化・活性化の取り組み 認知症に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問

3. 生きがい対策

○生きがい教室の開催

高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業として平成元年度～2年度に国の補助を導入して「ハイカラ学校」を開校。高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場を提供するため、生きがい教室として、シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室、健康麻雀教室を開催しているほか、新規教室の立ち上げを支援している。

4-8 統計資料

市内高齢者人口 H28. 4. 1現在

	地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位
1	橋北	3,193	1,496	46.9%	1,294	40.5%	779	24.4%	5
2	橋南	2,800	1,256	44.9%	1,054	37.6%	609	21.8%	7
3	羽場	4,938	1,811	36.7%	1,518	30.7%	803	16.3%	14
4	丸山	3,579	1,363	38.1%	1,109	31.0%	610	17.0%	13
5	東野	3,055	1,234	40.4%	1,018	33.3%	602	19.7%	11
6	座光寺	4,477	1,738	38.8%	1,367	30.5%	704	15.7%	15
7	松尾	13,023	3,981	30.6%	3,212	24.7%	1,773	13.6%	20
8	下久堅	3,053	1,287	42.2%	1,067	34.9%	591	19.4%	10
9	上久堅	1,369	710	51.9%	605	44.2%	346	25.3%	3
10	千代	1,757	852	48.5%	723	41.1%	442	25.2%	4
11	龍江	2,920	1,329	45.5%	1,122	38.4%	664	22.7%	6
12	竜丘	6,929	2,346	33.9%	1,893	27.3%	987	14.2%	18
13	川路	1,985	908	45.7%	747	37.6%	455	22.9%	7
14	三穂	1,490	673	45.2%	552	37.0%	320	21.5%	9
15	山本	4,930	1,949	39.5%	1,579	32.0%	789	16.0%	12
16	伊賀良	14,617	4,769	32.6%	3,831	26.2%	1,906	13.0%	19
17	鼎	13,365	4,739	35.5%	3,859	28.9%	2,117	15.8%	17
18	上郷	14,247	5,057	35.5%	4,160	29.2%	2,258	15.8%	16
19	上村	444	266	59.9%	235	52.9%	169	38.1%	2
20	南信濃	1,541	1,004	65.2%	884	57.4%	574	37.2%	1
	全市	103,712	38,768	37.4%	31,829	30.7%	17,498	16.9%	

	飯田市	104,284	38,677	37.1%	31,545	30.2%	17,278	16.6%	H27. 4. 1
	飯田市	104,246	38,672	37.1%	31,585	30.3%	17,331	16.6%	H27. 10. 1
	長野県	2,096,952	769,940	36.7%	627,008	30.0%	327,380	15.7%	H27. 10. 1
	全国	127,110,000	42,428,000	33.4%	33,921,000	26.7%	16,405,000	12.9%	H27. 10. 1

・市、県は住民記録、全国は人口推計月報値を使用

介護保険要支援・要介護認定者

H28. 3. 31現在

単位：人

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	29	27	43	46	34	18	19	216
飯田荘・第二				1	14	36	44	95
橋南	25	29	52	38	25	18	18	205
羽場	26	41	64	54	37	26	32	280
丸山	14	27	49	40	15	16	26	187
東野	25	38	66	41	25	25	16	236
座光寺	17	24	52	41	33	24	29	220
松尾	66	65	141	114	79	59	50	574
きりしま邸苑				2	6	20	20	48
ゆめの郷			6	2	8	19	14	49
下久堅	21	27	52	40	22	23	18	203
上久堅	11	15	26	24	14	5	15	110
千代	15	22	37	24	13	11	8	130
龍江	18	37	45	39	13	18	18	188
ゆいの里				1	10	17	14	42
竜丘	36	49	76	53	45	32	22	313
川路	13	9	23	17	9	10	9	90
ハートヒル川路	1	1	16	9	5	4	3	39
三穂	8	13	32	21	19	12	12	117
山本	26	37	53	50	34	29	16	245
ヴィラ緑風苑	1	3	5	4				13
伊賀良	55	74	118	109	69	78	46	549
かざこしの里			2	7	18	33	22	82
陽だまりの丘			1	1	7	15	12	36
県	66	94	129	129	96	66	64	644
信濃寮			2	3	10	5	3	23
上郷	53	81	144	111	103	62	51	605
ケアハウス上郷	1	6	3	4	2	1		17
笑みの里			2	4	14	25	10	55
上村	8	8	8	4	8	5	8	49
南信濃	26	29	45	23	26	12	8	169
遠山荘			1	1	2	19	14	37
住所地特例者	2		17	10	31	82	108	250
計	563	756	1,310	1,067	846	825	749	6,116

独居高齢者・高齢者世帯数 H28. 4. 1

独居高齢者	高齢者世帯	介護老人ホーム
234	212	12
238	158	13
232	232	16
218	199	7
200	130	10
139	160	9
380	413	13
85	123	4
67	97	8
75	105	1
107	116	3
202	257	7
62	93	4
36	57	2
133	178	16
355	512	10
494	513	10
523	605	11
53	44	2
182	207	8
4,015	4,411	167

※この数値は市保有データから作成したものであり、あくまで参考値です。確定した数値については欄外の国保連データを参照ください。

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考：H27. 9. 30現在)	566	730	1,280	1,065	856	834	785	6,116
(参考：国保連データ)	563	755	1,316	1,070	846	826	750	6,126

H27. 4. 1

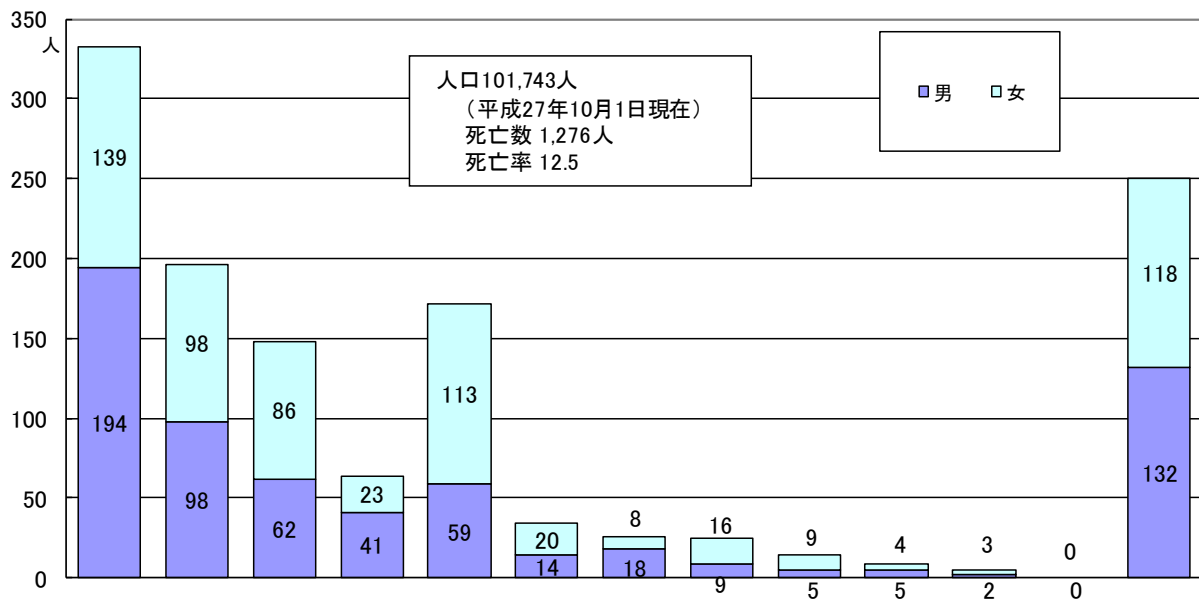
3,919	4,556	175
-------	-------	-----

5 保健課

5-1 人口動態

年	人口	出生				合計特殊 出生率	死亡				自然 増加	備考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
14	107,220	538	528	1,066	9.9	1.65	507	450	957	8.9	109	人口 10.1 現在
15	107,107	553	500	1,053	9.8	1.66	530	496	1,026	9.6	27	〃
16	106,835	537	476	1,013	9.5	1.62	559	462	1,021	9.6	△ 8	〃
17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	〃
18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃

◎死因別死亡統計(平成27年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	333	196	148	64	172	34	26	25	14	9	5	-	250
死亡率 (人口10万対)	327.3	192.6	145.5	62.9	169.1	33.4	25.6	24.6	13.8	8.8	4.9	0.0	245.7
死亡割合(%)	26%	15%	12%	5%	13%	3%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	20%

資料: 県衛生年報

5-2 母子保健

1. 平成27年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	417	15	76	158	105	46	17
経産婦数	499	2	30	142	203	104	18
総届出数	916	17	106	300	308	150	35

2. パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	妊婦の受講		夫の受講		妊婦内訳（再掲）	
		実人員	延人員	実人員	延人員	第1子	第2子以上
H23	24	82	294	49	49	74	8
H24	24	88	297	52	61	76	12
H25	20	76	153	58	58	67	9
H26	20	76	164	60	60	62	14
H27	20	83	198	67	76	74	9

3. 平成27年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼 児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	21	21	4	6	818	843	132	148	862

4. 先天性股関節脱臼検診状況

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度
受診数(人)	男 451 女 444	男 440 女 423	男 438 女 402	男 403 女 417
受診率(%)	98.2	97.2	97.9	98.1
要治療者	男(人)	-	-	1
	女(人)	6	3	1

5. 平成27年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数(率)	フォロー児数(率)
4か月児健診	48	837	839	100.2	1 (0.1)	27 (3.2)
7か月児相談	48	827	800	96.7	20 (2.5)	49 (6.1)
12か月児相談	48	840	820	97.6	17 (2.1)	60 (7.3)
1才6か月児健診	44	886	851	96.0	19 (2.2)	92 (10.8)
2才児相談	42	886	838	94.6	38 (4.7)	150 (17.9)
3才児健診	43	896	871	97.2	16 (1.8)	67 (7.7)

6. 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	27年度参加者の主訴
H24	36 (継続 10、新規 26)	98	発達の遅れ 39
H25	29 (継続 11、新規 18)	83	母親の不安等 8
H26	45 (継続 11、新規 34)	145	母乳相談、離乳食相談 1
H27	48 (継続 11、新規 37)	129	その他 0

7. 平成 27 年度 乳児ふれあい体験学習

	内 容	スタッフ
事前学習	母子保健事業について、安全な抱き方、元気な赤ちゃんを産み育てるために、質問について、当日の注意	学校教諭 保健師
体験学習	高校生：7か月児相談・12か月児相談に参加（27年7月から28年3月） 松尾公民館・伊賀良公民館・県保健センター	保健師 栄養士 学校教諭
まとめの学習	体験学習をもとに感想文をまとめる	学校教諭

*実施校 4校（下農、長姫、風越、飯田女子）6回 92名

8. 乳幼児学級（平成 27 年度）

地区	教室名	対象年齢	実施回数	参加組数	延べ組数
橋北	0歳児学級	0歳	9	11	63
	橋南	1歳児学級	1歳	19	23
東野 (3館合同)	2歳児学級	2歳	18	18	184
	3歳児学級	3歳	18	19	158
羽場	0、1歳児学級	0～1歳	18	22	198
羽場・丸山	2歳児学級	2歳	18	18	143
	3歳児学級	3歳	22	18	181
丸山	すくすく	0～1歳	20	13	105
伊賀良	0歳児学級	0歳	20	64	297
	1歳児学級	1歳	21	39	221
	2歳児学級	2歳	20	37	382
	3歳児学級	3歳	22	24	293
山本	なかよし広場	0～1歳	23	19	123
	ちびっ子広場	2～3歳	17	20	122
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	12	22	138
	乳幼児の広場	0～3歳	45	17	313
県	0歳児学級	0歳	6	18	65
	1歳児学級（りんご学級）	1歳	12	19	109
	1歳児学級（いちご学級）	1歳	12	34	205
	2歳児学級（たんぼぼ学級）	2歳	18	53	356

	つくし学級	3歳	21	31	297
竜丘	0歳児学級	0歳	6	21	83
	1歳児学級	1歳	11	40	219
	2歳児学級	2歳	16	18	139
	3歳児学級	3歳	11	17	105
川路	すくすく学級	0～3歳	12	15	109
松尾	0歳児学級	0歳	6	51	180
	1歳児学級Aチーム	1歳(4～9月生)	11	44	284
	1歳児学級Bチーム	1歳(10～3月生)	11	42	279
	いちごクラブ	2歳	15	52	286
	どんぐりクラブ	3歳	11	38	210
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	22	15	163
下久堅	ぽっかぽかいちご	0～1歳	11	22	120
	ぽっかぽかあひる	2～3歳	12	25	137
千代	ちよっ子クラブ	0～3歳	20	11	92
龍江	0・1歳児学級(りす)	0～1歳	12	15	104
	2・3歳児学級(ぞう)	2～3歳	12	18	92
座光寺	びよびよ教室	0～1歳	18	26	245
	2歳児学級	2歳	17	16	165
	3歳児学級	3歳	10	10	85
上郷	0歳児学級	0歳	5	33	87
	1歳児学級	1歳	14	59	278
	2歳児学級	1歳	11	34	172
	3歳児学級	3歳	11	27	148
上村	ひよこちゃんの日	0～3歳	9	4	21
南信濃	すこやか学級	0～3歳	8	6	31
合計	27年度		693	1,198	8,048
	26年度		708	1,267	8,773
	25年度		685	1,391	9,054
	24年度		704	1,245	8,306
	23年度		771	1,303	9,157

スタッフ・講師

保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1. 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
胃検診	2,545	5,687	4,425	4,091	4,008	4,007
子宮頸がん検診	1,750	2,387	2,015	1,831	2,141	1,636
乳房検診	2,677	4,748	4,103	4,226	4,582	4,450
肺がん検診	7,310	8,121	8,359	8,023	7,794	7,920
大腸がん検診	3,945	9,268	8,508	8,552	8,923	9,196

*子宮頸がん検診、乳房検診、大腸がん検診は、がん検診推進事業を含む。

(1) 子宮がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果					未受診
			がん	異形成	頸管炎	その他	異常なし	
H22	1,750	29(1.7)	2	7	-	13	6	1
H23	2,387	56(2.3)	-	21	-	28	2	5
H24	2,015	44(2.2)	-	18	-	13	2	11
H25	1,831	46(2.5)	-	19	4	17	1	5
H26	2,141	55(2.6)	4	11	4	22	6	8
H27	1,636	22(1.3)	2	11	0	5	1	3

*22～26年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳房検診

ア. 乳房検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果						未受診
			がん	乳腺症	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H22	409	18(4.4)	-	2	2	1	3	7	3
H23	1,781	56(3.1)	-	12	7	7	4	11	15
H24	1,513	53(3.5)	-	5	5	16	4	10	13
H25	1,629	38(2.3)	-	1	12	11	1	5	8
H26	1,736	47(2.7)	1	11	17	11	3	4	-
H27	1,873	56(3.0)	1	10	10	20	3	4	8

*23年度からエコー単独検診。

イ. マンモグラフィ検診

年度	受診者 数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精 密 検 査 結 果							未受診
			がん	乳腺症	乳腺 のう胞	乳腺腫瘍	乳腺線維腺 腫	その他	異常なし	
H22	2,268	71(3.1)	3	9	9	5	-	20	12	13
H23	2,967	96(3.2)	3	12	-	-	2	21	22	36
H24	2,590	95(3.7)	6	9	6	-	4	10	33	27
H25	2,597	107(4.1)	3	16	14	-	6	15	46	7
H26	2,846	99(3.5)	5	16	20	-	6	16	31	5
H27	2,577	115(4.5)	6	25	20	-	9	21	25	9

*22～26年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

*23年度より偶数年齢を対象。

(3) 肺がん検診

ア. ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H22	528	30(5.7)	1	-	18	2	9
H23	1,658	92(5.5)	3	11	47	4	27
H24	2,605	184(7.1)	1	1	136	25	21
H25	2,546	112(4.4)	6	1	74	11	20
H26	2,514	159(6.3)	5	1	104	16	33
H27	2,578	177(6.9)	2	-	125	24	26

*24年度より対象年齢が40～74歳になる。

*23年度より偶数年齢を対象。

イ. レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H22	6,782	123(1.8)	8	56	36	1	22
H23	6,463	111(1.7)	3	46	39	-	23
H24	5,754	91(1.6)	6	45	20	-	20
H25	5,477	97(1.8)	5	45	24	-	23
H26	5,280	135(2.6)	7	58	46	-	24
H27	5,342	111(2.1)	6	58	33	-	14

*17年度より65歳以上の方を対象に、結核検診と併用して全市で実施。

(4) 大腸がん検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	ポリープ	大腸憩室	肛門疾患	その他	異常なし	
H22	3,945	381(9.7)	8	100	17	27	6	84	139
H23	9,268	855(9.2)	14	223			83	158	377
H24	8,508	711(8.4)	6	123			82	84	416
H25	8,552	672(7.9)	17	181			87	135	252
H26	8,923	748(8.4)	20	241			89	211	187
H27	9,196	645(7.0)	13	230			93	142	167

(5) 胃検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率 %)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H22	2,545	329(12.9)	1	229	35	-	64
H23	5,687	784(13.8)	10	552	73	-	149
H24	4,425	581(13.1)	5	416	42	-	118
H25	4,091	422(10.3)	1	315	17	-	89
H26	4,008	434(10.8)	1	327	29	-	77
H27	4,007	484(12.0)	3	383	33	-	65

(6) 平成 27 年度がん検診推進事業

ア. 子宮頸がん検診 (20 歳及び H25 年度の対象者のうち未受診者)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成 6 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生	503	57	11.3%
平成 4 年 4 月 2 日～平成 5 年 4 月 1 日生	468	31	6.6%
昭和 62 年 4 月 2 日～昭和 63 年 4 月 1 日生	434	44	10.1%
昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日生	515	57	11.1%
昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日生	593	45	7.6%
合計	2,513	234	9.3%

イ. 乳がん検診 (マンモグラフィ検診) (40 歳及び H25 年度の対象者のうち未受診者)

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日生	749	245	32.7%
昭和 47 年 4 月 2 日～平成 48 年 4 月 1 日生	717	89	12.4%
昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日生	665	49	7.4%
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日生	650	61	9.4%
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生	655	59	9.0%
合計	3,436	503	14.6%

ウ. 大腸がん検診

年齢	対象者数	受診数	受診率
40 歳	1,513	325	21.5%
45 歳	1,297	242	18.7%
50 歳	1,254	222	17.7%
55 歳	1,230	247	20.1%
60 歳	1,401	407	29.1%
合計	6,695	1,443	21.6%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	内訳 (B+C 精密検査)		
H25	40歳	1,395	441	集団検診	320	A 211人	B+C 109人	(34.6%)
	45歳	1,322		個別検診	121	A 94人	B+C 27人	(22.3%)
H26	40歳	1,450	480	集団検診	332	A 271人	B+C 61人	(18.4%)
	45歳	1,384		個別検診	148	A 116人	B+C 32人	(21.6%)
H27	40歳	1,511	448	集団検診	309	A 244人	B+C 65人	(21.0%)
	45歳	1,297		個別検診	139	A 114人	B+C 25人	(18.0%)

*H25年度より実施。H26～基準値を変更。

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、医療保険者は40～74歳の加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査「特定健康診査」を実施することが義務付けられた。

ア 受診状況 平成26年度

	男性	女性	計
対象者数	8,329	8,982	17,311
受診者数	2,437	3,396	5,833
受診率	29.3%	37.8%	33.7%

平成26年度特定健診実施率は33.7%で前年度に比べ1.2%低下、目標の45%には達しなかった。女性に比べ男性の受診率が低い。

イ 特定保健指導実施状況

特定保健指導は、特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し規定された内容および方法により継続支援を行い、6ヶ月後実施評価を実施する。

	平成26年度
対象者数	526
終了者数	419
終了率	79.7%

終了者：特定保健指導実施方法に規定された内容および方法により6ヵ月後の実績評価まで完了した者
 終了率＝終了者／対象者

平成26年度の特定保健指導実施率は79.7%で目標の60%を上回っている。

(9) 生活保護受給者、被支援者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付)に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、健康増進法の厚生労働省令で定める健康増進事業として市町村が実施することになっている。福祉課に対象者の抽出を依頼し、特定健診(集団)に合わせて実施している。

平成27年度受診者数：7人

2. 健康教育

(1) 実施回数と参加人数（平成 27 年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	408	53	119	1	84	1	666
参加延人員	7,588	1,327	2,179	33	1,575	20	12,722

個別健康教育の実施状況（平成 27 年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託
高 血 圧	177	-	176	-	42	-	39	-
脂質異常症	351	-	347	-	74	-	73	-
糖 尿 病	291	-	291	-	31	-	27	-
喫 煙	-	-	-	-	-	-	-	-
計	819	-	814	-	147	-	139	-

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア. 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

イ. 対 象 者：65歳以上の一般市民

ウ. 内 容：ずくバンドによる筋力づくり運動 自主活動グループ

エ. 参加状況（平成 27 年度）

地 区	実施回数	実人員	参加延べ人数
橋北	46	10	281
橋南	46	14	208
羽場	47	20	618
丸山	91	30	880
東野 1	22	12	195
東野 2	17	12	120
伊賀良	22	20	154
山本	48	8	267
鼎	44	30	877
竜丘	46	20	737
川路	19	8	102
松尾	50	13	348
下久堅	48	7	234
上久堅	24	12	168
千代	33	9	151

龍江	49	26	680
上郷	49	31	873
座光寺	45	20	462
計	746	302	7,355

(3) 運動教室 (平成 27 年度)

ア. 教室の状況

実 技

講 話 血圧について、食事について (講師：保健師、栄養士)

健康と運動について、家庭でできる運動の紹介等 (講師：健康運動指導士)

講座名	腰痛予防講座
対象年齢	男性 40～70 歳
会 場	松尾公民館
回 数	5 回
講 師	アイスク健康運動指導士 梅村和代
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック (血圧・体重) ・長座位前屈 ・ストレッチやいすに座ってできる簡単な運動を通じて、硬くなった関節や筋肉をほぐしていく。 ・ミニ健康講座 ・アンケート調査
スタッフ	健康運動指導士、保健師、栄養士

イ. 参加状況 (1回でも参加した人)

講 座 名	腰痛予防 男性
実 人 員	31
延 べ 人 数	119
1 回平均人数	23.8

(4) 消防団健康教室 (平成 27 年度)

ア. 対象

第 5 分団 (松尾地区消防団)

第 10 分団 (伊賀良地区消防団)

イ. 会場・内容

毎回、体重・血圧の測定を行う。(初回は腹囲測定も実施)

地 区	松尾	伊賀良
会 場	松尾公民館	伊賀良公民館
第 1 回目	食事 (バイキング)、カロリー計算、 基準のご飯量 メタボリックシンドロームについて	食事 (バイキング)、カロリー計算、 基準ご飯量 メタボリックシンドロームについて 歯の話、咬合力測定

第2回目	プラステンについて 運動	プラステンについて 運動
第3回目	高血圧について カロリー当てクイズ 歯の話、咬合力測定	高血圧について 塩分・カロリー当てクイズ

ウ. 参加状況

	松尾	伊賀良
実人員	19	24
延べ人数	43	53
1回平均人数	14.3	17.6

エ. スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

(5) 健康教室（平成27年度）

ア. 会場：上郷公民館

イ. 内容

1回	開講式 自己紹介 グループワーク プラステン 健康づくり家庭訪問結果
2回	食品表示について 楽しく動こう【運動】
3回	健診結果から あなたの食事はどうですか？【料理バイキング】
4回	バランス食について 野菜を摂りましょう【調理実習】
5回	コレステロール・糖のしくみについて 油を減らそう【調理実習】
6回	高血圧について 塩分を減らそう【調理実習】
7回	歯の健康について 修了式 グループワーク 食のボランティア活動について

ウ. 参加状況

実人員	延べ人数	修了者数
17人	98人	14人

(6) 広報活動

ア. いいだFM「かごこし歳時記 健康いいだ」月1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日：毎月第4木曜日

イ. 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回

健康づくりに取り組む市民の紹介。

ウ. 健康いいだ21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ。

(7) 「健康いいだ21フェスティバル2015」生活と健康まつりとして開催

ア. 開催月日：平成27年10月24日（土）

イ. 場所：県公民館、県文化センター

ウ. 参加延べ人数：1,400人

3. 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 平成 27 年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高 血 圧	221	2,173
	脂 質 異 常 症	-	-
	糖 尿 病	10	24
	歯 周 疾 患	19	440
	骨 粗 鬆 症	1	20
	女 性 の 健 康	5	23
	病 態 別 (肥満、心臓病等)	9	52
総 合 健 康 相 談		223	2,448
計		488	5,180

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 219 日

相談延人員 16,299 人

4. 訪問指導事業

(1) 訪問指導実施状況（母子保健を除く）平成 27 年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	4	4
	40～64歳	233	282
	65歳以上	70	83
	計	307	369
個別健康教育対象者	39歳以下	1	2
	40～64歳	59	72
	65歳以上	28	31
	計	88	105
閉じこもり予防	39歳以下	1	1
	40～64歳	7	13
	65歳以上	21	29
	計	29	43
介護家族者	39歳以下	-	-
	40～64歳	10	18
	65歳以上	26	39
	計	36	57
寝たきり者	39歳以下	-	-
	40～64歳	3	7
	65歳以上	6	7
	計	9	14
認知症の者	64歳以下	-	-
	65歳以上	20	43
	計	20	43
その他	39歳以下	28	41
	40～64歳	789	873
	65歳以上	80	126
	計	897	1,040
合 計	計	1,386	1,671

5-4 介護予防事業

1 いきいきリハビリ事業

【目的】

身近な場所でいきいきリハビリを定期的に行うことにより、老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。

* 高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）

* 高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）

* 支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、調理実習、季節の行事、

保育園児等との世代間交流

(1) 平成27年度実施状況

地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員の年齢構成						
			計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
1	橋北公民館	12	7	-	7	1	85	7.1	-	-	-	2	1	2	1	1
2	小伝馬町1丁目自治会館	10	12	-	12	1	91	9.1	-	-	2	1	6	2	1	-
3	橋東中央通り公民館	11	14	-	14	-	104	9.5	-	-	-	-	5	6	3	-
4	橋北浜井町自治会館	12	8	-	8	-	73	6.1	1	-	-	-	-	2	4	2
5	橋北大王路自治会館	11	9	1	8	2	71	6.5	1	-	-	1	1	2	4	1
6	橋北江戸浜町公民館	12	13	-	13	2	124	10.3	-	-	1	3	3	4	2	-
7	橋南御蔵公会堂	20	11	-	11	2	167	8.6	2	-	-	1	3	4	1	2
8	橋南りんご庁舎	21	18	-	18	2	249	11.9	2	-	1	1	7	6	2	1
9	羽場正永町2丁目集会所	12	16	-	16	1	150	12.5	-	-	-	2	5	7	2	-
10	羽場第一公会堂	12	11	-	11	3	104	8.7	-	-	2	4	1	3	1	-
11	羽場羽場公民館	20	15	-	15	2	131	10.9	-	-	-	-	3	5	3	4
12	丸山今宮2丁目集会場	12	18	-	18	-	130	10.8	-	-	1	6	3	4	3	1
13	丸山丸山2丁目集会場	11	19	2	17	4	114	10.4	1	1	1	3	5	8	1	-
14	丸山丸山4丁目集会場	21	14	-	14	-	216	10.3	-	-	-	4	3	6	1	-
15	東野東野自治会館	18	11	-	11	2	136	7.6	1	-	-	-	1	5	3	2
16	東野東野公民館	19	14	-	14	1	191	10.1	1	-	-	1	2	6	4	1
17	一色一色公民館	12	18	-	18	-	185	15.4	-	-	1	7	5	3	2	-
18	鼎切石会館	21	18	-	18	-	229	12.7	2	-	-	1	3	8	6	-

地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
			計	男性	女性	新規参加										
19	上茶屋公民館	21	13	-	13	-	164	10.9	3	-	-	1	1	4	3	4
20	中平公民館	19	16	-	16	-	145	10.4	1	-	1	1	3	5	3	3
21	下山福祉センター	23	16	-	16	-	212	11.8	1	-	1	3	4	6	1	1
22	西鼎公民館	22	9	1	8	-	86	6.6	-	-	-	-	3	4	2	-
23	東鼎公民館	22	18	1	17	-	159	11.4	3	-	-	2	1	8	4	3
24	名古熊公民館	12	22	-	22	-	144	12.0	-	-	-	3	5	4	6	4
25	大瀬木コミュニティセンター	22	16	-	16	1	215	11.3	-	-	-	1	1	6	6	2
26	中村会館	22	22	-	22	3	226	11.3	2	-	-	2	8	11	1	-
27	北方会館	11	21	-	21	1	173	17.3	1	-	-	1	9	6	5	-
28	育良町記念会館	12	12	-	12	3	120	10.0	-	-	-	3	3	4	2	-
29	下殿岡集会所	21	9	-	9	-	153	7.7	1	-	-	1	6	2	-	-
30	上殿岡集会所	22	12	-	12	-	184	9.2	1	-	-	-	4	2	6	-
31	西の原集会所	21	9	-	9	-	140	7.4	-	-	-	2	3	3	1	-
32	山本公民館	11	6	-	6	1	52	4.7	1	-	-	-	-	-	2	4
33	大明神集会所	12	5	-	5	-	47	3.9	-	1	-	1	1	1	1	-
34	久米会館	20	15	-	15	-	199	9.9	-	-	-	3	3	5	3	1
35	箱川郷づくり研修センター	21	11	-	11	-	183	8.7	-	-	-	2	1	4	4	-
36	常盤台集会所	18	47	3	44	2	719	39.9	5	1	7	8	12	8	9	2
37	八幡公会堂	12	9	-	9	1	82	6.8	1	2	1	1	2	1	2	-
38	毛賀公民館	17	23	6	17	5	246	12.3	2	-	1	2	3	10	4	3
39	松尾公民館	18	19	-	19	-	301	16.7	2	-	1	3	8	3	4	-
40	代田公民館	17	41	11	30	-	369	28.3	2	-	2	14	5	7	10	3
41	久井集会場	18	16	3	13	-	211	11.8	5	-	-	-	1	8	5	2
42	上溝集会所	19	20	1	19	1	267	14.1	2	-	2	1	7	3	7	-
43	清水コミュニティ消防センター	11	25	4	21	25	168	15.2	0	-	-	4	7	9	4	1
44	新井コミュニティ消防センター	21	19	2	17	3	352	16.7	2	-	-	2	9	7	1	-
45	下久堅公民館	17	13	-	13	1	198	11.6	1	-	-	2	1	5	4	1
46	虎岩交流センター	16	9	-	9	2	121	7.6	2	-	-	3	2	2	2	-
47	下虎岩公民館	18	16	2	14	-	235	13.1	-	-	-	-	3	10	2	1
48	柿野沢区民センター	18	12	-	12	1	180	10.0	1	-	-	-	6	3	2	1
49	南原区民センター	19	14	1	13	2	181	9.5	1	-	-	1	3	6	3	1
50	越久保センター	22	21	10	11	2	389	17.6	4	-	1	1	5	8	5	1
51	小野子下集会所	11	11	-	11	4	99	9.0	1	-	-	1	2	5	2	1
52	原平集落センター	20	10	-	10	1	196	9.8	-	-	1	-	1	7	1	-
53	大鹿区民センター	11	7	-	7	-	56	5.0	4	-	-	-	2	-	2	3
54	野池公民館	15	19	-	19	1	223	14.9	2	-	2	-	5	9	3	-
55	下村公会堂	13	13	-	13	-	98	7.5	1	-	-	3	3	6	1	-

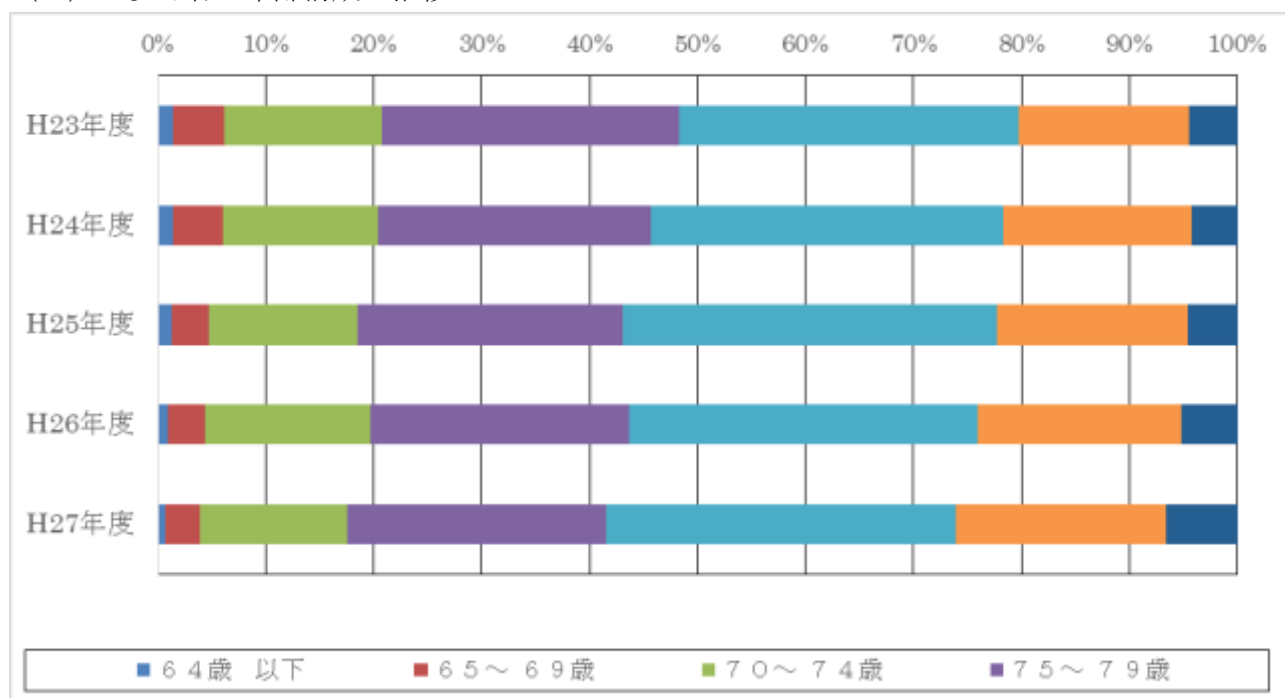
地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
			計	男性	女性	新規参加										
56	米川公会堂	16	18	-	18	1	178	11.1	-	-	1	5	7	3	2	-
57	大郡農事集会所	12	17	-	17	3	149	12.4	-	3	4	6	2	2	-	-
58	米峰・毛呂窪ふれあいセンター	11	13	-	13	1	92	8.4	2	-	-	2	3	5	3	-
59	芋平公民館	12	7	-	7	-	72	6.0	-	-	1	2	-	3	1	-
60	法山振興センター	13	21	4	17	1	151	11.6	-	1	1	4	8	6	-	1
61	1区公民館	22	17	-	17	6	271	12.3	-	-	-	-	3	7	4	3
62	龍江公民館	17	10	-	10	-	129	7.6	1	-	-	1	1	4	3	1
63	3区公民館	18	9	-	9	-	126	7.0	1	-	-	-	1	3	5	-
64	尾科集会所	10	11	-	11	-	100	10.0	-	-	-	4	3	4	-	-
65	時又ふれあいセンター	12	13	-	13	-	131	10.9	2	-	-	-	6	4	2	1
66	上川路公民館	10	14	-	14	-	114	11.4	3	-	-	-	1	2	7	4
67	竜丘 駄科区民センター	11	24	-	24	-	180	16.4	1	-	1	1	11	8	2	1
68	駄科集落センター	10	10	-	10	-	97	9.7	2	-	-	-	1	4	4	1
69	長野原区民センター	11	32	1	31	3	212	19.3	-	-	1	3	7	11	9	1
70	竜丘公民館	12	37	-	37	2	295	24.6	-	-	-	7	8	14	8	-
71	2・3区公民館	11	15	-	15	1	148	13.5	-	1	-	5	4	5	-	-
72	川路 5区公民館	6	14	6	8	14	73	12.2	-	-	4	5	3	2	-	-
73	6区コミュニティセンター	11	20	4	16	1	194	17.6	1	-	1	7	7	5	-	-
74	竜峡会館	12	11	2	9	1	105	8.6	2	-	2	1	2	1	3	2
75	8区公民館	11	24	2	22	-	176	16.0	1	-	-	3	4	11	5	1
76	三穂 北伊豆木(第2集会所)	11	6	-	6	-	53	4.8	-	-	-	-	-	5	1	-
77	第5集会所	10	11	-	11	-	91	9.1	-	-	-	-	1	4	6	-
78	立石第11集会所	12	9	-	9	-	90	7.5	1	-	-	-	1	7	1	-
79	上郷 黒田研修センター	11	12	-	12	-	70	6.4	-	-	-	-	2	2	6	2
80	下東消防コミュニティセンター	12	8	-	8	1	90	7.5	2	-	-	2	3	2	1	-
81	御殿山コミュニティセンター	11	16	-	16	-	120	10.9	4	-	-	-	3	8	3	2
82	多世代交流プラザ	12	12	1	11	1	103	8.6	1	-	-	1	4	5	2	-
83	上黒田集落センター	17	13	-	13	1	167	9.8	3	-	-	2	3	4	3	1
84	南条集落センター	12	12	-	12	-	120	10.0	-	-	-	1	4	6	1	-
85	楽寿会	11	14	5	9	2	117	10.6	-	-	-	1	-	8	4	1
86	城東3号公園	11	9	-	9	-	78	7.1	-	-	-	-	3	3	2	1
87	別府上コミュニティセンター	22	13	1	12	1	240	10.9	-	-	-	6	-	3	2	2
88	別府児童館	12	11	-	11	-	83	6.9	1	-	1	5	2	1	2	-
89	丹保研修センター	12	23	-	23	2	176	14.7	-	-	-	1	9	11	-	2
90	北条振興センター	20	12	-	12	1	193	9.7	1	-	-	1	6	2	1	2
91	飯沼南自治会館	17	13	-	13	-	177	10.4	1	-	-	-	4	3	3	3
92	2区会所	12	6	-	6	-	66	5.5	-	-	-	1	-	-	4	1

地区	会場名	年間回数	参加者実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
			計	男性	女性	新規参加										
93	恒川・清水会所	11	10	-	10	1	71	6.5	4	-	-	3	1	1	3	2
94	北市場会所	11	7	-	7	1	60	5.5	2	-	-	-	3	1	2	1
95	原・宮崎会所	17	14	-	14	1	180	10.6	-	-	-	3	5	3	3	-
96	宮の前会所	16	15	-	15	1	179	11.2	2	-	-	3	3	3	4	2
97	大堤会所	18	15	-	15	2	191	10.6	-	-	1	1	6	5	2	-
合計		1,458	1,440	74	1,366	132	15,551	10.7	101	10	47	196	345	466	281	95

(2) 参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者 (再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H23	100	1,685	1,647	19,339	11.5	125	23	79	240	453	517	260	75
H24	100	1,643	1,551	17,427	10.6	122	21	73	222	392	507	271	65
H25	99	1,537	1,539	16,523	10.8	126	20	52	212	379	534	272	70
H26	100	1,526	1,499	15,768	10.3	118	14	52	229	359	485	283	77
H27	97	1,458	1,440	15,551	10.7	101	10	47	196	345	466	281	95

(3) 参加者の年齢構成の推移



参加者は高齢化しており、後期高齢者が82.4%を占めている。
参加者の7%は介護保険の認定を受けている。

2 健脚大学フォロー教室

【目的】体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】概ね75歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

(1) 実施状況

年 度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H23	5	112	142	1,983	17.7
H24	5	112	171	2,055	18.3
H25	5	108	152	2,079	19.3
H26	5	108	147	1,846	17.1
H27	5	109	135	1,805	16.6

(2) 参加者アンケート結果 回答数：83人

健脚大学に参加して、何らかの効果があったと答えた方は、83人中83人で100%であった。
教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項 目	人数
筋力が維持・向上した	61
体力がついた	55
関節の痛みが減った	40
その他	17

5-5 精神保健

1. 精神訪問指導

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
精神保健	145	195	170	150	90

2. こころの相談窓口

* 実施日 毎月第2・4月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）

* 会場 市役所保健センター（H27.1月～りんご庁舎）

* 相談員 南信地域活動支援センター 精神保健福祉士

* 実施状況（平成27年度）

① 実施回数 17回

③ 相談実人数 23人

④ 相談延べ人数 28人

⑤ 相談者の年齢内訳

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
相談者	1	6	9	7	3	2	28
対象者	8	4	4	6	3	3	28

⑥ 本人からの相談 18人、家族からの相談 10人

3. こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

① ホームページの作成

② 自殺対策強化月間（3月）

パンフレット「みんなで守りましょう大切な『いのち』」の各戸配布
のぼり旗・ポスターの掲示

FMいいだ

（2）研修会・講演会の開催

① 民生児童委員会における精神障がい者支援のための研修（3会場）

② こころの健康講座（ゲートキーパー講座）

5-6 栄養指導

1. 母子保健 (平成 27 年度)

対象者	集団指導		個別指導		内 容	
	回数	延人数	回数	延人数		
パパママ教室	4	21	—	—	妊娠中の食生活について	
離乳食講座	初期	12	184	—	—	乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	10	142	—	—	
乳 児	4 か月児	48	844	48	376	離乳食の開始と進め方
	7 か月児	48	801	48	389	離乳食中期の正しい在り方・1日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ3回食にむけて
	12 か月児	48	818	48	405	1日の目安量・実物展示 グループワークからの疑問
幼 児	1 歳 6 か月児	44	851	44	434	幼児食について おやつとの与え方・嘔吐ことの大切さ
	2 歳児			42	838	個別相談、虫歯予防とあごの発達をふまえたおやつ工夫
	3 歳児	43	869	43	386	食育への意識づけ
乳 幼 児	32	364	—	—	乳幼児学級 食事とおやつ指導	
学童・生徒 小学生、中学生 高校生	2	48			食事づくり体験を通し食への関心を高める正しい食習慣を実践できるようにふれあい体験学習	
そ の 他	10	171	3	3	その他、乳幼児食指導・乳幼児訪問 ぱくぱくキッチン	
合 計	301	5,113	276	2,831		

2. 生活習慣病予防及び健康増進 (平成 27 年度)

対象者	集団指導		個別指導		内 容
	回数	延人数	回数	延人数	
健康教室(継続)	7	98			栄養・運動・休養の学習
男性健康教室	6	96			消防団への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特定保健指導	—	—	261	261	特定健診時に食事調査を行い結果報告
健康増進教室 (講座・単発の事業)	55	1,370			栄養・運動・休養 食生活全般 高齢者・男性他
まちづくり委員会 健康福祉委員会等	1	32			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員	442	25,905			伝達講習会、文化祭
そ の 他			4	4	訪問指導、健康相談
合 計	511	27,501	265	265	

5-7 歯科保健

1. 母子歯科保健 (平成 27 年度)

対象者	回数	延人数	内 容
妊 婦	5	42	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1 歳 児	48	820	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	44	851	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
2 歳 児	42	838	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳 児	43	871	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小 学 校 歯科保健指導	15	2,205	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
そ の 他	22	238	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合 計	219	5,865	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1人当たり むし歯本数 (本)
1歳6か月児	886	851	96.0	7	0.8	22	3.1	0.03
3歳児	896	871	97.2	128	14.7	484	3.8	0.6

2. 成人歯科保健 (平成 27 年度)

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	18	230	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にペリオスクリーン検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	33	1,176	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性
合 計	51	1,406	

3. 高齢者歯科保健 (平成 27 年度)

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	4	33	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	6	87	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防
合 計	10	120	

5-8 献血

(1) 飯田市献血実績

(単位：人)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
飯伊献血実績	2,839	2,837	2,813	2,720	2,477

飯 田 市 実 績	2,194	2,193	2,124	2,076	1,816
200ml 献血者 (構成比)	398 18.1%	410 18.7%	307 14.5%	236 11.4%	75 4.1%
400ml 献血者 (構成比)	1,796 81.9%	1,783 81.3%	1,817 85.5%	1,840 88.6%	1,741 95.9%

※ 現在、成分献血は移動献血車では実施せず、県内では長野献血ルーム（TOiGo）・松本献血ルーム（サントビューネ）・長野県赤十字血液センター諏訪出張所の3箇所のみで実施している。

5-9 健康福祉委員等活動

1. 組織の概要

平成 19 年 3 月までは、飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が、市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 622 人が活動している。

〈各地区健康福祉委員等人数〉（平成 27 年度）

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地 区	橋 北	12	三 穂	20	竜 丘	9	松 尾	36	座光寺	40
	橋 南	41	山 本	21	川 路	7	下久堅	18	上 郷	100
	羽 場	16	伊賀良	88	鼎	80	上久堅	4	上 村	8
	丸 山	14					千 代	33	南信濃	15
	東 野	15					龍 江	22		

2. 健康福祉委員等研修会

各地区の代表者連絡会を開催し、統一して取り組む課題について研修会を行っている。

全 市	平成 27 年 7 月 6 日	飯田市健康福祉委員等研修会 講演 人生を楽しくする運動のすすめ 講師 中京大学スポーツ科学部教授中京大学 大学院体育学研究科教授 湯浅 景元 氏	参加者 健康福祉 委員等 244 名
	平成 27 年 5 月 22 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 健康ケア計画 2015 について 乳がんの予防・早期発見について 歩こう動こうプラステン (+10 分)	19 名
各地区	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市統一課題 1 歩こう動こうプラステン (+10 分) 2 乳がん予防・早期発見について ・ その他各地区に応じた内容 	

5-10 食生活改善推進活動

1. 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広げる活動を行う。

2. 飯田市食生活改善推進協議会

15 支部から 2 名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた 21 の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

合 同 研 修 会	平成 27 年 4 月 25 日	講演「糖尿病ってどんな病気？」 講師 森山医院 院長 森山 聡 先生	参加者 74 名
飯田市伝達講習会①	平成 27 年 6 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「口からはじめる健康づくり」 ・歯の健康を保とう～Ca, ビタミン A, D, C～ 	26 名
飯田市伝達講習会②	平成 27 年 7 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「こうや豆腐 DE はじめる 新生活」 ・域産域消 こうや豆腐を使った料理 	26 名
飯田市伝達講習会③	平成 27 年 10 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「飯田市の健康づくりと食生活改善推進協議会活動」 ・生活習慣病とロコモ予防～乳製品を使ったレシピ 	26 名
飯田市伝達講習会④	平成 28 年 1 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「飯田市特定健診の結果から」 ・酸味や香味を利用して減塩しよう 	26 名
県推進大会 (上田市サントミュージゼ)	平成 27 年 8 月 28 日	・第 47 回長野県食生活改善推進大会	29 名

3. 活動内容

活 動 内 容	回数	普及対象者数 (人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	60	945	740
地区活動	69	1,147	550
7か月相談試食補助	48	777	49
子ども・親子料理教室	70	1,850	301
いきいき教室・高齢者教室	34	1,199	108
文化祭 (準備含む)	28	14,287	190
分館事業 各種教室・団体料理教室 その他 (フォーラム等)	134	5,700	1,010
合 計	443	25,905	2,948

5-11 救急医療対策事業

1. 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制					
在宅当番医制事業 (第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）					
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後3時					
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分					
	〔眼科当番〕					
休日夜間急患診療所運営事業 (第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） および 午前9時～午後5時 診療時間 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分					
病院群輪番制 病院運営事業 (第2次救急医療体制)	診療科目 内科・外科					
	病院群輪番制協定病院名					
	<table border="0"> <tr> <td>飯田市立病院</td> <td>輝山会記念病院</td> </tr> <tr> <td>飯田病院</td> <td>慶友整形外科病院</td> </tr> <tr> <td>健和会病院</td> <td>市瀬整形外科</td> </tr> </table>	飯田市立病院	輝山会記念病院	飯田病院	慶友整形外科病院	健和会病院
飯田市立病院	輝山会記念病院					
飯田病院	慶友整形外科病院					
健和会病院	市瀬整形外科					
<table border="0"> <tr> <td> 郡 下伊那赤十字病院 </td> <td>下伊那厚生病院</td> </tr> </table>	郡 下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院				
郡 下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院					
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間 24時間体制 (午後10時30分から翌朝8時30分までは、音声案内)					

2. 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月
（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

区分		年度				
		23	24	25	26	27
休日	診療日数	72	74	74	74	73
	利用者数	1,690	1,758	1,703	1,816	1,597
	1日平均	23.5	23.8	23.0	24.5	21.9
夜間	診療日数	366	365	365	365	366
	利用者数	5,282	4,978	4,373	4,360	4,372
	1日平均	14.4	13.6	12.0	11.9	11.9

5-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター	上村保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3092-9	飯田市上村 742-3
規模	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	318.70	2,399.34	/	490.00
床面積 1 階	300.97	433.32		241.89
2 階	303.75	(庁舎と併設)		258.99
3 階	276.22			
延床面積	880.94	433.32		500.88
開館	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 59 年 5 月 10 日	昭和 58 年 4 月 1 日
建設費	134,563 千円	436,410 千円	158,813 千円	45,666 千円
財源内訳				
国庫補助金	32,228 千円	18,390 千円	21,415 千円	12,402 千円
県費補助金	8,000 千円	8,000 千円	8,000 千円	5,910 千円
起債	66,600 千円	192,400 千円	102,100 千円	19,572 千円
一般財源	27,735 千円	217,620 千円	27,298 千円	7,782 千円
合計	134,563 千円	436,410 千円	158,813 千円	45,666 千円

5-13 予防接種

平成 27 年度実施状況

		ワクチン種類		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	H27年度以前 の予診票で の接種	接種総 数(飯田 市実施分)		
集団接種	児童	ジフテリア 破傷風 (二種混合)	二期	892	890	99.8	—	890		
				81	64	79.0	7	71		
個別接種	乳幼児	B C G		847	586	69.2	250	836		
		ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ (四種混合)	一期	初回	2,541	2,012	79.2	513	2,525	
				追加	845	634	75.0	198	832	
		急性灰白髄炎	一期	初回	—	—	—	32	32	
				追加	—	—	—	49	49	
		日本脳炎	一期	初回	1,734	1,503	86.7	279	1,782	
				追加	905	807	89.2	122	929	
			二期	1,860	525	28.2	295	820		
		麻しん風しん (MR) 混合	一期	851	765	89.9	94	859		
			二期	931	878	94.3	1	879		
		ヒブワクチン	初回	2,541	2,229	87.7	298	2,527		
			追加	851	758	89.1	128	886		
		小児用肺炎球菌 ワクチン	初回	2,541	2,228	87.7	300	2,528		
			追加	851	762	89.5	120	882		
		水痘ワクチン	1回	851	745	87.5	164	909		
			2回	845	573	67.8	695	1,268		
				子宮頸がんワクチン		—	—	—	—	—
		高齢者	高齢者インフルエンザ			32,147	20,903	65.0	—	20,903
			成人用肺炎球菌ワクチン			1,501	437	29.1	927	1,364

※H26年10月から、水痘と高齢者肺炎球菌が定期化された。

5-14 不妊治療費助成事業

1. 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

次のいずれにも該当する方

- (1) 夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日含む前1年以上飯田市に住んでいること。
- (2) 法律上の夫婦であること。
- (3) 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込がなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月の申請については前々年所得）の合計が730万円未満であること。
- (5) 長野県が指定する指定医療機関において、不妊治療を受けていること。
- (6) 夫婦に市民税等の滞納がないこと。

助成金の額

特定不妊治療1回につき、その医療費(自己負担額)の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は10万円を上限とする。なお、他団体(長野県等)から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費(自己負担額)を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

夫婦一組につき、1年度当たりの助成回数は、2回を限度とする。（年数の制限はなし）

2. 申請実績

年度	申請者数(実)	延べ件数	補助金額(円)
H18	31	31	2,866,114
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357
H26	61	93	8,312,079
H27	70	117	10,270,756

5-15 後期高齢者医療制度

1. 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

後期高齢者医療のポイント

医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。

すべての被保険者に保険料を負担していただきます。

保険料の額は前年の世帯の所得に応じて決定されます。

保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。

資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。

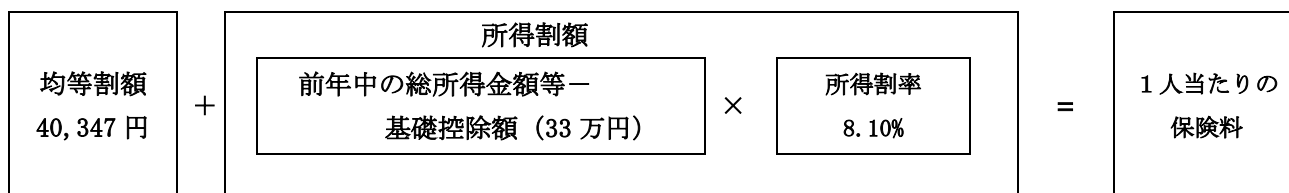
窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

保険料のしくみ

保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

平成27年度の保険料額



所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって次のように軽減されます。

- 8.5割軽減 → 33万円を超えない世帯（世帯内の被保険者が年金収入のみで、それぞれが80万円以下の場合）は9割軽減
- 5割軽減 → 33万円+26万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯
- 2割軽減 → 33万円+47万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、当分の間「均等割額」が9割軽減され、所得割額負担はありません。

2. 高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	計	伸 率	対人口比	75 歳 以上	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当	受給者数	伸 率	対人口 比
20 年度	16,691	-1.0	15.3	16,084	607	301,405	0.8	13.9
21 年度	16,895	1.2	15.6	16,341	554	306,556	1.7	14.2
22 年度	17,021	0.7	15.8	16,542	479	311,637	1.7	14.5
23 年度	17,148	0.7	16.0	16,727	421	316,130	1.4	14.8
24 年度	17,241	0.5	16.2	16,851	390	320,453	1.4	15.0
25 年度	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4
26 年度	17,429	0.4	16.7	17,084	345	325,789	0.6	15.5
27 年度	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8

3. 後期高齢者医療の状況（平成 27 年度）

（1）医療費

	総医療費 (千円)	医療給付費		再掲(千円)				
		(千円)	うち 7 割分	うち 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	14,703,749	13,586,728	649,984	12,936,745	13,267,185	35,628	170,506	104,575
長野県	272,270,158	251,212,064	10,332,279	240,879,784	245,556,704	910,292	2,436,874	2,138,917

	葬祭費		対象人員 (人)	1 人当り 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,039	51,950	17,556	837,534
長野県	19,059	952,950	330,213	824,529

（2）飯田市の保険料収納状況

①現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
581,364	581,364	-	100.00	364,839	363,637	1,202	99.67

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
946,203	945,001	1,202	99.87

②過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
2,654	2,164	106	384	81.54

5-16 医療給付事業

1. 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0~18歳年度末)と、障がい者のうち0~満18歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書ごとに500円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担 区分	一部 負担
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等		
子ども					
入院 0歳~中学校3年 外来 0歳~小学校就学前	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 中学校卒業後~満18歳年度末 外来 小学校1年~満18歳年度末		なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳1・2級	福祉課 障害福祉係	特別障がい 者手当準拠	特別障がい 者手当 準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳3級		所得税非課 税者		特別障がい 者手当準拠 (所得税非課 税者除く)	
療育手帳A1・A2・B1	保健課 医療給付係	特別障がい 者手当準拠	特別障がい 者手当 準拠	県 1/2 市 1/2	あり
65歳以上国民年金法 施行令別表該当		所得税非課 税者			
精神保健福祉手帳 1級(通院のみ)	福祉課 障害福祉係	特別障がい 者手当準拠 (所得税非課 税者除く)	特別障がい 者手当 準拠	市 100	あり
精神保健福祉手帳 2級(精神通院のみ)		特別障がい 者手当準拠			
精神通院(精神保健福祉手帳 1、2級を除く)		特別障がい 者手当準拠			
母子家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養手 当準拠(一部 支給)	児童扶養手 当 準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手 当準拠			
父母のない子		児童扶養手 当準拠			

* 一部負担「あり」の負担額は、1レセプトあたり500円

* 障がい者のうち、満18歳年度末までは所得制限なし。負担区分県1/2、市1/2

2. 福祉医療制度に対する所得制限一覧（H27. 4. 1 現在）

（1）障がい者に対する所得制限

特別障がい者手当 (障がい者本人に支給)	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

児童扶養手当 (母子家庭の母等に支給)	扶養親族等数	本人（母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所得額	所得額
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3. 子ども医療費給付金

(1) 給付実績（決算ベース）

単位：給付額 円、対象者 人

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
給付額	180,016,545	169,567,200	167,825,451	172,594,725	172,197,222
県費	43,805,000	41,362,000	41,393,000	40,104,000	42,465,000
市費	136,211,545	128,205,200	126,432,451	132,490,725	129,732,222
対象者	14,487	14,267	14,113	13,892	13,662

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児（所得制限なし、1,000円の一部負担金）
- S49. 4. 1 3歳未満児（所得制限なし、一部負担金を廃止）
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入（10日以上入院については所得制限なし）
ただし、10日未満の入院は市単で実施
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H11. 4. 1 4歳未満児（所得制限なし） 3歳児は市単 予算額 2,300万円
- H12. 4. 1 4歳児（所得制限あり） 4歳児は市単 予算額 450万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児（所得制限あり） 市単 予算額 200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
（所得税非課税世帯）
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当の限度額を導入
 - ・0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・4歳～小学校就学前児 外来 児童手当＋所得税非課税（市単）
- H17. 8. 1
 - ・0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
 - ・4歳～就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1
 - ・0歳～就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1
 - ・0歳～中学校就学前児
- H21. 10. 1
 - ・県制度変更 受給者負担金 300円→500円（飯田市は300円据置）
- H22. 4. 1
 - ・県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大（外来は据置）
- H22. 4. 1
 - ・0歳～中学校卒業年度まで（平成22年4月診療分から適用）
- H22. 10. 1
 - ・制度変更 受給者負担金 500円（平成22年10月診療分から適用）
- H28. 4. 1
 - ・0歳～18歳の年度末まで（平成28年4月診療分から適用）

4. 平成 27 年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
重心 県単	円 83,090,594	件 18,671	人 1,086	% 99.4%	% 101.2%
市単	5,745,075	3,210	273	96.8%	98.9%
県単 65歳以上国民年金別表該当	158,234,758	47,411	2,487	101.0%	96.4%
合計	247,070,427	69,292	3,846	100.4%	97.9%

(2) 子ども

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
県単 就学前の入・外 小1～中3の入院	円 84,931,333	件 52,711	人 13,662	% 105.9%	% 98.3%
市単 小1～中3の外来	87,265,889	61,050		94.5%	
合計	172,197,222	113,761	13,662	99.8%	98.3%

(3) 母子等

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
県単	円 33,849,096	件 17,329	人 2,295	% 100.4%	% 99.8%

(4) 父子

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
県単	円 3,043,812	件 1,189	人 178	% 118.8%	% 96.7%

(5) 総合計

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
総合計	円 456,160,557	件 201,571	人 19,981	% 100.2%	% 98.4%

5-17 国民健康保険

1. 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、世界的な経済危機の影響等によって急速に雇用情勢が悪化する中、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況に陥っている。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に加入できない高齢者や保険税負担能力の比較的低い人が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成 20 年 4 月から「後期高齢者医療制度」と医療費適正化の総合的な推進策として「特定健診・特定保健指導」などが開始され、退職者医療制度については平成 26 年度までに退職被保険者となった人が前期高齢者となるまでの経過措置とされた。現在は国保制度創設以来の大改革として、平成 30 年度から都道府県も保険者とする新制度についての施行準備が行われている。

飯田市国民健康保険では厳しい財政状況の中で、平成 27 年度の国民健康保険税について、医療分、後期高齢者支援金分、介護分のあん分率を平均 5.2%引き上げる改定を行った。

2. 保険給付等の状況

(1) 療養の給付(被保険者一部負担の残りは国保が負担)

①被保険者の一部負担金は、年齢などに応じた負担割合(病院窓口等の負担割合)

70 歳以上 75 歳未満の 現役並み所得者	3 割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと 1 割または 2 割負担の人でも一律 3 割負担。申請により認められると差額分を後で支給。
昭和 19 年 4 月 1 日以前の生まれで 75 歳未満	1 割	
昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれで 75 歳未満	2 割	
義務教育修学前(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前)	2 割	
上記以外	3 割	

②70 歳以上 75 歳未満の人の場合の自己負担限度額(1 カ月に負担する限度額がある)

所得区分	自己負担額	
	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 +医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1% (過去 12 カ月以内に B の自己負担限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円)
一 般	12,000 円	44,400 円
低 所 得 者 II	8,000 円	24,600 円
低 所 得 者 I	8,000 円	15,000 円

*低所得者 I、II の適用には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になる。

*外来(個人単位) A の限度額を適用後に入院と合算し世帯単位で限度額 B を適用する。個人単位で一医療機関の窓口払いは限度額までとなる。

(2) 療養費の支給

①入院時食事療養費(被保険者一部負担の残りは国保が負担)

入院中の1食の食事代にかかる費用のうち一定の額を負担。

一 般 (下記以外)		1食 360円	住民税非課税世帯等の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。(申請により交付)。申請月の初日より認定証を発行。 長期該当認定には申請が必要。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食 210円	
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	長期該当 1食 160円	
低所得者Ⅰ		1食 100円	

②申請による支給

次のような場合は、いったん全額自己負担。その後申請し、審査で決定すればあとで保険者負担分(年齢等による負担割合)である7割から9割を支給。

- ・不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けた。
- ・旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた。
- ・骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた。
- ・海外渡航中に治療を受けたとき。(治療目的で渡航した場合を除く。)

(医師が認めた場合だけの適用)

- ・手術などで輸血に用いた生血代。(親族から血液を提供された場合を除く。)
- ・コルセットなどの補装具代。
- ・はり、灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

③高額療養費の支給

同じ月内の医療費の一部負担金が自己負担限度額を超える場合に、申請をして認められれば限度額を超えた分を支給する。

ア. 70歳未満の自己負担限度額(高額療養費算定基準額)

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算する。
- ・入院・外来の場合は別計算。また、同じ医療機関でも歯科は別計算。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

○平成27年1月1日から

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降	世帯合算
ア 位 所 得 者	国保税課税所得が 901万円を超える	252,600円 (医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	140,100円	それぞれ 21,000円 以上
	国保税課税所得が 600万円を超え 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	93,000円	
ウ 一 般	国保税課税所得が 210万円を超え 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	44,400円	
	国保税課税所得が 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

○世帯合算：ひとつの世帯内で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合

(個人ごと)、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。

- 多数該当：過去 12 カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上になれば、多数該当として、4 回目以降の限度額を適用する。
- 事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代の減額の対象となる。(①参照)

イ. 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・外来は個人単位で計算し、入院を含む場合は世帯単位で計算する。
- ・病院、診療所、診療科の区別はなく、少額の自己負担、調剤薬局の自己負担も含めて合算する。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

70 歳以上	自己負担限度額（世帯単位）		
	外来（個人）		
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えたときは、超えた分の 1% を加算)	4 回目以降の限度額 44,400 円
一般	12,000 円	44,400 円	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

- 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。昭和 20 年 1 月 20 日以降生まれの 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。
- 低所得者Ⅱとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人に当たる。
- 低所得者Ⅰとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人にあたる。
- 外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ. 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳未満と以上に分け、70 歳以上の外来（個人単位）をまず計算する。その後、入院を含んだ場合は世帯単位の限度額で計算し、これに 70 歳未満の医療費（21,000 円以上の自己負担額）を合算して 70 歳未満の国保世帯全体の限度額にあてはめる。

エ. 高額の治療を長期間続ける場合

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を病院の窓口提出すれば、毎月の自己負担限度額は 10,000 円（上位所得者は 20,000 円）となる。

④高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できる。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）に支給基準額（500 円）を加えた額を超えたときは、その超えた分が支給される。

○平成 27 年 8 月以降の自己負担限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70 歳未満			70 歳以上 75 歳未満		
上位所得者	ア	212 万円	現役並み所得者	IV	67 万円
	イ	141 万円			
一般	ウ	67 万円	一般	III	56 万円
	エ	60 万円			
住民税非課税世帯	オ	34 万円	低所得者 II	II	31 万円
			低所得者 I	I	19 万円

* 低所得者 I で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

⑤移送費の支給

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑥訪問看護療養費の支給（被保険者一部負担の残りは国保が負担）

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

（3）その他の給付

①出産育児一時金の支給 420,000 円

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

②葬祭費の支給 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

（4）国保の給付が受けられない事例

①病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶

②業務上のケガや病気

これは、雇用主が負担すべきものであり、労災保険の対象となる。

③国保の給付が制限される時

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3. 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の合算額で課税される。（介護納付金課税額については40歳から64歳までの方）

(2) 国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ①所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ②資産割額 固定資産税額を基に算出する。
- ③均等割額 被保険者1人あたりにかかる税額。
- ④平等割額 被保険者の1世帯あたりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	10.00%	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

・賦課限度額は、医療分540,000円、支援金分190,000円、介護分160,000円。

(3) 軽減措置

①低所得世帯に対する応益割額の軽減

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。（所得の申告がない場合は軽減の適用外）

総 所 得 金 額	軽減率
33万円以下のとき	7割
(26万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	5割
(48万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	2割

②特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。（①と併用）

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	二分の一
特定継続世帯	四分の一

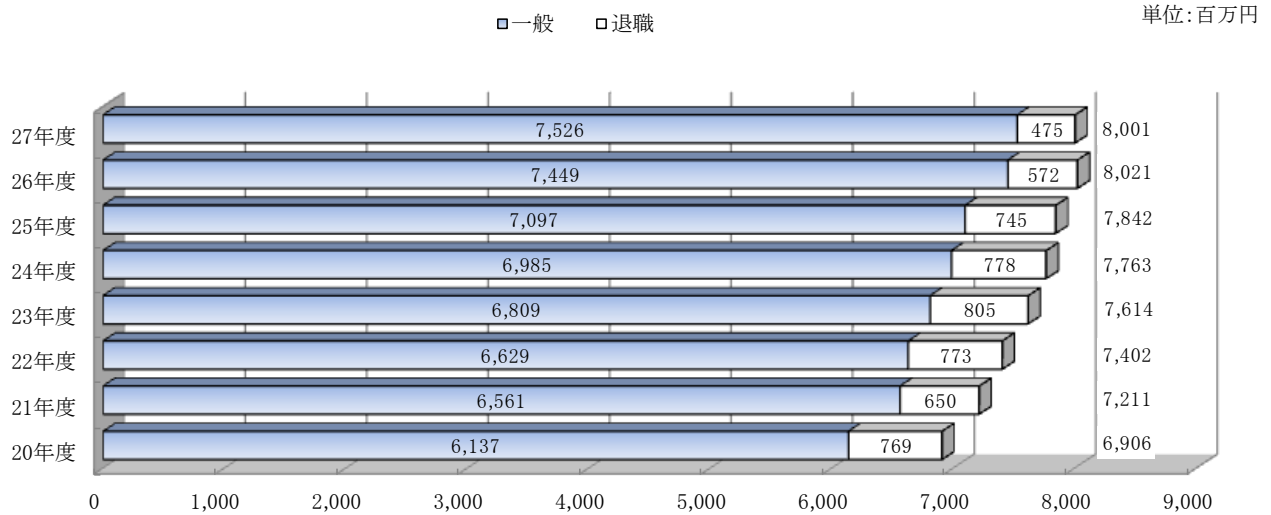
③非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を30/100とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。（①②と併用）

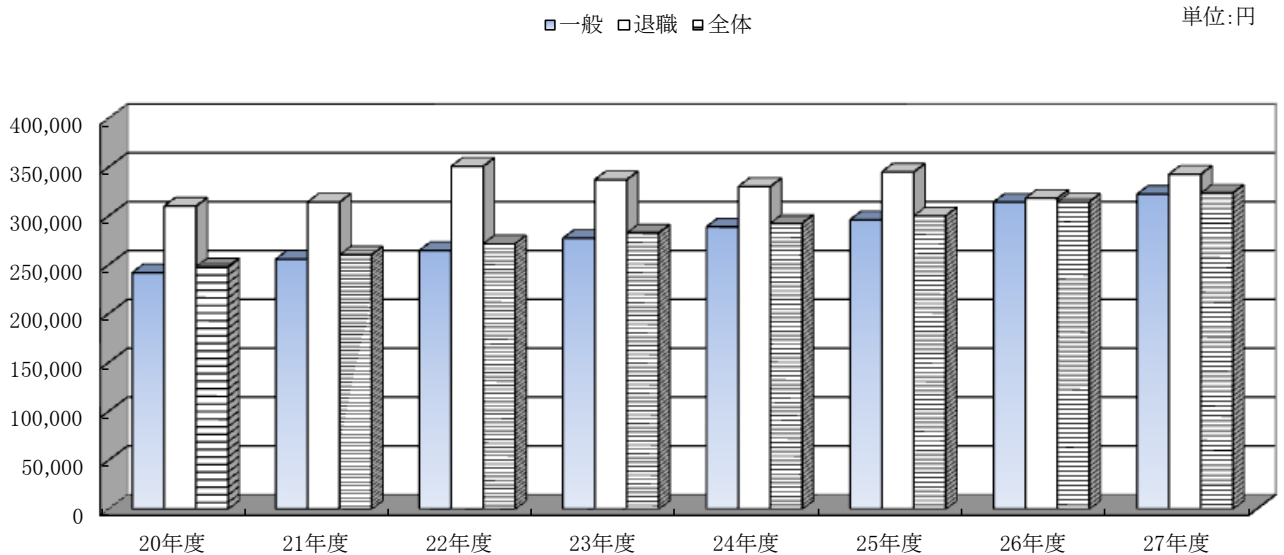
4. 被保険者等の状況

年度	世帯数			（年度平均） 全市人口	（年度平均） 国保被保険者	加入率 %	老人（再掲）		退職被保険者等 （再掲）		介護第2号被保険者 （再掲）	
	（年度平均） 全市	（年度平均） 国保世帯	加入率 %				（年度平均） 被保険者	割合 %	該当	（年度平均） 被保険者	割合 %	該当
18	37,458	21,501	57.4	107,570	41,991	39.0	13,350	31.8	8,072	19.2	10,816	25.8
19	37,639	21,501	57.1	106,971	41,356	38.7	12,895	31.2	8,512	20.6	10,320	25.0
20	37,797	15,830	41.9	106,480	27,831	26.1	—	—	2,479	8.9	10,003	35.9
21	37,819	15,307	40.5	105,782	27,711	26.2	—	—	2,069	7.5	9,934	35.8
22	37,931	15,023	39.6	105,255	27,246	25.9	—	—	2,204	8.1	9,862	36.2
23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	—	—	2,387	8.9	9,893	36.7
24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	—	—	2,357	8.9	9,606	36.2
25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	—	—	2,160	8.3	9,154	35.0
26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	—	—	1,798	7.0	8,688	34.1
27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	—	—	1,386	5.6	8,252	33.4

5. 総医療費の推移



6. 一人当たりの医療費



7. 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全体		一般		退職	
	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)
20年度	248,133	△ 35.5	242,073	25.8	310,100	△ 6.6
21年度	260,250	4.9	255,887	5.7	314,326	1.4
22年度	271,680	4.4	264,710	3.4	350,877	11.6
23年度	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9
24年度	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1
25年度	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
26年度	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
27年度	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7

8. 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年度	入 院			入 院 外			歯 科			計		
	受診率	1件当 り日数 (日)	一人当 たり費用 額(円)	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用額 (円)	受診率	1件当 り日数 (日)	一人当 たり費用 額(円)	受診率	1件当 たり日 数(日)	一人当 たり費用額 (円)
20	17.5	15.5	80,561	726.5	1.6	92,257	134.4	2.5	19,370	878.4	2.0	192,187
21	17.8	15.6	89,499	729.2	1.6	93,651	132.9	2.5	18,697	879.9	2.0	201,847
22	18.3	15.2	94,072	730.7	1.6	100,326	135.0	2.4	18,723	884.0	2.0	213,121
23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢 者支援金 (千円)	前期高 齢者納 付金 (千円)	老人保健医 療費拠出金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件数 (件)	給付額 (千円)	件数 (件)	給付額 (千円)	件数 (件)	給付額 (千円)				
20	356,257	4,941,378	16,257	99,931	8,023	530,553	1,111,251	1,337	206,580	479,317
21	357,556	5,146,699	16,803	104,408	8,367	584,968	1,207,601	3,287	86,593	445,191
22	355,778	5,290,497	16,598	99,906	9,220	647,224	1,101,649	1,779	20,418	462,806
23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	—	518,273
24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	—	543,380
25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	—	561,456
26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	—	567,828
27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	—	510,102

9. 平成 27 年度保健事業

事業名	内 容
1 特定健康診査等事業	<p>(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を平成 29 年度までに 25%減少することを目標として実施。</p> <p>① 対象者 40～74 歳の国保被保険者 17,749 人（H27. 4. 1 現在）</p> <p>② 助成額 ア 集団健診（40～64 歳） 5,992 円（自己負担額 2,000 円） 40 歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（65～74 歳） 5,988 円（自己負担額 2,500 円） 非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>③ 受診者数 5,656 人</p> <p>(2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。</p> <p>① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。</p> <p>② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1 回以上の面接による支援と 6 カ月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 362 人 ・6 カ月後評価終了者 281 人</p> <p>③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後 3 カ月以上の継続的な支援を行い、6 カ月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 176 人 ・6 カ月後評価終了者 120 人</p>
2 歯科健診事業	<p>(1) 歯科健診費用助成</p> <p>① 対象者 20 歳～64 歳の国保被保険者</p> <p>② 助成額 5,480 円 （自己負担額 1,000 円）</p> <p>③ 受診者数 89 人</p>

<p>3 健康 フェ ステ イバ ル 等</p>	<p>(1) 健康いいだ 21 フェスティバル 健康で明るいまちづくりを進める一環として、市民が直接見たり、体験したりすることを通じて、自らの健康に対する意識を高めることを目的に、健康いいだ 21 フェスティバルを「生活と健康まつり 2015」にあわせ開催。</p> <p>① 期 日 10月24日(土)</p> <p>② 会 場 鼎文化センター、鼎公民館</p> <p>③ 内 容 ア 各種展示(生活習慣病予防・こころの健康) イ 体験コーナー(体組成チェック) ウ 食育推進大会、食育コーナー 各種展示</p> <p>(2) 第29回飯田やまびこマーチ事業支援 期日 4月25日(土)～26日(日)</p>
<p>4 エ関普 イす及 ズる啓 予知発 防識事 にの業</p>	<p>成人式記念誌に、飯田市国民健康保険からのPRとしてエイズ予防に関する記事を掲載。</p>
<p>5 医 療 費 適 正 化 事 業</p>	<p>レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。</p> <p>(1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検</p> <p>(2) 医療費通知 2回(4、5、6月診療分)(7、8、9月診療分)</p> <p>(3) 医療費分析 病類統計(5月診療分)、国保連リスト・健診結果を活用</p> <p>(4) 医療費適正化に関する啓発活動</p>
<p>計</p>	<p>50,141千円</p>

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1. 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2. 所在地

飯田市栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3. 運営

(1) 組織及び議決機関（平成 28 年 4 月 1 日現在）

① 執行及び議決機関

- ア. 会長 1 名 イ. 副会長 3 名 ウ. 常務理事 1 名
エ. 監事 3 名 オ. 理事 15 名（会長、副会長、常務理事を含む）
カ. 評議員 31 名

② 部会、委員会の設置

- ア. 専門部会 社協の活動推進を図るため、専門的な調査、研究を行う。
（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）
イ. 生活福祉資金調査委員会 ウ. 善意銀行運営委員会
エ. 結婚相談員会 オ. ボランティアセンター運営委員会

③ 職員体制 277 名（常勤職員のみ。他非常勤 246 名）

- ア. 社協総括 常務理事 1 名
イ. 総務課
（ア）事務局 職員 8 名
ウ. 地域福祉課
（ア）事務局 職員 14 名
（イ）いいだ成年後見支援センター 職員 3 名
（ウ）飯田市生活就労支援センター 職員 4 名
エ. 地域包括支援課
（ア）いいだ地域包括支援センター 職員 11 名
（イ）かわじ地域包括支援センター 職員 8 名
（ウ）かなえ地域包括支援センター 職員 7 名
（エ）南信濃地域包括支援センター 職員 2 名
オ. 介護福祉課
（ア）事務局 職員 3 名
（イ）ヘルパーステーション 職員 33 名
（ウ）デイサービスセンター
・上郷デイサービスセンター 職員 18 名
・竜東デイサービスセンター 職員 12 名
・竜東知久平デイサービスセンター 職員 3 名
・北部デイサービスセンター 職員 11 名
・いいだデイサービスセンター 職員 8 名
・南信濃デイサービスセンター 職員 3 名
（エ）訪問入浴サービス 職員 3 名
（オ）介護相談センター 職員 13 名
カ. 特別養護老人ホーム飯田荘 職員 45 名
キ. 特別養護老人ホーム第二飯田荘 職員 36 名
ク. 特別養護老人ホーム遠山荘 職員 31 名

(2) 事業（平成 27 年度実績）

① 地域福祉部門

	事業区分	主な事業内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動推進事業	・地域福祉活動推進研修会の開催
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域福祉活動計画の策定	・17 地区で支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業（1泊 実施なし） ・家庭介護者ふれあい相談事業（日帰り 409 名参加）
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 12, 538 食
	⑦有償移送サービス事業	・高齢者・障がい者等歩行困難な要援護者に対する移動を援助する事業 10 地区で実施 年間 5, 129 回
	⑧小地域福祉活動事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援 （ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、合同研修会、有償サービス立上げ支援等）
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立を目的に介護と育児援助を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 1, 211 名 延べ 4, 101 回
	⑩母子・父子事業	・文集「ははこ草」発行支援 ・1 日バス旅行、いきいき講座支援
	⑪身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「福祉のつどい」「障がい者スポーツ大会」「身障協運動会」等支援
	⑫ふれあい福祉センター運営事業	・見守り支え合い事業推進 ・二次予防対象者介護予防事業、フォローアップ事業
相談・貸付事業	①特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 257 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	②法律相談事業	・相談延べ件数 99 件 ・相談員 17 名（弁護士会の協力による）
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 131 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 4 件 4, 545, 000 円 ・生活つなぎ資金 59 件 1, 989, 000 円 ・善意銀行（払出し 3, 487, 536 円、預託 10, 793, 796 円）
共同募金配分事業	①まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分 ・公園の遊具修繕配分
	②民間福祉施設配分	・私立保育園 8 園、障がい者施設 7 カ所、児童福祉施設 1 園に配分
	③歳末激励配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④地域福祉推進事業配分 市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 6 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（敬老の日事業、ボランティア推進事業、福祉教育推進事業他）
	⑤児童福祉配分	・市内小中学校図書整備助成 28 校に配分

② ボランティア部門

福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ564名 ・高校生を対象として夏休みに東日本大震災被災地支援活動を実施 参加者15名
	②福祉活動実践校事業	・小学校5校、中学校2校、高校1校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障がい）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ112名の講師を派遣
ボランティア活動推進に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・44のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・点訳、朗読、要約筆記、手話奉仕員、傾聴ボランティア養成の各講座を実施 受講者72名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成講座修了者フォローアップ講座	・被災時のボランティア需給調整役となるコーディネーターの養成講座修了者のフォローアップ
	④声の広報・点字広報等提供事業	・「広報いいだ」等の情報を視覚障がい者向けに朗読（カセットテープ、CD収録）、点訳をし、提供する。
	⑤ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア相談のコーディネート 年間254件 ・備品、車両の貸出
	①障がい者支援事業	・障がい者料理教室 月2教室 8名
	②介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者22名

【 関係団体等の支援 】

区 分	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長野県支部飯田地区（わたの実会）	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

【 赤い羽根共同募金実績（平成27年度の募金額） 】

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（%）	備 考
戸別募金	11,200,000	11,042,421	98.59	目安額1戸650円
法人募金	2,900,000	2,970,100	102.42	市内約1,100社
街頭募金	700,000	868,315	124.05	赤十字奉仕団等の奉仕で実施
学校・職域・その他の募金	200,000	258,102	129.05	市内小学校、中学校、高校、市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	300,000	323,000	107.67	歳末たすけあい、各団体・個人等
合 計	15,300,000	15,461,938	101.06	

③ 飯田市福祉会館（さんとびあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成 8 年 12 月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、(社福)長野県知的障がい者育成会 L サポート「あいあい」、NPO 法人飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっと すまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

平成 27 年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数	福 社 会 館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
348 日	4,608	35,508	875	36,383
前年度比	102.4%	90.0%	163.2%	91.0%

7 保健・社会福祉施設等一覧

7-1 市内保健福祉施設

1. 保健センター

(H28.4.1現在)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 保 健 セ ン タ ー	大久保町2534(改築中)	市		22-4511
鼎 保 健 セ ン タ ー	鼎中平1890-1	〃		22-7100
上 郷 保 健 セ ン タ ー	上郷飯沼3092-9 飯田市上郷公民館内	〃		24-7744
上 村 保 健 セ ン タ ー	上村754-2	〃		0260-36-2211

2. 診療所 (市立分のみ)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
休 日 夜 間 急 患 診 療 所	東中央通5-96	市		23-3636
千 代 診 療 所	千代932-5	〃		59-2014
上 久 堅 診 療 所	上久堅7513-5	〃		29-7015
三 穂 診 療 所	伊豆木4321-1	〃		27-4139
上 村 診 療 所	上村844-2	〃		0260-36-2050
上 村 歯 科 診 療 所	上村846	〃		0260-36-2089

3. 授産施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
今 宮 福 祉 企 業 セ ン タ ー	今宮町4丁目5608-9	市	30	22-3536
上 久 堅 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上久堅7513-1	〃	20	29-7026
鼎 福 祉 企 業 セ ン タ ー	鼎中平1961	〃	30	22-2901
上 郷 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上郷飯沼1743-1	〃	30	22-4039
上 村 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上村605	〃	15	0260-36-2069
南 信 濃 福 祉 企 業 セ ン タ ー	南信濃和田1541	〃	30	0260-34-2246

4. 老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員		電話番号
			入所	ショート	
信 濃 寮	鼎一色551	(社福)萱垣会	80		22-1338
ハートヒル川路	川路3457-1	(社福)ゆいの里	100	2	27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電 話 番 号
ヴィラ 緑 風 苑	山本 6719	(社福)綿半野原 積善会	50	25-3960
ケアハウス かみさと	上郷飯沼 477-1	(社福)八反田	30	53-7728

(3) 老人福祉センター

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
山本老人福祉センター	箱川 22-1	市	25-2277
南信濃老人福祉センター	南信濃和田 2326-2	〃	0260-34-2249

(4) 介護予防拠点施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014	市	22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106-1	〃	25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844-2	〃	0260-36-2835

5. 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

名 称	所 在 地	担 当 地 区	電 話 番 号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、 座光寺、上郷	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	鼎、伊賀良、山本	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	松尾、下久堅、上久堅、千代、 龍江、竜丘、川路、三穂	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	上村、南信濃	0260-34-1066

(2) いいだ成年後見支援センター

名 称	所 在 地	摘 要	電 話 番 号
いいだ成年後見支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	成年後見制度の相談窓口	53-3187

6. 児童福祉施設

(1) 乳児院

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電 話 番 号
風 越 乳 児 院	丸山町 4-7490-3	(社福)飯田風越 福 祉 会	10	22-4127

(2) 母子生活支援施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電 話 番 号
飯 田 市 北 方 寮	北方	市	18	22-2788

(3) 児童養護施設

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
風 越 寮	丸山町 4-7537-10	(社福)飯田風越 福祉会	50	22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町 305-6	(社福)長姫福祉会	30	22-3875

(4) 児童発達支援事業 (重心)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯田市こども発達センター ひまわり	松尾新井 5933-2	市	5	23-6097

(5) 保育所

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
丸 山 保 育 園	今宮町 2-113-2	市	50	22-2077
座 光 寺 保 育 園	座光寺 1716	〃	150	22-1147
松 尾 東 保 育 園	松尾寺所 5645-1	〃	145	52-2289
下 久 堅 保 育 園	下久堅知久平 940-2	〃	115	29-8055
上 久 堅 保 育 園	上久堅 7606	〃	20	29-7053
龍 江 保 育 園	龍江 4680	〃	90	27-3681
竜 丘 保 育 園	桐林 378	〃	75	26-8417
川 路 保 育 園	川路 3467-2	〃	45	27-3202
三 穂 保 育 園	伊豆木 5451-14	〃	45	27-3774
山 本 保 育 園	山本 3340-2	〃	90	25-2440
中 村 保 育 園	中村 1840-1	〃	90	25-7217
殿 岡 保 育 園	下殿岡 1020	〃	95	25-3707
鼎 東 保 育 園	鼎下山 538-2	〃	35	22-3878
鼎 み つ ば 保 育 園	鼎名古熊 2339	〃	150	53-3277
上 郷 西 保 育 園	上郷黒田 1488	〃	120	22-2441
上 村 保 育 園	上村 856-18	〃	20	0260-36-2143
和 田 保 育 園	南信濃和田 2596	〃	45	0260-34-2306
飯 田 仏 教 保 育 園	箕瀬町 1-2453	(社福)たちばな会	230	24-0402
飯 田 中 央 保 育 園	中央通り 2-9	(社福)白 鳥 会	150	22-4134
飯 田 子 供 の 園 保 育 園	馬場町 3-501	(社福)子 供 の 園	50	22-1389
時 又 保 育 園	時又 329	(社福)松 美 会	140	26-9208
風 越 保 育 園	丸山町 2-6728	(社福)和順福祉会	130	22-2389
伊 賀 良 保 育 園	大瀬木 1103	(社福)笠 松 会	150	25-7123
育 良 保 育 園	北方 130	(社福)白 鳥 会	140	23-5873
慈 光 保 育 園	宮の前 4410-1	(社福)慈光福祉会	45	23-1390
さ くら 保 育 園	山本 600-1	(社福)洗 心 会	60	28-1050
さ くら 保 育 園 久 米 分 園	久米 858-10	〃	20	25-3801
羽 場 保 育 園	白山通り 3-351-2	(社福)和順福祉会	70	23-1388
明 星 保 育 園	鼎切石 3928	(社福)明 星 会	120	24-8020

高松保育園	上郷黒田 236	(社福)伊那福祉会	90	22-4095
あすなろ保育園	育良町 3-15-2	(社福)あすなろ会	30	23-4656
千代保育園	千代 932-5	(社福)千代しゃくなげの会	45	59-2144
千代保育園千栄分園	千栄 1526-7	〃	15	59-2005
慈光松尾保育園	松尾城 3796-3	(社福)慈光福祉会	250	22-2244
上郷なかよし保育園	上郷飯沼 784-1	(社福)たちばな会	150	22-2440
〔保育園合計(公立17園、私立16園、私立分園2園)〕			3,265	

- *平成15年4月1日 久米保育園を(社福)洗心会に経営移管。さくら保育園久米分園を開園。
- *平成18年3月31日 鼎西保育園を閉園。
- *平成17年11月1日 千代保育園を(社福)千代しゃくなげの会に経営移管。千代保育園を開園。
- *平成18年4月1日 千栄保育園を(社福)千代しゃくなげの会に経営移管。千代保育園千栄分園を開園。
- *平成22年4月1日 松尾保育園を(社福)慈光福祉会に経営移管。慈光松尾保育園を開園。
- *平成25年3月31日 上郷南保育園、上郷北保育園を閉園。
- *平成27年4月1日 上郷東保育園を(社福)たちばな会に経営移管。上郷なかよし保育園を開園。

(6) 認定こども園 一覧表

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
慈光幼稚園	伝馬町2丁目31	(学校)高松学園	180	24-0415
飯田ルーテル幼稚園	仲ノ町1丁目7	(宗教)日本福音ルーテル教会	66	22-2213
聖クララ幼稚園	松尾代田1420-1	(学校)マリア学園	110	22-2916
入舟幼稚園・入舟保育園	宮ノ上4730	(学校)信濃キリスト教学園	110	24-5350
勅使河原学園	上郷黒田1880-1	(学校)勅使河原学園	145	22-7720
ビバ・チャイルド	鼎上山1815	(社福)一陽会	45	48-6335
〔私立6園〕			656	

- *平成27年4月1日、慈光幼稚園、飯田ルーテル幼稚園、聖クララ幼稚園、入舟幼稚園、勅使河原学園幼稚園が、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行。
- *平成28年4月1日、(社福)一陽会 ビバ・チャイルドを開園。

8. その他の子育て支援施設等

(1) 児童福祉センター・児童館・児童クラブ

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町 2-113-1	市	50	52-3463
座光寺児童センター	座光寺 1726-1	〃	50	53-2530
竜丘児童センター	桐林 2451-1	〃	50	26-8614
山本児童センター	山本竹佐 693	〃	50	25-8835
鼎児童センター	鼎中平 2451-9	〃	50	52-0910
高松児童館	上郷黒田 238-1	〃	30	52-3485
別府児童館	上郷別府 1195	〃	非登録制	24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町 1 丁目 3503	〃	25	22-8656
橋南児童クラブ	追手町 1 丁目 25-1	〃	25	52-6135
松尾第 1 第 2 児童クラブ	松尾城 4014	〃	100	52-6050
松尾第 3 児童クラブ	松尾城 3800-1	〃	40	52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平 118-1	〃	30	29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅 7606	〃	10	29-7001
龍江児童クラブ	龍江 3539	〃	25	27-4544
川路児童クラブ	川路 3457-1	〃	20	27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木 3778	〃	20	27-2166
伊賀良第 1 第 2 児童クラブ	大瀬木 1106-1	〃	100	25-4222
切石児童クラブ	鼎切石 4635-1	〃	30	53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼 3118	〃	40	52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平 1958-3	〃	30	23-2162
アイキッズスクエア	北方 130	(社福) 白鳥会	30	23-5873
千代学童クラブ	千代 932-5	(社福) 千代しゃくなげの会		59-2144

(2) つどいの広場

名 称	所 在 地	設 置 主 体	規 模	電 話 番 号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008	(NPO) おしゃべりサラダ	10	23-9666
子 育 て サ ロ ン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630-8	(NPO) おしゃべりサラダ	10	49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 時又保育園併設	(社福) 松 美 会	10	26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 育良保育園併設	(社福) 白 鳥 会	10	23-5873
ひだまりサロン	鼎名古屋 597-1 名古屋老人憩いの家	(NPO) ひだまり	10	52-2239
くまさんのおうち	千代 932-5 千代公民館内	(社福) 千代しゃくなげの会	10	59-2144
わいわいひろば	松尾代田 610 飯田女子短期大学	学校法人 高松学園	10	22-0070 内線 193
おしゃべりポトフ	山本 3378 山本公民館 大会議室	(NPO) おしゃべりサラダ	10	49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5501-1 (かごこし子どもの森公園内)	環境文化教育機構株式会社	10	59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241-1 飯田市上郷地域休養施設	(公社) 飯田広域 シルバー人材センター	10	22-8690
KanKan リトルジャイアント	飯田市龍江 7091-14 太田下集会所	感環自然村	10	49-8132
KanKan リトルスキッパー	伊豆木 5451-2 三保公民館内	感環自然村	10	49-8132

*平成 19 年 6 月 12 日、アイキッズスクエアいくらを開設

*平成 20 年 4 月 1 日、カンガルークラブを開設

*平成 20 年 4 月 1 日、なかよし広場ぞうさんを開設

*平成 22 年 7 月 12 日、わいわいひろばを開設

*平成 23 年 5 月 13 日、おしゃべりポトフを開設

*平成 25 年 7 月 9 日、親子であそぼ♪森っこを開設

*平成 26 年 10 月 17 日、ゆるり飯沼を開設

*平成 26 年 11 月 6 日、KanKan リトルジャイアントを開設

*平成 28 年 6 月 1 日、KanKan リトルジャイアントを開設

7-2 介護保険事業者一覧

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

(H28.4.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
ヘルパーステーション「りんご」	大通り 1 丁目 19 番地 1 南ビル 2 F	52-1651
おさひめ介護福祉事業部	追手町 1 丁目 44 番地	22-2940
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
飯田サポート・ヘルパーステーション	高羽町 1 丁目 4 番 12	24-8758
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	22-3622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 1 3 8 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 581 番地	56-8130
社会福祉法人みなみ信州指定訪問介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	27-2208
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	22-1338
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
ヘルパーステーションみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
ヘルパーステーションかわの	豊丘村河野 1669 番地 3	34-3636
阿智村社協指定訪問介護事業所	阿智村春日 3291 番地 4	45-2113
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 2621-6	37-1033

2. 訪問入浴介護

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
飯田市社協訪問入浴サービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター鼎	高羽町 1 丁目 4 番地 7	56-0261
アースサポート飯田	飯田市鼎名古屋 2518 番地 1	21-2311
ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田 2767 番地 1	77-3411
あったか伊那	伊那市御園 1293 番地 5	77-2131

3. 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田病院訪問看護ステーションたんぼぼ	大通 1 丁目 15 番地 (飯田病院)	22-8620
訪問看護ステーション健和会	鼎中平 1936 番地 (健和会病院)	21-4525
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	21-1299
輝山会訪問看護ステーション	毛賀 1707 番地 (輝山会記念病院)	26-6677
ふたば訪問看護ステーション	座光寺 3595	59-7627
訪問看護ステーションふれあい	高森町吉田 481 番地 13	35-1277
円会訪問看護ステーション	高森町牛牧 2468 番地 4	35-7550
南部訪問看護ステーションさくら	阿南町北條 2009 番地 1	0260-31-1003
あち訪問看護ステーション	阿智村駒場 447 番地 2	49-0211

4. 訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	24-6655
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3115
飯田市立病院	八幡町 438 番地	21-1255
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511

5. 通所介護 (デイサービス)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
デイサービスセンター「メイプル」	大通 1-30-2	56-8735
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194

下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	56-4643
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1537
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	48-5678
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
くれよんデイサービスセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
いいだケアセンター	北方 1270 番地 4	25-1008
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	28-2610
飯田市中心部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	26-8820
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	26-3410
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	27-4102
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
宅老所ふれあい街道ニイハオ	鼎切石 4080 番地 1	24-2180
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	48-6069
リハビリ専門デイサービス殿岡のりんご	下殿岡 1584 番地 1	48-6970
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
竜東知久平デイサービスセンター	下久堅知久平 781 番地	29-6117
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
わか葉	松尾寺所 7041 番地	53-4330
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
宅老所「ぬくもり」	山本 6722 番地 151	28-2280
宅老所きらら	山本 592 番地 2	55-3169
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンター田中の家	龍江 3283 番地 1	27-4610
ワンダフルデイ	羽場町 2 丁目 10 番地 4	52-5654
ほほえみ家族	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
万民ディサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	59-1150
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237

オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4339
小規模デイサービスいちばん星竜丘	時又 1034 番地 1	26-7221
デイサービスぽけっと	喬木村 15816 番地 1 の 2	33-7077
宅老所しおや	喬木村 534 番地 1	33-7055
宅幼老所びすけっとさくら亭	高森町下市田 2235 番地 6	35-9202
介護ホームそら	阿智村伍和 3158 番地 1	45-2310
阿智村社協デイサービスセンター第二幸寿苑	阿智村春日 3291 番地 4	45-2111
リハビリデイサービスあすなる	阿智村駒場 1075-4	43-3327
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172
デイサービスセンターさくら	松川町上片桐 3385 番地 1	37-1151
宅老所きずな	豊丘村神稲 352 番地	34-2555
どんつくデイサービスセンター	豊丘村大字河野 431 番地	48-6677

6. 通所リハビリテーション (デイケア)

名 称	所 在 地	電話番号
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
飯田市上郷老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3116
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	25-8112
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870

7. 福祉用具貸与

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
じどうしゃ屋セニアカー介護用品のお店	松尾上溝 2943 番地 1	24-1118
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島 3158 番地 3	49-8214
株式会社フロンティア長野営業所	松本市双葉 9 番地 26 号	0263-28-8823
株式会社介護センター花岡飯島店	飯島町飯島 2050 番地 1	96-0876

8. 特定福祉用具販売

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
ダイワ設備株式会社	丸山町 1 丁目 6995 番地 2	22-2382
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	三日市場 406 番地 1	28-2877
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	松川町元大島 3158 番地 3	49-8214
株式会社フロンティア長野営業所	松本市双葉 9 番地 26 号	0263-28-8823
株式会社介護センター花岡飯島店	飯島町飯島 2050 番地 1	96-0876

9. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム「わたぼうし」	羽場権現 1618 番地	24-2315
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	23-4552
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	26-1047
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	28-8110
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
飯田ケアハートガーデニンググループホーム 北方の郷	北方 1558 番地	28-2551
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	49-5152
グループホームめぐり山本	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホーム大門	大門町 22 番地	48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	25-0203
グループホームみつばさ	龍江 4510-1	48-5460

10. 特定施設入居者生活介護

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551	22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	27-2208
養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 299 番地	32-2075
養護盲老人ホーム光の園	下條村陸沢 7103 番地	27-2246
介護付有料老人ホームコスモス松川	松川町元大島 3255-5	48-6602
介護付有料老人ホームたまゆら(地域密着型)	北方 2688 番地 2	28-1416
わくわくホーム(地域密着型)	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335

11. 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

名 称	所 在 地	電話番号
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	28-2885
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
わか葉	松尾寺所 7041 番地	24-6757
ショートステイ姫宮	飯田市上郷黒田 2895 番地 1	21-7735

12. 小規模多機能型居住介護

名 称	所 在 地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	48-0118
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	23-4006
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	25-0246

13. 認知対応型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
デイサービスセンターあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
宅老所 姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンター明美 1 階	21-7735
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	24-8001
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	22-4758
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	52-2446
グループホームわだの家(共用型)	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
グループホームあぐり山本(共用型)	飯田市竹佐 653 番地 1	28-1173

14. 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806

15. 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 1	53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市社協竜東介護相談センター	下久堅知久平 123 番地	29-8299
居宅介護支援「飯田病院」	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
居宅介護支援「アップル」	羽場権現 1618 番地	21-1168

飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	21-1206
飯田市上郷在宅介護支援センター	上郷黒田 341 番地	24-3122
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	48-5343
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市かなえ在宅介護支援センター	鼎一色 551 番地	53-9411
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護支援事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 552 番地 1	56-8113
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1532
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	26-8111
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	56-2660
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2099 番地 2	25-0029
いいだケアサポート	北方 1270 番地 4	25-1008
えがお居宅介護支援事業所	三日市場 406 番地 1	28-2757
おいなんよ	桜町 1 丁目 9 番地 1	23-1803
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	27-4102
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	27-2929
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	24-8758
あんきの森居宅介護支援事業所	毛賀 1139 番地 1	53-3010
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	27-5105
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
介護のかふね居宅支援事業所	育良町 2 丁目 24 番 2 号	48-0428
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8641
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	53-5851
まちかど福祉相談所	上郷黒田 3304 番地 3	48-5643

16. 介護予防支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3 番地 7 堀端ビル 2 階	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066

17. 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3114 番地 1	23-7888
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	53-6677
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	26-8700
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	28-2260
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	27-4600
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	48-6640
特別養護老人ホームあさぎりの郷	高森町吉田 481 番地 1	34-3630
特別養護老人ホーム喬木荘	喬木村 3286 番地 1	33-4433
特別養護老人ホーム赤石寮	阿南町新野 28 番地 4	0260-24-2316
特別養護老人ホーム阿南荘	阿南町北條 2411 番地	0260-22-2171
特別養護老人ホーム阿智荘	阿智村智里 491 番地 41	43-2891
特別養護老人ホーム松川荘	松川町元大島 2965 番地 1	36-5200
特別養護老人ホーム第二光の園	下條村睦沢 7098 番地 8	0260-27-2271
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 773 番地 1	0260-32-3356
特別養護老人ホームやすおか荘	泰阜村 7565 番地 3	0260-25-2331
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910-1	52-4657

18. 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人龍川会西沢病院	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
橋上医院	阿智村駒場 359 番地 1	43-2118
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159 番地 1	36-2255

19. 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話番号
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525
長野県阿南介護老人保健施設	阿南町北條 2009 番地 1	0260-22-3800
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870

20. 訪問型サービス A (ホームヘルプサービス)

(H28. 4. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
飯田サポート・ヘルパーステーション	高羽町 1 丁目 4 番 12	24-8758
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 1 3 8 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 581 番地	56-8130
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 3314 番地 3	37-1033

21. 通所型サービス A (デイサービス)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	22-9111
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	27-4102
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
宅老所ふれあい街道ニイハオ	鼎切石 4080 番地 1	24-2180
あっとほーむりハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	48-6069

飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	52-5399
竜東知久平デイサービスセンター	下久堅知久平 781 番地	29-6117
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
介護センターめぐり	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
宅老所「ぬくもり」	山本 6722 番地 151	28-2280
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンター田中の家	龍江 3283 番地 1	27-4610
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	48-5460
万民ディサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	55-0047
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	49-8237
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	53-4339
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	49-0787
デイサービスぼけっと	喬木村 15816 番地 1 の 2	33-7077
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172
デイサービスセンターさくら	松川町上片桐 3385 番地 1	37-1151
どんつくデイサービスセンター	豊丘村大字河野 431 番地	48-6677

7-3 障がい福祉サービス事業者一覧

1. 居宅介護

(H28.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518-1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138-3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ハートケア 訪問介護サービス	毛賀 1139-1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1-19-1 南ビル 2 階	52-1651
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1-310-1	21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171-1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1-15	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2-24-2	25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807	56-9056
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374-1	49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304-3	48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4-5529-11	55-3069

2. 重度訪問介護

(H28.7.1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518-1	21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138-3 嶋屋ビル 2F	56-0261
ハートケア 訪問介護サービス	毛賀 1139-1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1-19-1 南ビル 2 階	52-1651
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374-1	49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1-310-1	21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525

ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171-1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1-15	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2-24-2	25-7738

3. 行動援護

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ヘルパーステーションみらい	上郷飯沼 3374-1	49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807	56-9056
行動援護事業所 クローバー	座光寺 4753-6	49-8143

4. 生活介護

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904-1	26-8820
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108-1	53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923-1	24-0904
明星学園	駄科 2191-1	26-9456
第二明星学園	駄科 2191-1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8066
地域活動センターみらい生活介護事業所	上郷黒田 2109-1	49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552-1	27-5100

5. 短期入所

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250	26-9456
第二明星学園	駄科 2191-1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
社会福祉法人 楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2-2561-4	56-8730
あさ寝坊	宮ノ上 3923-1	24-0904

6. 同行援護

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138-3 嶋屋ビル 2 階	56-0261
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304-3	48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4-5529-11	55-3069

7. 自立訓練

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(生活訓練) くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923-1	24-0904
(宿泊訓練) くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923-1	24-0904
(生活訓練) いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
(生活訓練) はなみずきの郷	箕瀬町 2-2561-4	56-8731
(宿泊訓練) はなみずきの郷	箕瀬町 2-2561-4	56-8731

8. 就労移行支援

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
ピカソ	座光寺 5806	52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8120
ドリーム	大瀬木 4338-2	48-5671

9. 就労継続支援A型

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351-2	56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419-1	56-1155
ハート	大瀬木 4338-2	48-5671
ホット	松尾明 7770-3	49-8448
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347	48-5933

10. 就労継続支援B型

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 Lサポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333	29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
指定障害者多機能型福祉施設 Lサポートあいあい	東栄町 3108-1	29-8776
いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
ホープ	大瀬木 4338-2	48-5671
地域活動センターみらい就労継続 B 型事業所	上郷黒田 2109-1	49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033-1	27-5100

11. 施設入所支援

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250	26-9456
第二明星学園	駄科 2250	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066

12. 相談支援事業

(H28.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(社福) 楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2-2561-4	56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108-1	24-3182
明日晴天にな〜れ	宮ノ上 3923-1	24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109-1	48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1-15	22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2-59	53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322-1	21-0416
相談支援事業所エール	東栄町 3108-1	53-2294
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803-10	28-8120
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
(社福) 長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333	29-8744
ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325	49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250	29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250	26-9456
スキップ まちかど 福祉相談所	上郷別府 3304-3	48-5643
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419-1	56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296-1	23-8994
相談支援事業所いいだケアサポート	北方 1270-4	25-1968
指定特定相談支援事業所 輪(リンク)	松尾明 7770-3	49-8775
まほろば相談支援事業所	長野原 131-9	26-9508
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419-1	48-6338
社会福祉法人 阿南町社会福祉協議会	下瀬 242	27-5107

13. 共同生活援助

(H28.7.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム 北方	北方 49-2	24-9817
グループホーム 南原	下久堅南原 995-4	29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984-3	48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690-3	22-8808
みち草荘	鼎下山 523	52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4-5683-5	23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242-6	27-5105
柿野沢	下久堅柿野沢 3333	29-8776
ほたる	下久堅柿野沢 3180	29-6588
ひまわり荘	宮ノ上 3887-1	23-4135
すみれ荘	旭町 274-2	24-0531
ひいらぎ荘	大通 1-41	22-5011
はなのき荘	丸山町 3-5955	23-7855
やまゆり荘	丸山町 1-6567-4	52-1039

有明寮	高羽町 2-5-1	22-4977
有誠寮	北方 2139-5	25-9033
北方のぞみハイツ	北方 68-7	48-0885
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179-1	52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271	53-0920
アシスティーさつき	大通 1-38	22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1-1-3	53-8150
アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2-199-1	23-5617
さくらそう	鼎一色 31-2	23-0910
新賀ハイツ	下殿岡 1469-1	25-7185
ケアホーム ふうりん	山本 627-1	26-9508
マイホーム	座光寺 5153-13	48-0056

14. 移動支援

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056-3	52-1591
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93	53-5851
ヘルパーステーションみらい飯田事業所	上郷飯沼 3374-1	49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304-3	48-5643

15. 地域活動支援センター

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556	0260-34-2461
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2-2561-4	56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242	27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131-9	26-9508

16. 日中一時支援事業

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851-8	21-5070
ぴゅあ はうす	上郷黒田 3325	49-8307
障がい児サポートセンターぴーす	白山町 3 南 1-61	49-3211
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1-8-4	53-5503
丘のりんご	知久町 1-18-1 2F	24-7665
児童・協働支援センターかでる	座光寺 1419-1	48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640

17. 訪問入浴

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ぼけっと	白山町 1-310-1	21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327-11	22-8194

18. 児童発達支援・放課後等デイサービス

(H28. 7. 1 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851-8	21-5070
みらいデイサービス飯田事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640
みらいこども発達支援センター	鼎上山 3771-12	48-0336
みらいデイサービス地活事業所	上郷黒田 2109-1	49-8911
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1-8-4	53-5503
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 南 1-6-1	49-3211
じよんのびハウス	上郷黒田 296-1	23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322-1	59-8014
びゅあ はうす	上郷黒田 3325	49-8307
児童・共同支援センターかでる	座光寺 1419-1	48-6338
丘のりんご	知久町 1-18-1	24-7665
児童デイサービス てんとうむし	座光寺 4753-6	49-8143
さくら	大瀬木 4338-2	48-5671

保健福祉事業の概要 平成 28 年度

平成 29 年 3 月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係